

点検・評価報告書

龍谷大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育課程・学習成果	33
第5章 学生の受け入れ	58
第6章 教員・教員組織	70
第7章 学生支援	82
第8章 教育研究等環境	96
第9章 社会連携・社会貢献	111
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	122
第2節 財務	133
終章	140

序章

本学は、2013年度に貴協会による認証評価を受審している。この認証評価結果において、長所として評価される事項があった反面、改善すべき「努力課題」7項目の指摘を受けた。

この評価結果は、全学内部質保証推進組織である全学大学評価会議において、①認証評価を通して顕在化した伸長すべき点や改善課題は、今後の自己点検・評価制度に活かしていくこと、②指摘された努力課題のすべてにつき計画的に改善の取組を進めること、併せて、③認証評価結果の「総評」に明記された助言についても、本学の内部質保証システムの1つである「組織としての自己点検・評価」の中で改善につなげていくことを決定した。加えて、関係部署のみならず、各組織を対象とした「認証評価に係る全学説明会」を開催し、認証評価結果を共有した。

認証評価結果の努力課題に対する「改善報告書」は、全学大学評価会議が全学的観点から改善状況の精査を行った上で、2017年7月に貴協会へ提出した。その後、「改善報告書検討結果」では、いくつかの事項に関して引き続き一層の努力が望まれるとの結果を得た。当該事項のうち改善中の課題については、自己点検・評価制度の中で顕在化させ、改善への取組をさらに進捗させるよう全学大学評価会議において確認している。

前回の認証評価受審（2013年度）以降、本学の内部質保証システムを一層充実させるため、様々な取組を行った。「組織としての自己点検・評価」では、2015年度に「大学評価に関する規程」の改正を行い、大学評価委員会委員の増員と、任期を短くして委員の負担軽減を図るとともに評価者養成を図ることとした。

「教員活動自己点検」においては、第5次長期計画の中でその活性化に向けた検討を行い、点検結果の組織的活用方策を含む「教員活動自己点検の手引き」（以下「手引き」）を作成した。手引きに基づく各組織のFD活動は、2017年度以降、全学大学評価会議において毎年度の計画と実績を確認し、全学でGood Practiceを共有する取組を行っている。

2019年度には、これまでの「龍谷大学内部質保証のあり方について」を見直し「内部質保証に関する方針」を定め、本学の内部質保証の基本的な考え方、内部質保証推進責任組織（全学大学評価会議）等について明示した。

教学マネジメントの観点からは、本学の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）を検証して、改善・向上の提言を担う委員会を設置し、教育の質向上を目指すこととしている。

本学では、2020年度から新しい長期計画「龍谷大学基本構想400」が始動する。本基本構想が掲げる将来ビジョンの達成に向けて、今後も内部質保証システムを通じた教育研究水準等の維持・向上に努めていく所存である。

以上

第1章 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部（学科）・研究科（専攻）の教育研究上の目的の設定

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

（1）大学の理念・目的の設定

本学は、1639年に西本願寺境内（京都市下京区）に設けられた教育機関「学寮」を起源とし、以来、教育・研究の灯火を絶やさず、有為の人材を養成することに努めてきた。明治初期には僧俗共学の要請に応じ、英語学・物理学・倫理学・経済学等を取り入れた教育を始めた。1905年には専門学校令により仏教大学として認可され、1922年の旧制大学令による認可の際に龍谷大学と改称した。1949年、新制大学令により新制大学文学部（4年制）として認可された。その後、1960年に深草キャンパス（京都市伏見区）を開設し、経済（1961年）、経営（1966年）、法（1968年）の各学部を設置した。1989年には、瀬田キャンパス（滋賀県大津市）を開設し、社会及び仏教系大学では初となる理工の両学部（2020年、「先端理工学部」に改組）を設置した。さらに国際文化（1996年、2015年「国際学部」に改組）、政策（2011年）、農学部（2015年）を設置し、各学部を基盤とする大学院研究科及び実践真宗学研究科を設置している。2019年には創立380周年を迎え、現在、3キャンパス（大宮・深草・瀬田）に、9学部10研究科1短期大学部を擁する総合大学に発展している。

この歴史的経緯の中で、本学の大学運営及び教学展開の拠り所となるのが建学の精神である「浄土真宗の精神」であり、このことは「学校法人龍谷大学寄附行為」第3条及び「龍谷大学学則」第1条に定めている（資料1-1、1-2）。

学校法人龍谷大学寄附行為

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、浄土真宗の精神に基づく教育を施すことを目的とする。

龍谷大学学則

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法にしたがい、浄土真宗の精神に基づく大学として、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。

上述のとおり、本学は浄土真宗の精神を建学の精神とする大学であり、「建学の精神」及び「龍谷大学の教育理念・目的」を次のとおり定めている。

龍谷大学「建学の精神」

龍谷大学の「建学の精神」は「浄土真宗の精神」です。

浄土真宗の精神とは、生きとし生けるもの全てを、迷いから悟りへ転換させたいという阿弥陀仏の誓願に他なりません。

迷いとは、自己中心的な見方によって、真実を知らずに自ら苦しみをつくり出しているあり方です。悟りとは自己中心性を離れ、ありのままのすがたをありのままに見ることのできる真実の安らぎのあり方です。

阿弥陀仏の願いに照らされ、自らの自己中心性が顕わにされることにおいて、初めて自己の思想・観点・価値観等を絶対視する硬直した視点から解放され、広く柔らかな視野を獲得することができるのです。

本学は、阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学び、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。このことを実現する心として以下5項目にまとめています。これらはみな、建学の精神あってこそその心であり、生き方です。

- ・すべてのいのちを大切にする「平等」の心
- ・真実を求め真実に生きる「自立」の心
- ・常にわが身をかえりみる「内省」の心
- ・生かされていることへの「感謝」の心
- ・人類の対話と共存を願う「平和」の心

龍谷大学の教育理念・目的

建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成する。

本学の建学の精神である「浄土真宗の精神」は、普遍的かつ不変のものであり、この建学の精神を具現化するところに本学の存在意義がある。

建学の精神及び教育理念・目的に掲げる「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」は、親鸞聖人の生き方を踏まえて、1969年に星野元豊第9代学長が要約したものである。まさに本学の育成すべき人間像をあらわしている。1996年には、建学の精神を共に学び共に実践するため、平易な表現として「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の5項目にまとめた。

(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の理念・目的の連関性

建学の精神に基礎をおく本学の教育理念・目的は、当然のことながら学部・研究科の教育理念・目的とも相通じるものである。学部・研究科の教育理念・目的は、建学の精神を拠り所に、学部・研究科の各学問分野の独自性を示すとともに、育成する人間像を明示している（資料 1-2、1-3）。

また 2015 年度に「学部・研究科の「教育理念・目的」と 3 つの方針（「卒業認定・学

位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」) 策定の基本方針」(以下「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」)を定めることにより、改めて大学の教育理念・目的と学部・研究科の教育理念・目的の関係性を明らかにした(資料1-4【ウェブ】)。

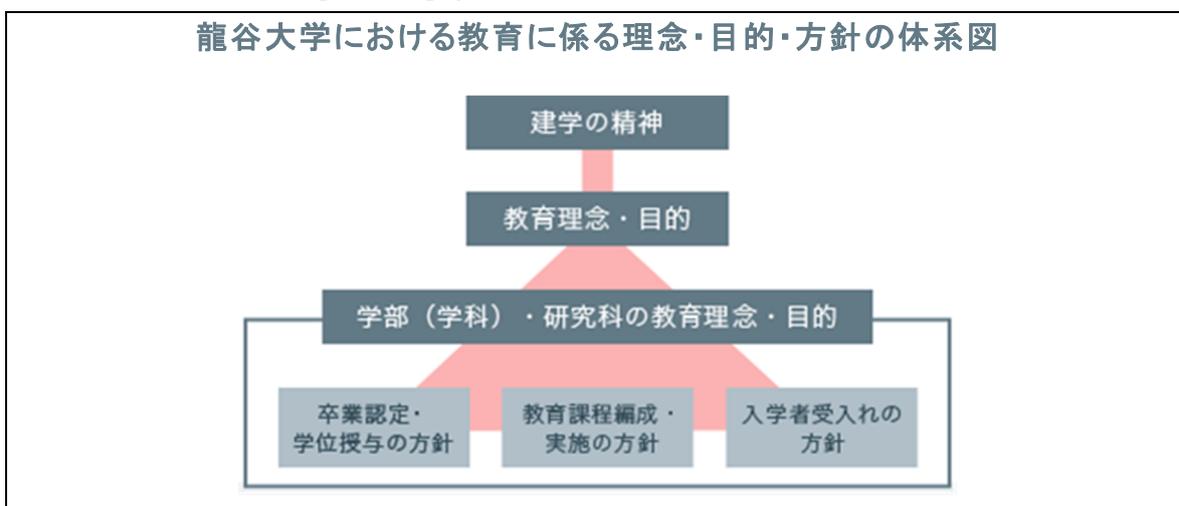


図 1-1 龍谷大学における教育に係る理念・目的・方針の体系図(資料1-4【ウェブ】)

以上のことから、本学は、大学の理念・目的を適切に設定し、各学部・研究科は、大学の理念・目的を抛り所に教育理念・目的を適切に明示して、両者は連関性を有していると評価する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部(学科)・研究科(専攻)の教育理念・目的の学則又はこれに準ずる規則等における適切な明示

評価の視点2：理念・目的の社会に対する公表、及び学生・教職員に対する周知

(1) 大学及び学部・研究科の教育理念・目的の学則等への明示

本学の理念・目的は、龍谷大学学則第1条に定めるとともに、本学ウェブサイト在建学の精神及び教育理念・目的として明示し社会に公表している。また、学部・研究科の教育理念・目的は、龍谷大学学則第2条の2及び龍谷大学大学院学則第3条の2にそれぞれ定めるとともに、本学ウェブサイトにおいて明示している(資料1-2、1-3、1-4【ウェブ】、基礎要件確認シート1、2)。

(2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の公表及び周知

建学の精神、教育理念・目的及び学部・研究科の教育理念・目的は、毎年度初めの学部教授会・研究科委員会¹において確認するとともに、学生には履修登録説明会で周知し、その浸透を図っている(資料1-5、1-6、1-7、1-8)。

また、本学ウェブサイトをはじめ、『大学案内誌』『大学院案内誌』で社会に公表するほか、学生及び教職員（非常勤講師を含む）に対しては、配布物等を通じて、建学の精神及び教育理念・目的を公表・周知している（資料 1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17【ウェブ】、1-18【ウェブ】）。

新入生が本学の歴史と建学の精神に触れる機会としては、学部入学後に実施するオリエンテーションで本学の淵源である西本願寺参拝がある。新規採用の教員及び事務職員には新任教職員研修において建学の精神に対する理解を促している（資料 1-19、1-20）。

また、全学部の1年生に対し、必修科目「仏教の思想A」「仏教の思想B」（教養教育科目、各2単位の計4単位）を開講している。「仏教の思想」では、龍谷大学の建学の精神を自らのものとして理解することを含む7つの到達目標を掲げ、冊子『龍大はじめの一步－龍谷大学「建学の精神」－』や仏教総合博物館として本学が設置する「龍谷ミュージアム」（2011年開館）を活用し、知識だけでなく、現実的な仏教思想の涵養に努めている（資料 1-21、1-22【ウェブ】、1-23【ウェブ】）。

このほか、毎月1回（夏・春休暇を除く）、学長自らが建学の精神（浄土真宗の精神）を語る「学長法話」や各種法要等の行事を行っている（資料 1-24、1-25【ウェブ】、1-26、1-27【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則に定め、学生・教職員に対して様々な配布物や本学ウェブサイトを通じて適切に周知するとともに、社会に公表していると評価する。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

（1）第5次長期計画について

本学は、1975年から5期にわたり1期6年～10年スパンの長期計画を策定し、長期計画に基づいた大学改革・大学運営に取り組んできた。2019年度は、2010～2019年度を対象とした第5次長期計画の最終年にあたる（資料 1-28【ウェブ】）。

第5次長期計画は、ローリングプラン方式を採用している。すなわち、5年の前半期（第1期）の到達点（成果と課題）を踏まえた上で、後半期（第2期）の取組を展開するもので、後半期の第2期中期計画アクションプランでは、各事業の進捗状況を可視化するため、各事業の到達目標に重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を導入した。このことにより、大学執行部である部局長会²が適切に確認・評価できる環境を整え、各組織に対する評価結果のフィードバックをもって、第5次長期計画に掲げた「使命」「基本方針」「2020年度の龍谷大学（将来像）」の実現を目指してきた（資料 1-29、1-30、1-31【ウェブ】、1-32【ウェブ】）。

なお、第5次長期計画の事業内容等は、本学ウェブサイトにおいて公表し、広く社会に発信している。また、ステークホルダーに対しては、定期発行している広報誌『龍谷』等を活用して事業を周知・理解の促進を図っている（資料 1-33【ウェブ】、1-34、1-35）。

（2）龍谷大学基本構想 400 について

本学は、2018 年度末に第5次長期計画の総括を行い、次期長期計画の策定に着手し、2019 年 11 月、次期将来計画「龍谷大学基本構想 400（以下「構想 400」）」のグランドデザインを策定した。構想 400 は、その計画期間を 20 年間とし、2039 年の創立 400 周年を見据えた将来計画である（資料 1-36【ウェブ】）。

今後、社会における不確実性、世界の潮流、国内事情の変化等を勘案すると、従来の 1 期 10 年間の将来計画では、本学の大学運営（経営）に混乱を来す懸念がある。そのため、時代の変化に流されず、新たな大学創造を図り、持続的に発展し続けるために、1 期 20 年間の「超長期計画方式」による将来計画とした。

これから迎える大学淘汰の時代における高等教育機関としての存在意義として、「龍谷大学だからこそ」を求め、構想 400 におけるミッションの再定義を行った。すなわち、「構想 400 における『使命』・『2039 年の将来ビジョン』」、「育むべき力とマインド」を実現するため、大学、学部・研究科の教育理念・目的を総合的に達成する超長期計画としている（資料 1-37【ウェブ】）。

構想 400 を通じた使命—「龍谷大学だからこそ」を求めて—

「浄土真宗の精神」を「建学の精神」とする本学においては、大学が普遍的に有する役割を果たすと同時に、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成すべく、教育・研究・社会貢献の諸活動に取り組んできました。

これから先が見通せず、安易な答えなどなく、不確実性が高まりつつある時代にあるからこそ、構想 400 を通じた使命を明確にし、教育・研究・社会貢献を展開することに意義があります。

こうした認識を踏まえて、構想 400 を通じた本学の使命を次のとおり定めます。

- ① どのような状況にあっても、他者を排除するのではなく受容し、価値創造を通じて、人類や社会の発展のために貢献する。
- ② 人類全体の共存共栄と、地球環境と調和した社会の実現をめざした取り組みを行い、その知見を世界に広く発信し普及させていく。
- ③ 異なる価値観を許容する未来を創出し、誰一人として取り残さない社会を形成していく変革の担い手を育む。

2039 年の将来ビジョン—「龍谷大学だからこそ」の到達点—

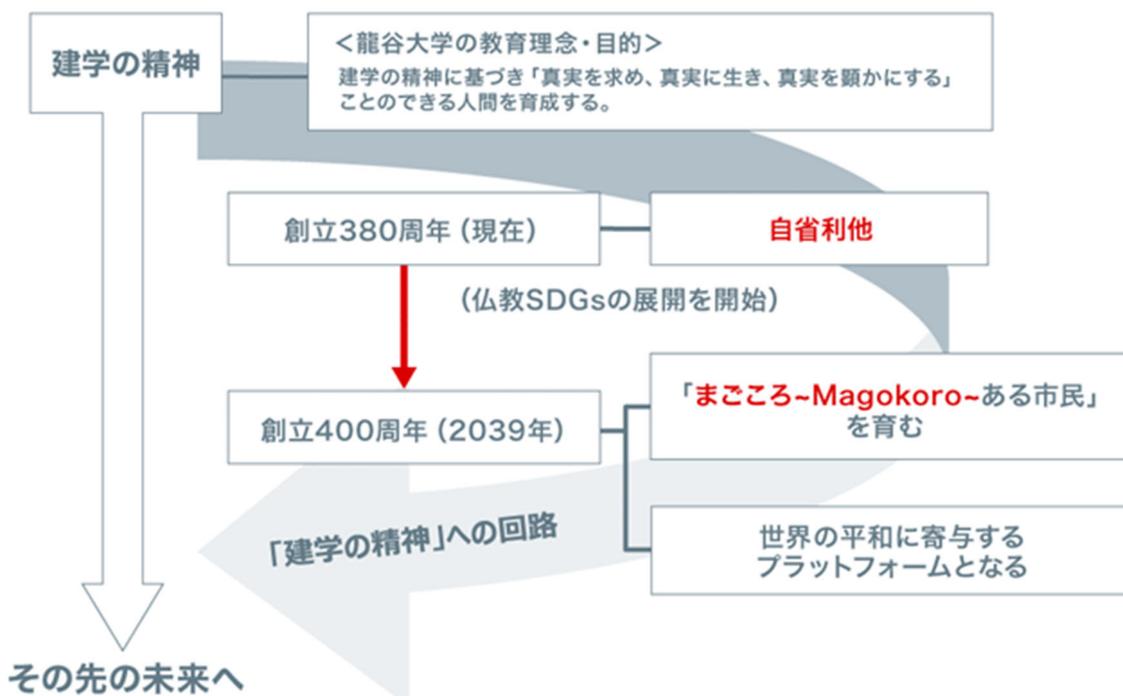
これからの時代は、自己中心性を省みて、他者とともに生きていく姿勢を涵養し、価値観や文化の異なる多様な存在を受け入れ、調和した社会の形成と人類の発展に貢献する人を育むことが、社会を支え社会を発展させる上で不可欠です。これは、まさにこれまで本学が継続的に取り組んできたことであり、中期的には国連が提唱する SDGs の理念「“No one will be left behind” 誰一人取り残さない」の実現に資するものです。構想 400 では、こうした理念に基づき、「2039 年の将来ビジョン」を定めます。

「まごころ～Magokoro～」ある市民を育み、新たな知と価値の創造を図ることで、あらゆる「壁」や「違い」を乗り越え、世界の平和に寄与するプラットフォームとなる。

【まごころ ～Magokoro～とは？】

人間は自己中心的であり、真実を見誤る存在です。固定的な自己というものはなく、数限りない「縁」から自己を形成しています。こうした周囲との「関係性」に目を向け、「自己中心性」から脱却して、新たな関係を築くことで社会のために貢献する。このような逞しい「思い」をもって、自らのありようを省みるとともに、他者との関係性を重んじ、他者の幸福に資することを考え行動する志を「まごころ～Magokoro～」と定義します。

構想 400 がめざすもの



育むべき力とマインドー「龍谷大学だからこそ」の人を育むー

構想 400 においては、正課・課外を問わず「学び成長する主体としての学生」を重視する観点から、学生生活環境の整備に取り組み、対話と協働を通じた、学生主体の教育を推進します。すなわち、所属学部や学問分野にかかわらず、「2039年の将来ビジョン」に基づき、本学に入学した学生一人ひとりが、それぞれの内発的な成長とともに、本学での学びを通じて、変革と調和の取れた社会の担い手となる。そのことを目的に、構想 400 を通じて学生が身につける素養として、次のとおり「育むべき力とマインド」を定めます。

- ① 本学での学びを通じて、「知識」と「技能」、「態度」及び「思考力」を修養し、主体的に社会の変革をリードする「価値創造力」を育む。
- ② 数限りない「縁」によって自己が形成されていることへの自覚を持つとともに、そうした「関係性」を踏まえながら他者の幸福に資することを考え行動するマインドを育む。
- ③ 人間社会のあらゆる場面において、他者を排除するのではなく受容し、自らが率先して調和の取れた社会の担い手となる。その志をもって、日本で、世界で、「社会の発展」と「世界の平和」のために貢献するマインドを育む。

長期計画の推進にあたっては十分な財源が必要となることから、本学では、第4次長期計画期（2000年度）から財政の持続可能性を担保する「財政基本計画」を定め、その下に10年間の財政状況を計画的にシミュレートした「長期財政計画」を策定している。長期財政計画は、予算編成及び決算時に定期的な更新・見直しを経て、長期計画の財政的な裏付けを図るとともに、健全な財政基盤の整備に取り組んでいる（第10-2章参照）（資料1-38）。

なお、私立学校法の一部改正（2020年4月1日施行）にも次のとおり対応している。第2期認証評価結果（2013年度受審）の指摘事項は既に改善への取組を実施し、認証評価機関への報告も完了している。ただ大学院研究科の収容定員未充足など、改善中のものもあり、構想400の実施においては、引き続き同課題の改善策の検討・実施により解消を図ることを目指している（第2章・第5章参照）。

（3）仏教SDGsの推進

本学は、構想400に基づき「仏教SDGs」を推進している。上述のとおり、本学の建学の精神は浄土真宗の精神であり、その中核には、「摂取不捨」（すべての者をおさめとって見捨てない）という言葉が存在する。これは、まさしくSDGs理念の「誰一人取り残さない」に通じる理念である。仏教SDGsとは、仏教とSDGsとを結びつける本学ならではのアプローチで、持続可能な社会の実現に貢献することを目指す取組を意味している。また行動哲学「自省利他」（自らの行いや属する集団を常に省みて、他者のために行動する精神）を掲げ、構想400の下、さらに仏教SDGsの取組を推進し、「誰一人見捨てない」「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指す（資料1-13 p.1、1-39【ウェブ】、1-40、1-41、1-42【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現するため、1970年代から期間を区切って将来に向けた長期計画を策定し、諸施策を着実に展開している。併せて、今後の将来計画は、超長期計画「構想400」として本学の将来ビジョンを策定していると評価する。

2. 長所・特色

(1) 建学の精神に基づく人材育成

本学は、建学の精神の普及・涵養に努め、学生一人ひとりが建学の精神を備えた人、すなわち「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を社会に送り出すため、正課・正課外において様々な取組を展開している。

建学の精神を学ぶ必修科目「仏教の思想」では、本学が設置する仏教総合博物館龍谷ミュージアムにおいて、学生が直接、仏教に関する学術資料や文化財を鑑賞し、仏教の思想・文化を体感する機会を設けている。また副読本である冊子『龍大はじめの一步ー龍谷大学「建学の精神」ー』は、英語・中国語でも作成し、留学生の理解促進を図っている。正課以外においても、顕真アワーや公開講演会の宗教教育行事を実施している。このことにより、学生にも建学の精神が浸透してきている（資料 1-22【ウェブ】、1-23【ウェブ】、1-25【ウェブ】、1-43）。

(2) 龍谷大学基本構想 400 の策定

本学の長期計画の開始は 1975 年に遡る。爾来 5 期 45 年にわたり、途切れることなく長期計画に基づく教学展開を実施してきた。さらに、長期計画を支える長期財政計画を策定し、財政基盤を確立・維持してきた。まさに、本学は、45 年間、堅実な財政基盤の下で将来を見据えた中・長期計画を策定し、着実に実行してきたものと自負している。したがって、2020 年度からスタートする構想 400 も、これまでの理念を継承するものであり、1 期 4 年の中期計画を 5 期にわたって積み上げた 20 年間の将来計画を構想している（資料 1-36【ウェブ】）。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学は、1639 年に西本願寺境内に設けられた教育機関「学寮」を起源とする、創立 381 年の総合大学である。

本学の建学の精神は浄土真宗の精神である。この建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成することが龍谷大学の教育理念・目的である。

2015 年度には、「学部・研究科の「教育理念・目的」と 3 つの方針策定の基本方針」を定め、改めて大学の教育理念・目的と学部・研究科の教育理念・目的の連関性を明らかにした。これら大学及び各学部・研究科の教育理念・目的等は、本学ウェブサイトでは社会に公表し、かつ学生・教職員にも様々な形で周知を図っている。

本学では、5 期 45 年間にわたり長期計画を策定・実行してきた。併せて長期財政計画を策定し、安定的な財政基盤を確立・維持してきた。2019 年 11 月には、次期将来計画となる構想 400 を策定している。構想 400 は、2020 年度から 2039 年度までの 1 期 20 年

間の超長期計画方式による将来計画である。本学は建学の精神に基づく教育を実践し、新たな大学創造を図り、かつ持続的に発展し続けることを目指している。

¹ 研究科委員会とは、各研究科の授業科目担当教員で構成する審議機関である。授業科目の開設、研究指導、入学又は課程の修了、学位の授与等を審議する。

² 部局長会とは、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長及び学長室長で構成する大学の審議決定機関であり、日常業務執行に関する事項を審議決定する大学執行部と位置付けている。また学校法人においては常務理事会として位置付けている。

第2章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方とその明示
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科等事務組織における役割分担の明示
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針の設定と明示

(1) 内部質保証に関する大学の基本的な考え方とその明示

本学は、教育研究の向上を図り、内部質保証の考え方について、龍谷大学学則第1条の2、大学院学則第1条の2に定めている（資料1-2、1-3）。

そして、学則又は大学院学則に基づき内部質保証の実質化を図るため、2019年6月にこれまでの「龍谷大学内部質保証のあり方について」を見直し、学内外に向けて本学の考え方を明示する新たな「内部質保証に関する方針」を制定した。同方針は、本学ウェブサイトにおいて周知・公表している（資料2-1、2-2、2-3【ウェブ】）。

内部質保証に関する方針

本学は、内部質保証を推進するため、次のとおり方針を定める。

1 基本的な考え方

内部質保証とは、自らの活動を点検・評価し、自主的・自律的な改善活動に取り組み、教育研究等が適切な水準にあることを自らの責任において証明する恒常的・継続的プロセスである。

本学は、「組織としての自己点検・評価」及び「教員個人の諸活動に対する自己点検」の2つの制度で内部質保証を実現する。

社会的責任を果たすため、自己点検・評価の結果を本学 Web 上において公表する。

2 内部質保証の推進に責任を負う組織

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、「全学大学評価会議（以下「評価会議」という。）」とする。

3 組織としての自己点検・評価

(1) 評価会議は、大学評価に関する規程（以下「規程」という。）に基づき「組織の自己点検・評価」を実施し、評価結果（長所・特色、課題事項）を各組織にフィードバックし、各組織の改善活動を支援する。

また、当該組織のみでは改善に取り組むことが難しい課題については、「全学的課題」と位置づけ学長に上申し、部局長会の責任において改善活動に取り組む。

- (2) 評価会議の下に「大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を置く。評価委員会は、各組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（案）＜長所・特色や課題事項＞を作成し、評価会議に上程する。
- (3) 学内全ての組織(学部・研究科等を含む)は、自主的な改善・改革を継続し教育研究等の水準を維持・向上させるため、自己点検・評価を行う。
- (4) 各学部及び大学院各研究科等並びに短期大学部は、上記（3）の目的を達成するため、それぞれ「自己点検・評価委員会」を置く。

4 教員個人の諸活動に対する自己点検

各教員は、自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図り、本学の教育研究活動等を活性化し、本学の教育研究の質を保証する。

また、各学部等は、ガイドラインを定め、教員活動自己点検の結果を、諸活動の活性化や改善につなげるための資料として活用する。

本方針は、「1 基本的な考え方」「2 内部質保証の推進に責任を負う組織」「3 組織としての自己点検・評価」及び「4 教員個人の諸活動に対する自己点検」の4項目で構成し、本学の内部質保証システムを明示している。

具体的には、「組織としての自己点検・評価（以下「組織の自己点検・評価」）」及び「教員個人の諸活動に対する自己点検（以下「教員活動自己点検」）」の2つの制度で内部質保証を推進している。

組織の自己点検・評価は、毎年度、学内すべての組織が自己点検・評価を実施したのち、全学大学評価会議への上程を経て、各組織にフィードバックして改善につなげている。本学は、この一連のサイクルによって内部質保証を推進している。

また、当該組織だけでは改善が難しい課題は、全学的課題と位置付け、関連する複数組織にフィードバックするとともに、その改善活動には大学執行部である部局長会が関わる方式を採用している。

なお、毎年度、学内すべての組織を対象とする自己点検・評価実務者説明会において、内部質保証に関する方針（2018年度までは「龍谷大学内部質保証のあり方について」）について、周知・説明を行っている（資料2-4）。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科等事務組織における役割分担の明示

1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的組織及び推進体制

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は「全学大学評価会議」である。方針に基づく内部質保証推進組織及び推進体制については、「大学評価に関する規程（以下「評価規程」）」において、次のとおり定めている（資料2-5、2-6）。

ア) 全学大学評価会議

全学大学評価会議は、大学評価に関する重要事項を審議・決定する会議（評価規程第7条）であり、内部質保証の推進に責任を負う組織である。上述のとおり、2つの制度（組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検）を実施・推進する責任を担っている。

イ) 大学評価委員会

大学評価委員会は、各学部・研究科及びすべての組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（委員会案）を全学大学評価会議に上程することが主な役割である。同委員会は、教員及び事務職員（評価規程第13条）からなる評価グループを構成して、ピア・レビューにより評価を行っている。

また、大学評価に関する事務所管として「大学評価支援室」を設置（評価規程第19条）している。

2) 学部・研究科等、事務組織における自己点検・評価

各学部・研究科等は、自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、同委員会を中心に教育研究活動の点検・評価を行い、その評価結果を全学大学評価会議に報告している（資料2-6、2-7）。

また、センター、事務組織においても、自己点検・評価委員会は設置していないが、毎年度、自らの諸活動に対する点検・評価を行い、その評価結果を全学大学評価会議に報告している（資料2-6）。

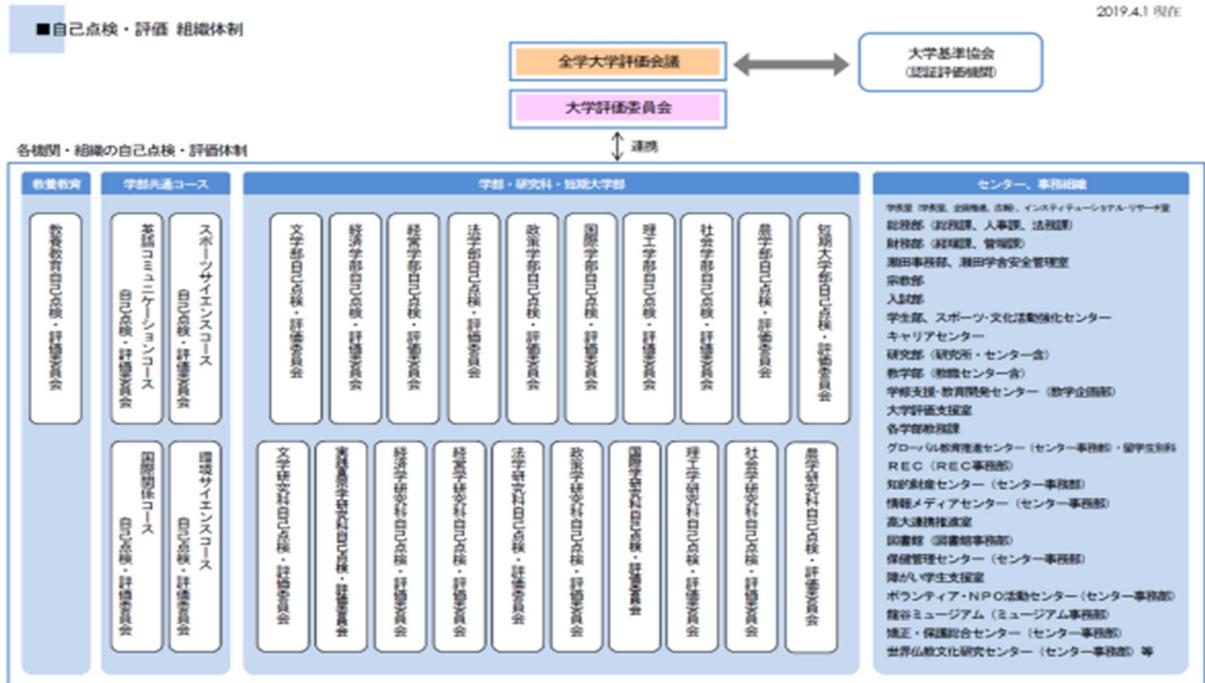


図 2-1 自己点検・評価 組織体制 (資料 2-6)

(3) 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上における指針の設定と明示

2019年5月、「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」を定め、教育の質を保証する各機関の役割と関係性を明示した。この関係性は本学ウェブサイトにおい

て公表している（資料 2-8、2-9【ウェブ】）。

新たに構築した本学の教学マネジメント体制は、次の4つの会議で構成されている。

「全学教学政策会議」は、全学的な教学政策及び教学の基本方針策定等の企画・設計を行う。全学教学政策会議の決定事項を具体的な施策として立案し教育活動を推進するのが、「教学会議（又は大学院教学会議）」である。そして「3つの方針検証委員会（2019年10月設置）」は、教育活動の状況・結果を検証し、その結果をもとに改善・向上に資する提言を行う。つまり、学長を議長とする全学教学政策会議が教育活動に関する全学的な方針・企画を策定し、教学会議（又は大学院学会議）がその方針・企画に基づく具体的な教育活動を実践する。3つの方針検証委員会は実践結果の検証を行い、改善・向上に資する提言を学長に行う。そして、その提言をもとに全学教学政策会議が新たな方針・企画を策定し、教育活動の質の維持・向上を図っていく。教学マネジメントは、このサイクルを効果的に機能させていくシステムである。

さらに、この教学マネジメントの1年間の取組を、毎年度、組織の自己点検・評価において、学部・研究科及び教学部等がそれぞれの基準に基づき俯瞰的な自己評価を実施する。

全学大学評価会議は、各組織の評価結果（案）を審議し評価結果を確定させ、全組織にフィードバックする。学部・研究科及び教学部等は、全学大学評価会議の評価結果を踏まえ、教育研究活動等の維持・向上及び改善につなげていく。

なお、全学教学政策会議の役割等は、「大学審議決定機関に関する規程」及び「教学運営規程」に定め、教学会議（又は大学院教学会議）は「教学運営規程」に、新設した3つの方針検証委員会は「3つの方針検証委員会内規」に定めている（資料 2-10、2-11、2-12）。

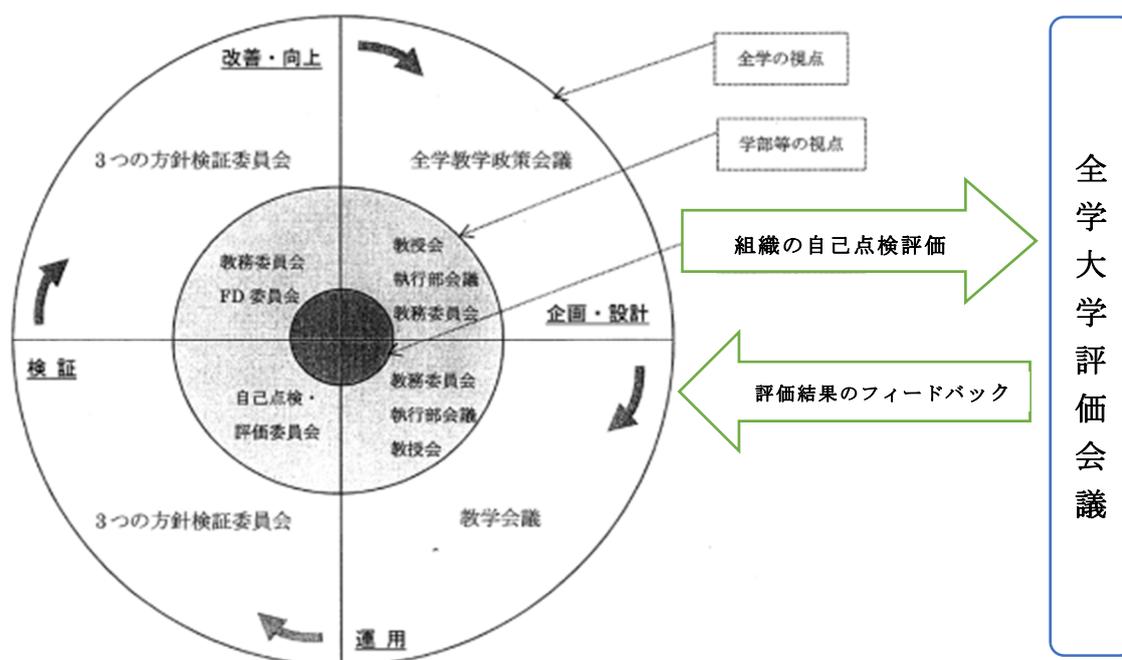


図 2-2 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針のイメージ（資料 2-8）

以上のことから、本学は、内部質保証システムを十全に確立し、毎年度、本学の自己点検・評価制度を着実に運用していると評価する。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

(1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学大学評価会議の構成は、評価規程第8条に規定している。具体的には学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長、学長室長、大学評価委員会の委員長及び副委員長、総務部長、財務部長、教学部長、大学評価支援室長及び大学評価支援室事務部長を構成員としている。大学執行部である部局長会構成員を全学大学評価会議のメンバーとすることで、評価結果を改善活動につなげる責任体制を構築している（資料2-5、2-13、2-14）。

(2) 内部質保証を推進する組織とメンバー構成

全学大学評価会議の下に設置する大学評価委員会の構成は、評価規程第13条に規定している。具体的には、学長が指名する副学長1名、大学評価支援室長、大学評価支援室事務部長、専任教職員の中から学長が指名する委員(23名以内)を構成員としている。学長が指名する委員には、各学部から1名以上(教員)を選出するとともに、事務組織の自己点検・評価に対応するため、事務部長・次長を中心に事務職員からも選出し、ピア・レビュー体制を構築している（資料2-5、2-14、2-15）。

さらに、教育活動に関する質保証の体制として、上述のとおり、全学教学政策会議、教学会議(又は大学院教学会議)、3つの方針検証委員会を整備している。それぞれの会議は、各学部・研究科の学部長又は研究科長若しくは教務主任¹を構成員とし、各学部・研究科と連携しつつ、意思決定を行う体制としている。

具体的には、全学教学政策会議は、学長、副学長(4名)、学部長、学長が指名する研究科長若干名、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長、教学部事務部長、瀬田教学部事務部長及び教学企画部事務部長をもって構成している。教学会議は、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長並びに各学部の教務主任及び学部教務課長等をもって構成している。大学院教学会議は、副学長(教学担当1名)、各研究科長、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長及び教学部事務部長等をもって構成している。また3つの方針検証委員会は、副学長(教学担当1名)、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長、入試部長並びに各学部の教務主任及び学部教務課長等をもって構成している(資料2-10、2-11、2-12)。

以上のことから、本学は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると評価する。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定に向けた全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

（1）3つの方針策定に向けた全学としての基本的な考え方の設定

本学は、「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を定め、公表している（資料1-4【ウェブ】）。

この基本方針において、各学部・研究科は、龍谷大学の教育理念・目的を達成するために、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた各学部・研究科の教育理念・目的を掲げ、3つの方針を一体的に策定することを基本的な考え方として明示している。

学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針

龍谷大学の教育理念・目的を実現するために設置された学部・研究科は、広く社会に貢献できる教養教育・専門教育及びより高度な専門教育・研究を体系的かつ組織的に行うにあたり、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を一体的に策定する。

（2）内部質保証を推進させる取組

本学は、組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検の2つの制度で内部質保証を実施している（資料2-2）。

各組織は、組織の自己点検・評価の前提として、各組織の関係する会議や委員会において諸活動の総括等を行い、次年度の事業計画を策定するなど、維持・向上及び改善につなげている。特に教育に関しては、2019年度から、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針に基づく教学マネジメントによる質の保証を開始している。

1) 組織としての自己点検・評価、点検・評価の定期的な実施

組織の自己点検・評価制度は、毎年度、全学大学評価会議の下、各学部・研究科及びすべての組織が取り組み、大学評価委員会及び全学大学評価会議における評価を受け、その評価結果をフィードバックするシステムである。このことにより、理念・目的、教

育研究、社会連携・社会貢献、学生支援、大学運営等それぞれの活動の維持・向上又は改善を図ることを目指している（資料 2-2、2-5）。

その具体的な運用は、大学基準協会が定める大学基準を準用し、本学独自の点検・評価項目を設定し実施している。自己点検・評価に使用する評価シートは、「大学を俯瞰的に点検・評価する大学全体の視点に関するシート」「学部・研究科等が用いるシート」「その他のセンター・事務組織が用いるシート」の3種類を用意し、それぞれの活動内容に見合った点検・評価を実施できるように工夫している（資料 2-16、2-17、2-18、2-19、2-20）。

また複数年度の自己点検・評価結果を閲覧できる自己点検・評価データベース（学内のみ）を整備し、データの蓄積及び自己点検・評価の可視化にも取り組んでいる（資料 2-21、2-22）。

毎年度の自己点検・評価は、次のとおり進めている。

ア) 各学部・研究科及びすべての組織における自己点検・評価【2～5月】

各学部・研究科及びすべての組織は、前年度までの諸活動を点検・評価し、評価基準ごとに各評価シートにまとめる（資料 2-23）。

イ) 評価結果（案）の策定【6～7月】

大学評価委員会は、上記ア)の評価結果を根拠資料に基づき客観的に評価し、「総評」「長所・特色」「課題事項」に分けて評価結果（案）をまとめる。なお、課題事項は、さらに「改善勧告」「努力課題」「留意点」の3段階に区分し評価する。

ウ) 評価結果（案）の事実確認【8～9月】

大学評価委員会は、各学部・研究科及びすべての組織に評価結果（案）を提示して意見交換を経て事実誤認等を確認したうえ、最終的な評価結果（案）を確定させる（資料 2-24）。

エ) 評価結果の確定【10月】

全学大学評価会議は、評価結果（案）を審議し評価結果を確定させ、各学部・研究科及びすべての組織にフィードバックする。各学部・研究科及びすべての組織は評価結果を受けて次年度以降の教育研究活動等の維持・向上及び改善につなげている（資料 2-25、2-26）。

オ) 評価結果に基づく改善計画の策定【10月～11月】

全学大学評価会議は、評価結果に改善勧告又は努力課題の指摘が付された場合、当該部局又は当該部署に、指摘事項を解消・改善するため「改善計画書」の提出を、また「改善計画書」に基づいた進捗状況を確認する「改善報告書」の提出を求めている（資料 2-27）。

カ) 改善計画及び改善状況の確認【1月～2月】

全学大学評価会議は、改善計画書を審議するとともに、改善報告書において改善計画書に基づいた進捗状況を確認する。改善報告書は、当該課題の解消・改善が完了するまで提出を求め、計画策定・実行から改善までのサイクルを確認する（資料 2-28、2-29）。

なお、1つの組織では改善に取り組むことが難しい課題については、上述したとおり「全学的課題」と位置付け全学大学評価会議から学長あてに上申し、複数組織で検討を

進める仕組みを整備している。例えば、研究科の定員未充足については、各研究科だけでなく、大学院教学会議の下で改善策の検討を進めている（資料 2-30、2-31）。

2) 教員個人の諸活動に対する自己点検（教員活動自己点検）

教員活動自己点検は、教員個人が教育研究その他諸活動について自己点検を行い、教育研究活動等を活性化させることにより、本学の教育研究の質を保証する制度（評価規程第4条第2号）である（資料 2-2、2-5、2-32）。

本学のすべての専任教員は、年度当初に「教育」「研究」「社会貢献」「大学管理運営」の4領域について基本方針を定め、教員活動自己点検システムに入力する。各教員は、活動内容や達成状況等を学年末までに入力し、1年間の活動に関する自己点検を行っている。当該システムは、Web シラバスや教員データベースにもリンクし、かつ「大学管理運営」には大学が管理する情報を機械的に取り込む機能もあり、各教員の入力にかかる負担の軽減を図っている。また全学大学評価会議が入力状況を確認している（資料 2-33、2-34、2-35、2-36、2-37）。

全学大学評価会議は、「教員活動自己点検 点検結果の活用に関するガイドライン」を定め、各学部・研究科の教育研究の質向上のため、教員活動自己点検の結果を教育研究活動にも活用することを促している。毎年度、全学大学評価会議では、各学部・研究科の取組に関する計画及びその結果（実績）を確認している<第6章参照>（資料 2-38、2-39、2-40）。

3) 教育の質を保証する教学マネジメント体制

本学は、2016～2018 年度の3年間、「3つの方針一体的見直し作業部会」を暫定的に設置し、これまでの「卒業認定・学位授与の方針（学部）」「教育課程編成・実施の方針（学部）」の検証・見直しを行い、2019 年度から新しい方針を定め明示している<第4章参照>。

この3つの方針一体的見直し作業部会の取組を発展させ、教育活動を検証する機能を含む新しい教学マネジメント体制を確立し、2019 年度に3つの方針検証委員会を新設した。このことにより教育における企画・設計、事業推進、そして検証及び改善・向上のサイクルを構築することとなった。

3つの方針検証委員会は、3つの方針と教育課程との関係性を確認・検証するなど、教育活動の状況・結果を検証し、その結果をもとに改善・向上に資する提言を行うことを役割としている。2019 年度は、「卒業認定・学位授与の方針（学部）」「教育課程編成・実施の方針（学部）」と整合する新しい「入学者受入れの方針」の策定に取り組んでいる<第5章参照>（資料 2-8、2-12）。

(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

全学大学評価会議は、自己点検・評価で指摘した改善勧告及び努力課題について、当該組織が改善計画を策定・実行し課題が改善・解消するまで、その取組を支援するとともに、改善結果の報告を求め確認している。

2018 年度（対象年度：2017）の自己点検・評価（短期学部を含む）では、努力課題

16 件を指摘し、課題への改善に取り組んだ結果、2019 年 5 月末現在、10 件を改善することができた（資料 2-41、2-42）。

例えば、基準 2 の努力課題である「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の行動指針」の制定について、教学部を中心に検討を進め、2019 年 5 月に指針を定めるに至った（資料 2-8）。

2019 年度（対象年度：2018）の自己点検・評価（短期大学部を含む）では、改善途上にある課題を含めて努力課題 10 件を指摘し、うち 4 件が全学的課題として、複数組織が、それぞれ改善の取組を検討している（資料 2-43）。

例えば、基準 5 の積年の課題である大学院各研究科の収容定員の未充足状態の改善を各研究科の課題ではなく、大学全体で取り組むべき全学的課題と位置付け、解決に向けた取組を検討している<第 5 章参照>。

（４）行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応

１）新学部等の設置認可における指摘事項への対応

本学は、新学部等の設置認可時の留意事項に関しては、それに対する改善策を講じ、その内容については、設置計画履行状況書（ＡＣ）を通して文部科学省に提出しており、遺漏なく適切に対応している。学部又は研究科の設置認可時の留意事項は、大学執行部である部局長会で共有した上で、当該学部・研究科が改善に取り組んでいる。改善結果の報告（ＡＣ）は学長の承認を得た上で報告している。

具体的には、2015 年度の農学部設置の際、植物生命科学科及び食品栄養学科に対する留意事項として「完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想について着実に実施すること」の指摘を受けた。この留意事項に関しては、農学部が 2018 年度に完成年度を迎えたことも踏まえ、新たに教員採用計画を策定し確実に対応を進めている（資料 2-44、2-45）。

また 2018 年度の農学研究科設置の際、修士課程（食農科学専攻）に対する留意事項として「専門科目の全授業がオムニバス形式となっているため、農学研究科委員会において教育課程の一貫性を確実に担保することができるよう、教育方法や教育内容の調整に関する内容を審議内容に追記するなど委員会規程を適切に見直すこと。また、科目別会議の位置付けや教員構成、開催頻度についても内規等で定めることにより、設置計画の履行に努めること」の指摘を受けた。この留意事項に関しても、既に農学研究科委員会規程を一部改正し、かつ農学研究科科目別会議内規を定め、その対応を完了している（資料 2-46、2-47、2-48）。

なお、毎年度実施している組織の自己点検・評価においても、留意事項に関する点検・評価は実施している。全学大学評価会議において評価を確定させ、その評価結果を当該組織にフィードバックし改善活動につなげている（資料 2-49）。

２）認証評価機関（2013 年度受審）からの指摘事項への対応

本学は、第 2 期認証評価の受審の際、7 項目の「努力課題」の指摘を受けた。

全学大学評価会議は、この指摘を踏まえ、毎年度、組織の自己点検・評価を実施する

中で、計画的に「努力課題」の改善に取り組み、改善結果を審議・承認の上、2017年7月に認証評価機関（大学基準協会）に改善報告書を提出している。同機関から報告内容の5項目に関して引き続き一層の努力が望まれるとの意見を付されたものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとの評価を受けた（資料2-50、2-51）。

なお、この項目に関しても毎年度の自己点検・評価において現状及び課題を確認し、改善計画を進めている。

（５）点検・評価における客観性、妥当性の確保

組織の自己点検・評価は、ピア・レビュー体制による大学評価委員会を設置し、委員が第三者的な立場で評価を行うことにより、評価の客観性及び妥当性の確保に努めている。具体的には、委員が評価実務を行う対象は、委員が所属する学部又は部署を除外し、公正で客観的な評価を実施するよう配慮している（資料2-52）。

また、評価実務は教員2名・事務職員1名で構成する3名1グループ体制を原則とし、評価実務の負担軽減を図るとともに、個人が恣意的な評価を行うことを抑止している（資料2-53）。

自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部評価を導入している学部もある。経済学部では、授業内ピア・サポート有識者会議を設置し、外部委員からピア・サポーター制度に関するアドバイスを受けている（ただし、2019年度は不開催）（資料2-54、2-55【ウェブ】）。

文学部では、学外コンサルティング会社からの分析を受け、教育活動の改善に結びつけるよう努めている（資料2-56）。

また理工学部物質化学科及び理工学研究科物質化学専攻では、教育プログラムにおけるJABEE認定を受けてきた（ただし、2020年度以降は継続認定申請しない予定）。

外部評価の実施は一部の学部の取組にとどまっており、いまだ全学的な外部評価の実施には至っていない。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、方針及び手続に基づき有効に機能していると評価する。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

（１）教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他諸活動に関する情報公表

本学は、「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」に基づ

き、本学の諸活動に関する情報を公表している（資料 2-57、2-58）。

公表内容は、本学ウェブサイトにも各学部・研究科、入試情報、学生生活やキャリア支援等の個別のページを設けるほか、教育情報及び財務情報等の基本情報を取りまとめた情報公表のページを設け、社会に公表している（資料 2-59【ウェブ】）。

さらに本学ウェブサイトは、近年、急速に普及したスマートフォンに対応した仕様に変更し、一部のコンテンツについては、多言語化に対応（英語、中国語）した表示をしている。また大学ポर्टレートにも参加し情報を公表している（資料 2-60【ウェブ】、2-61【ウェブ】、2-62【ウェブ】）。

教員に関する情報は「教員データベース」に、授業内容に関する情報は「Web シラバス」に、それぞれ公表している（基礎要件確認シート 5）。

Web シラバスでは、対象学部、配当年次、開講キャンパス、曜講時、科目名、担当者やキーワード等の条件を指定して検索ができ、各授業の講義概要、到達目標、講義方法、授業時間外における予・復習等の指示、成績評価の方法や講義計画を、本学学生だけでなく学外者も閲覧できるようにしている<第 4 章参照>。

その他、各学部・研究科はウェブサイトの充実を目指し、積極的な教育研究活動の情報発信に努めている。また、学部教務課では「広報活動に関する方針」を定め、迅速な情報更新を実施している（資料 2-63【ウェブ】、2-64【ウェブ】、2-65【ウェブ】、2-66）。

自己点検・評価結果に関しては、内部質保証に関する方針及び「大学評価に係る公表の方針」に基づき、社会的責任を果たすべく毎年度、評価結果を本学ウェブサイトにて公表している（資料 2-2、2-3【ウェブ】、2-67、基礎要件確認シート 4）。

認証評価結果に関しても、評価結果に加え、点検・評価報告書、基礎データ、改善報告書、改善報告書検討結果等の関係資料についても本学ウェブサイトにて公表している（資料 2-68【ウェブ】）。

財務に関する情報は、本学ウェブサイトにて財務情報のページを設け、2001 年度以降の財務情報を公表している（資料 2-69【ウェブ】、基礎要件確認シート 6）。

公表内容は、予算・決算に関する各種計算書類を事業計画書、事業報告書とともに、代表的な財務諸表である資金収支計算書、事業活動収支計算書（及び消費収支計算書）、貸借対照表に関しては、各費目等について簡単な説明を付した一覧表を作成し公表するなど、ステークホルダーが理解しやすいよう工夫している（資料 2-70【ウェブ】）。

（2）正確かつ信頼性のある情報公表に向けた適切な更新

本学ウェブサイトに掲載する情報は、適宜、担当部署が責任を持って正確な情報を掲載するとともに最新情報に更新している。また、情報公表のページに掲載される年度ごとの数値情報等は毎年度初めを目途に更新している。

さらに更新漏れ防止のため、毎年度、チェック表を用いて本学ウェブサイトの更新状況の確認を実施している（資料 2-71）。

以上のことから、本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の最新情報を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）全学的な計画・実施・評価・改善の適切性、有効性

本学は、組織の自己点検・評価と教員活動自己点検の2つの制度をもって、内部質保証の実現に取り組んでいる（資料2-2）。

組織の自己点検・評価は、2011年度から毎年度実施し2019年度で9年目を迎えた。学部・研究科及びすべての組織は、毎年度、点検・評価項目に基づき、1年間の活動の点検・評価を実施している。その中で自ら現状及び課題を確認し、全学大学評価会議の評価結果を受け、長所・特色は伸ばさせ、課題に関しては改善計画を立て改善・解消に取り組むなど、質の維持・向上に努めている。

教員活動自己点検に関しても、同様に2011年度から毎年度実施しているため、既に専任教員に対して趣旨・制度の理解が定着したものといえる。

これまで2つの制度を毎年継続してきたことにより、内部質保証の理解が全学に浸透し、学部・研究科及びすべての組織が適切かつ効果的に計画・実施・評価・改善のサイクルを機能させている。

さらに、2019年度に3つの方針検証委員会を設置し教学マネジメント体制を整備した。教育活動に関する評価は、この教学マネジメント体制の下で評価・検証がなされ、その評価結果を踏まえた組織の自己点検・評価が実施される。教育活動に関しては、より効果的な計画・実施・改善サイクルの創出が期待できる。

（2）内部質保証システムの点検・評価

大学評価委員会は、毎年度、評価結果の確定後、当該年度の自己点検・評価に関しての総括を実施し、課題や伸長点を確認している。その後、全学大学評価会議においても具体例を示して総括を実施の上、課題を確認している（資料2-72、2-73）。

併せて各学部・研究科及びすべての組織に対し、評価・点検項目や制度設計に対する意見を求め、次年度の制度実施に向けた検討を行っている。この総括及び意見聴取により、毎年度、内部質保証システムの自己点検・評価の適切性・妥当性が確認できている。なお、総括及び意見を踏まえ、制度内容を変更する場合には、評価規程第20条に基づき全学大学評価会議の審議を経て決定し、翌年の自己点検・評価実務者説明会において周知・説明している（資料2-4、2-74）。

教員活動自己点検についても、その結果を教員個人の教育研究活動の改善・維持・向上のみに使用するだけでなく、各学部・研究科等において組織的な活用方策を検討し、諸活動の活性化を目指している<第6章参照>（資料2-23）。

(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、組織の自己点検・評価を継続することにより、過去7年間における指摘件数のうち、努力課題・留意点は減少傾向にある（図 2-4）。これは、単純な経年比較はできないものの、各学部・研究科及びすべての組織が、顕在化した課題に対し、真摯に改善に向けた取組を実施してきた結果である（資料 2-72）。

例えば、2018年度（対象年度：2017）の組織の自己点検・評価において、本学には教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針が定められておらず、その策定を課題として指摘した。当該課題は、大学評価支援室、教学部及び教学企画部が連携し方針の策定に取り組んだ。その結果、2019年度に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を策定するに至っている（資料 2-8、2-41、2-75）。

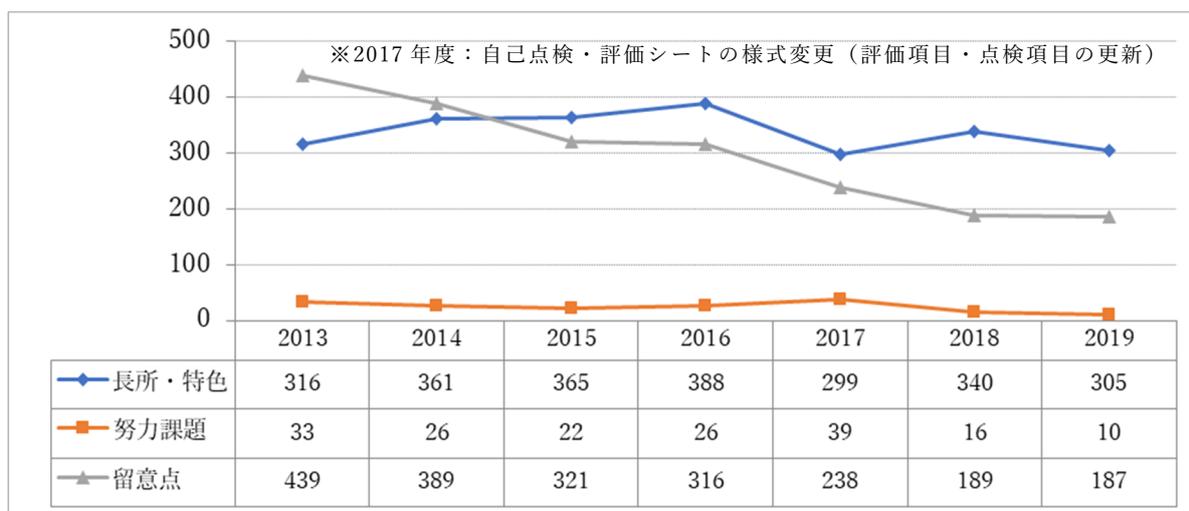


図 2-4 過去7年間における自己点検・評価の指摘件数推移（資料 2-72（抜粋））

以上のことから、本学は、内部質保証システムの適切性・妥当性について、毎年度、点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている」と評価する。

2. 長所・特色

本学は、組織の自己点検・評価と教員活動自己点検という2つの制度をもって内部質保証システムを確立している。この2つの制度は、各学部・研究科及びすべての組織が行う自己点検・評価の実施と、他方、教育研究活動を実施する教員自らの活動を点検することによって、本学の教育研究の質の維持・向上を図るものである。また、2011年度から9年間継続してきたことにより、内部質保証の理解が全学に浸透し、適切かつ効果的に計画・実施・評価・改善のサイクルを機能させていると評価している。

3. 問題点

本学は、2019年度に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を定め、全学教学政策会議、教学会議（又は大学院教学会議）、3つの方針検証委員会による新たな教学マネジメント体制を整備した。

しかし、マネジメント体制を整備したものの実質的な運用は緒に就いたばかりである。特に、新設した3つの方針検証委員会に関しては、その役割である教育活動の検証のあり方を確立するとともに、検証結果を確実に改善・向上につなげる仕組みを整備する必要がある、今後、この教学マネジメントを方針に基づき推進・運用することが課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、内部質保証に関する方針を定め、全学大学評価会議が内部質保証の推進に責任を負う組織であることを明示するとともに、組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検の2つの制度で内部質保証を実施している。

組織の自己点検・評価は、学部・研究科及びすべての組織が実施主体であり、毎年度、前年度の活動を点検・評価して現状及び課題を確認し、評価結果をもとに改善・向上につなげている。

教員活動自己点検は、教員一人ひとりが教育、研究、社会貢献、大学管理運営の4領域について点検を行い、教育研究活動の活性化や質向上につなげている。また学部・研究科は、教員活動自己点検の結果を組織的な活用も進めている。

この2つの制度は、2011年度から毎年度実施し、組織及び教員個人の両面から適切かつ効果的に点検・評価を実施し、顕在化した課題の改善計画の策定・実行というサイクルを機能させ、教育研究活動の維持・向上に努めている。

外部評価を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性及び妥当性をより高めるための工夫が求められるものの、本学における内部質保証の理解は、2011年度から毎年継続してきたことで全学的に浸透し、適切かつ効果的に機能していると評価する。

¹ 教務主任は、主に各学部の教学運営を担当する教員で、学部を代表し教学運営に関する会議の構成員となっている。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

(1) 大学の理念・目的に即した学部・研究科の編制

「浄土真宗の精神」を建学の精神に掲げる本学は、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間の育成を本学の教育理念・目的としている。その教育理念・目的に沿って、1975年から5次におたる長期計画の展開とともに、学術の振興と社会的要請に応える大学として発展と教学創造に努めてきた。

2019年現在、3キャンパス（大宮・深草・瀬田）に9学部及び10大学院研究科を設置し、深草キャンパスに短期大学部を併設している（資料3-1【ウェブ】、大学基礎データ表1）。

この学部・研究科の設置に関する理念は、「龍谷大学の教育研究組織の編制原理」及び「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」において明示し、公表している（資料1-4【ウェブ】、3-2【ウェブ】、3-3【ウェブ】、3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

龍谷大学の教育研究組織の編制原理

本学は「浄土真宗の精神」を「建学の精神」とし、「龍谷大学学則」第1章第1条において「本学は教育基本法及び学校教育法にしたがい、浄土真宗の精神に基づく大学として、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、併せて有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。また、「龍谷大学大学院学則」第1章第1条において「本学大学院は、人文、社会及び自然に関する学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究めること、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

本学は、この目的を達成するために、教育研究組織を以下の方針等に基づき編制している。

教育組織は、「龍谷大学の教育理念・目的」を実現するために、「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針」及び「学生支援の方針」（「修学支援

の方針」「学生生活支援の方針」「キャリア支援の方針」)に基づき、9学部・10研究科を編制している。

研究組織は、「龍谷大学研究活動に関する指針」と「研究支援の方針」に基づき、人間・科学・宗教総合研究センターと世界仏教文化研究センター及び4つの付置研究所等を編制している。

上記の教育研究組織の環境整備は、「教育研究等に係る施設設備に関する整備方針」に基づき実施している。

(2) 大学の理念・目的に即した研究所等の設置

本学の教育理念・目的である「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間の育成は、教育だけでなく研究活動にも及んでいる。すなわち、様々な知的資源の活用、独創的な研究の推進、及び学術研究への寄与と研究成果の社会的還元を目的に、世界仏教文化研究センター、人間・科学・宗教総合研究センター及び4つの付置研究所（社会科学研究所、科学技術共同研究センター、国際社会文化研究所、食と農の総合研究所）を設置している。これらの研究組織は、学部・研究科との対応関係に基づき設置され、その理念・目的は各規程に定められている（資料 3-6【ウェブ】、3-7、3-8、3-9、3-10、3-11、3-12、大学基礎データ表 1）。

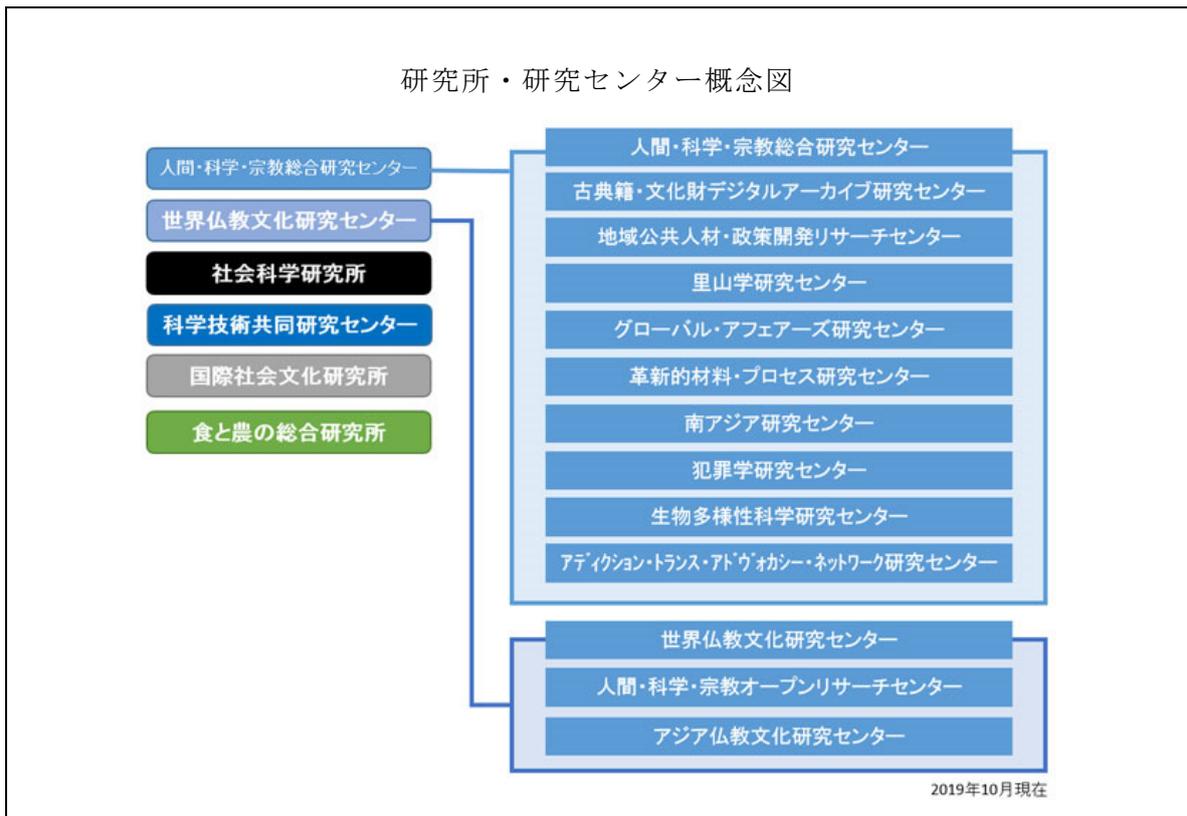


図 2-1 研究所・研究センター概念図（資料 3-6【ウェブ】）

また 2019 年 11 月、ムハマド・ユヌス (Muhammad Yunus) 博士 (2006 年ノーベル平和賞受賞者) が推奨するソーシャルビジネスに関する研究拠点「ユヌスソーシャルビジネスリサーチセンター」を深草キャンパスに設置した。同センターは国内 2 例目、世界では 74 例目の拠点となる。同センターは、ユヌス博士のソーシャルビジネスの取組と本学の

教育理念・目的とが通底することから設置に至った（資料 3-13【ウェブ】、3-14【ウェブ】）。

（3）社会的要請に対応した教育研究組織の整備

本学は、学術振興や社会的要請に応えるため、建学の精神に基づき教育研究組織を整備してきた。第2期認証評価受審（2013年度）以降に設置、改編した教育研究組織は次のとおりである。

2015年度	国際文化学部国際文化学科を国際学部国際文化学科及びグローバルスタディーズ学科に学部改組 農学部植物生命科学科、資源生物科学科、食品栄養学科及び食料農業システム学科設置 食と農の総合研究所設置 世界仏教文化研究センター設置
2016年度	文学部歴史学科文化遺産学専攻設置 社会学部地域福祉学科、臨床福祉学科を現代福祉学科に学科改組
2017年度	仏教文化研究所を世界仏教文化研究センターに統合
2018年度	大学院農学研究科食農科学専攻修士課程・博士後期課程設置
2019年度	大学院国際文化学研究科国際文化学専攻修士課程及び博士後期課程を大学院国際学研究科国際文化学専攻、グローバルスタディーズ専攻、言語コミュニケーション専攻修士課程及び国際文化学専攻、グローバルスタディーズ専攻博士後期課程に研究科改組
2020年度	理工学部を先端理工学部へ学部改組

1）社会的要請に対応した教学展開

国際学部（2015年度改組）の教育理念・目的は、「建学の精神に基づいて、異文化への理解と敬意を深めるとともに、自文化についての発信力を養い、グローバル化が加速する時代において、柔軟な思考と批判的精神をもって対応できるコミュニケーション能力と問題解決能力を備えた人間を育成すること」であり、国際文化学科とグローバルスタディーズ学科の2学科からなる。国際文化学科は、「世界を学び、日本を知る」という理念を掲げ、世界と日本をつなぐことのできる人材の育成を目指している。他方、グローバルスタディーズ学科は、国際社会で発言力をもって活躍できる英語力と、グローバル社会で求められる見識や他者に対する敬意と理解力を修得した人材の育成を目指している。両学科は、個性や特徴を明らかにするとともに、グローバル人材の育成という社会的要請に込めている（資料 3-15【ウェブ】、3-16、3-17）。

また、同じく2015年度には、我が国の私立大学として35年ぶりとなる農学部を新設した。農学部は、建学の精神に根ざした高い倫理観と使命感を持ち、人類が直面する「食」と「農」に関する国内外の諸問題に対して真摯に向き合い、持続可能な社会の実現に貢献し、生命・資源・食料・経済に関わる諸問題に対して農学の立場から正しい判断ができる力を備えた人間を育成することを目的としている。「仏教の思想」や「食と農の倫理」といった科目を必修化し、建学の精神を基盤とした特徴ある農学教育を目指している

(資料 3-18【ウェブ】、3-19)。

2020年4月には、理工学部を改組して先端理工学部を開設する。先端理工学部は、建学の精神に基づいて、自然・社会と科学との調和を重視し、幅広い教養と理工学の各専門分野における基礎知識・技術を修得し、持続可能な社会の発展に貢献できる高い倫理観を持った技術者・研究者を育成することを目的としている。

当該学部の特色は、国内理工系学部で初となる「課程制(6課程)」の導入により、柔軟なカリキュラムの構築を可能としている点にある。具体的には、20単位程度にパッケージ化された「25のプログラム」を学生個々の興味関心や課題意識に応じて学修することができる。必修科目のないR-Gap期間中に留学、長期インターンシップ、プロジェクトリサーチ、ボランティア活動等に挑戦することも支援する。このように先端理工学部は、分野横断型の専門教育を実現することを目指している(資料 3-20【ウェブ】、3-21)。

2) 社会的要請に対応した研究所、センターの設置

ア) 世界仏教文化研究センター

2015年度に開設した同センターは、仏教を機軸とした国際的な研究拠点を形成し、学術研究の遂行を通じて現代世界の切実な諸課題に応え得る指針を提示することで、社会貢献という高等教育機関に与えられた重要な使命の一端を担うという目的で設置された(資料 3-7、3-22【ウェブ】)。

同センターは、海外の客員研究員や嘱託研究員の招聘や、海外研究機関との学術交流協定の締結など、国際的な仏教研究の牽引役を担っている。

例えば、本学、カリフォルニア大学バークレー校東アジア研究所、大谷大学真宗総合研究所との3大学間の協定に基づく『歎異抄』に関する5年間の研究プロジェクトでは、専任教員や大学院生等、幅広くかつ多数の研究者が研究ワークショップに携わり、近世及び近代日本仏教、特に浄土真宗を専門とする研究者の国際ネットワークの構築を推進している(資料 3-23)。

応用研究部門に「人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター」を常設し、仏教・浄土教を機軸として、現代世界の苦悩や悲嘆に対して全人的に向き合い、社会の困難を和らげることにつながる実践を生み出す研究を推進している。この研究活動を踏まえて、2016年度以降、毎年、上智大学と共同で「グリーンケア公開講座」を開講している。本講座は、グリーンケアの理解、啓発の一環として、受講生がグリーン(悲嘆)を抱えた方々の悲しみや苦しみに共感し、共に歩むことができるようになることを目的としている(資料 3-24【ウェブ】、3-25【ウェブ】、3-26)。

また、大学院実践真宗学研究科の「臨床宗教師研修」を研究面から推進し、教育プログラムに展開する形で、研究成果を教育に還元している(資料 3-27【ウェブ】)。

イ) 人間・科学・宗教総合研究センター

同センターは、本学の所有する資源を活かして人間・科学・宗教に関連する高度な研究を推進し、その研究成果を国内外に発信することを目的としている。同センターでは、2019年10月現在、9つの研究センター(古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター、地域公共人材・政策開発リサーチセンター、里山学研究センター、グローバル・

アフエアーズ研究センター、革新的材料・プロセス研究センター、南アジア研究センター、犯罪学研究センター、生物多様性科学研究センター、アディクション・トランス・アドヴォカシー・ネットワーク研究センター）を展開し、人文・社会・自然の3つの学術分野を横断する学際的・異分野複合的な学術研究を推進することにより、世界が必要とする科学技術や文化の振興を図ることを目指している（資料 3-8、3-28【ウェブ】、3-29、3-30、3-31、3-32、3-33、3-34、3-35、3-36、3-37）。

例えば、地域公共人材・政策開発リサーチセンターでは、持続可能な地方都市行政の「かたち」と、それを実現するための地域政策実装化への道筋に関する研究を行っている。同リサーチセンターでは、文部科学省の大学間連携共同教育推進事業（2012～2016年度）によって構築した、産官学民協働による域学連携事業を研究面で支援し、地域社会の公共的課題に応えることができる人材を社会に輩出することを目的とした日本初の地域認証資格制度「地域公共政策士制度」を開発し、地域イノベーションの原動力となる人材の育成に貢献している（資料 3-38【ウェブ】、3-39、3-40【ウェブ】）。

ウ) ユナスソーシャルビジネスリサーチセンターの設置

ユナス博士が推奨する「ソーシャルビジネス」は、貧困問題をはじめとする社会問題の解決を目的としている。本学が推進する持続可能な社会を考える仏教 SDGs と通底することから、同センターの設置となった。

同センターは、仏教 SDGs に関する研究及び具現化を中心に、多岐にわたるソーシャルビジネスに関する研究と地域実装化の学術支援事業、大学の社会貢献使命の実現に向けた事業、多世代多文化協働型の人材育成のための事業運営を目的としている。同センターは、本学における各研究センターの共同研究事業、地域金融機関との共同事業、学生向けの教育プログラムの展開、本学が加盟する龍谷総合学園との連携事業を計画している（資料 3-13【ウェブ】、3-14【ウェブ】、3-41【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、大学の理念・目的に基づき、かつ学問の動向、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境に対応し、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織を適切に設置していると評価する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

各学部・研究科は、自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用した点検・評価を行っている（資料 3-42、3-43）。

各学部・研究科における組織の自己点検・評価では、認証評価機関の「基礎要件確認シート」に相当する「基礎要件点検シート」の提出と根拠資料の提示を義務づけている（資料 3-44）。

また研究所等については、研究所等の事務を所管する研究部が、その活動内容の点検・評価を行っている（資料 3-45）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の教育・研究活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

また毎年度の組織の自己点検・評価とは別に、新たな教育組織の設置（改組を含む）の際には、その設置後（主に完成年度）に理念・目的に照らした検証を行っている。2018年度に完成年度を迎えた国際学部及び農学部では、学部教授会及び学科が中心となって総括を行っている。具体的には、学生や関係部署等へのヒアリングや数値データをもとに所期の目的の達成度合い、社会全般に与えた影響と効果、4年間の総合的な成果と課題等の分析を行っている（資料 3-46、3-47）。

さらに、国際学部では、将来構想委員会を起ち上げ、総括の結果やフィードバックを踏まえたこれからの学部学科の様々な課題や展望について検討している。

その他、人間・科学・宗教総合研究センターの下に設置された研究プロジェクト及び世界仏教文化研究センターの下に設置された外部資金による研究プロジェクトは、研究活動の適切性を担保するため、外部評価又は外部有識者を交えた評価を受けることとしている（資料 3-8、3-48）。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のように改善・向上に努めている。

例えば、2015年度（対象年度：2014）の自己点検・評価では、学則や規程等には教育研究組織の編制に関することが定められているが、明確な教育研究組織の編制原理を策定していないことを課題として指摘し、その後、改善に向けた取組を開始した（資料 3-49）。

その後、検討に数年を要したものの 2019年5月に教育研究組織の編制原理を策定するに至った（資料 3-2【ウェブ】、3-50）。

また、上述のとおり、人間・科学・宗教総合研究センター傘下の研究プロジェクト及び世界仏教文化研究センターの一部研究プロジェクトでは、外部評価の結果を活用し、改善に取り組んでいる。

具体的には、アジア仏教文化研究センターで、2016年度に実施した外部評価の結果、研究業績の集約や公開、発信力の強化等に関する助言を受け、研究報告書やレジュメの保存、プロジェクト5年目に書籍の出版を計画する等の対応を検討している（資料 3-51）。

その他、2016年に文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」（2016～2019年度）に採択された犯罪学研究センターの事業「新時代の犯罪学創生プロジェクト～犯罪

をめぐる「知」の融合とその体系化～」において、2017年度実施の外部評価の結果、大学のブランディング事業としての広報面の強化が指摘され、2018年度に新たに「研究広報」という評価指標を設定して広報専門スタッフの常駐によりウェブサイトを中心とした情報発信の強化を図っている（資料 3-52）。

これらの具体的事例が示すとおり、本学は毎年度の自己点検・評価等の結果に基づき、適切な教育研究組織を維持・整備するための改善・向上に努めている。

以上のことから、本学は、教育研究組織の適切性について、毎年度の自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

2. 長所・特色

2018年度に完成年度を迎えた国際学部及び農学部は、毎年度の自己点検・評価において教育研究組織の適切性を点検・評価することに加え、完成年度に4年間の総括を行い、成果と課題を確認している。今後は、この総括を踏まえ、毎年の自己点検・評価を通じて、課題の改善を進めていく（資料 3-46、3-47）。

2020年度は、理工学部を改組し「先端理工学部」を開設する。先端理工学部は、「専門分野を修めるとともに、異分野にも知識の幅を広げ、主体的に学び、創造することのできる人材」の育成を目指している。本改組は、タコ壺型の専門教育から多様な学修ニーズに対応した分野横断型の専門教育へ改革を行うものである。今後は、各課程が持つ教育資源を有効に活用しつつ専門分野横断的な教育を提供し、幅広い知識と俯瞰的視野を持った人材を養成することが期待できる（資料 3-20【ウェブ】、3-21）。

世界仏教文化研究センターでは、上述のとおり、国際的な仏教研究の展開を図っており、研究者個人としての交流はもとより、海外研究機関との協定の下、組織的な共同研究を行っている。また国内外の若手研究者（大学院生等）の研究を支援する世界仏教文化研究センター嘱託研究員（Guest Researcher）制度を設けている。同センターでは、研究推進だけでなく、若手研究者の養成にも寄与している（資料 3-7、3-22【ウェブ】、3-53）。

また、新たに設置したユネスソーシャルビジネスリサーチセンターにおける活動が、本学が推進する持続可能な社会を牽引することを期待している（資料 3-54）。

3. 問題点

本学は、京都府京都市に大宮キャンパス及び深草キャンパス、滋賀県大津市に瀬田キャンパスの3つのキャンパスを擁している。しかし、社会状況の変化を契機とする、ICTやIoT等の情報技術の進展を踏まえるなら、複数キャンパスの効率的な機能の検討を迫られることが想定される。そのため長期計画の中で最適なあり方を検討していく必要がある。

4. 全体のまとめ

本学は、明治初期、我が国の教育制度が確立する以前から、前身である大教校や普通教校において洋学を取り入れるなど、近代高等教育の先駆けとなる取組を展開し、1639年の開学以来、建学の精神に基づく教学創造を行ってきた。また、1975年以来、45年間もの歳月をかけて、5次にわたる長期計画を展開し、大学発展と教学創造に努めてきた。その間、滋賀県及び大津市の誘致を受け瀬田キャンパスを開設し、社会学部及び仏教系大学初となる理工学部を設置した。2015年には、我が国の私立大学として35年ぶりの農学部を創設し、2020年度には理工学部を改組し先端理工学部に発展させるなど、連綿と受け継がれてきた「先進性」を尊ぶ進取の取組を実践し、現在、9学部10研究科1短期大学部を有する総合大学となった。

研究機関についても、人間・科学・宗教総合研究センターの下で9つの研究プロジェクトの展開、世界仏教文化研究センター、ユネスソーシャルビジネスリサーチセンターの設置等、社会的要請を踏まえつつ、本学の知的資源を活用した機関を設置している。

以上のとおり、本学の学部・研究科及び研究所等の教育研究組織は、建学の精神の下に構成されたものであり、このことは「龍谷大学の教育研究組織の編制原理」で示しているとおりである。また5期45年にわたる長期計画の下、新たな社会的・時代的要請に対応する大学創造を目指しており、今後、新たな長期計画「構想400」の下、さらなる大学改革に取り組んでいく。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、建学の精神、教育理念・目的の下に、学部・研究科の教育理念・目的を掲げ、学位ごとに卒業認定・学位授与の方針（研究科では学位授与の方針）を定めている。

各学部・研究科の卒業認定・学位授与の方針は、履修要項に明記することに加え、本学ウェブサイトでも公表している（資料1-4【ウェブ】、1-14a p.6、1-15a pp.26～33、基礎要件確認シート7）。

【例：文学部の学生に保証する基本的な資質・能力】

①：建学の精神の具現化	<ul style="list-style-type: none"> ・建学の精神の意義について理解している。
②：(③の基礎となる)「知識・技能」の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・人間社会において「言語（ことば）」の持つ影響力について深く理解し、人文学の幅広い知識を身につけている。 ・日本語を正確に理解し、論理的な文章を書くと同時に、自らの見解を分かりやすく伝達するための方法を身につけている。 ・外国語運用能力や豊かな教養を身につけている。
③：(④の基盤となる)「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力(「思考力・判断力・表現力」)の発展・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との相互理解を可能とするような対話能力を身につけている。 ・自らが設定した課題について、探求、発見、追究、解決という一連のプロセスを達成する能力を多角的に身につけている。 ・論理的思考力を培い、現代社会が問いかける問題に対して、多角的に思考・判断することができる。
④：主体性をもって多様な人々と協働する態度(「主体性・多様性・協働性」)の発展・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観を認め、言語（ことば）の学修をはじめとした学びを通じて自己の認識を広げ、異なる価値観を受容することができる。 ・他者との交流や異なる価値観の受容を通じて、自己を客観視し、他者と協働することができる。 ・社会が必要とする職業観・勤労観と生涯を通じた持続的な就業力を身につけている。

各学部の卒業認定・学位授与の方針は、2016～2018年度の3か年をかけ大幅な見直しを行い、2019年度から新たな方針を適用している。

卒業認定・学位授与の方針は、学生に保証する基本的な資質・能力と学位授与に必要とされる単位数及び卒業認定の方法で構成している。学生に保証する基本的な資質・能力は、学校教育法第30条第2項に定める学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性・多様性・協働性）に建学の精神を加えた4つの観点で表記している。ただし、理工学部（2020年度から先端理工学部）（以下、総称して「理工学部」）は改組のため、2020年度から新たな卒業認定・学位授与の方針を適用する。また経営学部はカリキュラム改革を進めているため、新カリキュラムが適用される年度から、卒業認定・学位授与の方針に改めることを予定している（資料3-21 pp.3～5）。

各研究科は、専攻別（修士課程、博士後期課程）に学位授与の方針を定め、保証する基本的な資質と学位授与の諸要件で構成している。保証する基本的な資質は、備えるべき能力及び将来発揮することが期待される能力の2つの観点で表記している（資料1-4【ウェブ】）。

以上のとおり、各学部・研究科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの教育理念・目的の下、当該課程を修了することによって身につく基本的な資質・能力を適切に明示し、公表していると評価する。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学は、各学部・研究科の教育理念・目的の下、学位ごとに教育課程編成・実施の方針を定め、履修要項に明記するほか、本学ウェブサイトでも公表している（資料1-4【ウェブ】、1-14a pp.7～8、1-15a pp.60～88、基礎要件確認シート7）。

各学部の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針と併せて見直しを行い、2019年度から新たな方針を適用している。

教育課程編成・実施の方針は、教育内容、教育方法及び授業科目のアセスメントポリシーとしての学修成果の評価の3つの項目で構成している。教育内容は、卒業認定・学位授与の方針と関連させるため、学生に保証する基本的な資質・能力の4つの観点（建学の精神、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性・多様性・協働性）に分類し、教育課程の内容を表記している。ただし理工学部は改組のため2020年度から新しい教育課程編成・実施の方針を適用する。また経営学部はカリキュラム改革を進めているため、新しいカリキュラムとともに新しい教育課程編成・実施の方針を定めることを予定している（資料3-21 pp.17～19）。

各研究科は、専攻別（修士課程、博士後期課程）に教育課程編成・実施の方針を定め、学位授与の方針に定める保証する基本的な資質を踏まえ、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示している。

以上のとおり、各学部・研究科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針を踏まえた教育内容を定め公表しており、関連性があると評価する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
評価の視点 2：教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
評価の視点 3：単位制に沿った授業時間の確保
評価の視点 4：授業科目の内容、科目区分（必修、選択等）、開講方法
評価の視点 5：学士課程における特色ある教育内容の設定
評価の視点 6：初年次教育、高大接続への配慮
評価の視点 7：大学院研究科における教育課程の編成
評価の視点 8：学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の実施

（1）教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学部の教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき、教養教育科目及び専攻科目（固有科目）で編成している。また教育課程編成・実施の方針は、教育課程との整合性を図るため、授業科目名を明記するなど具体的な内容を表記している（資料 1-4【ウェブ】、1-14a pp. 50～105）。

【例：文学部の教育内容】

①：建学の精神の具現化	<ul style="list-style-type: none"> ・建学の精神の意義について理解するために、1年次配当（第1・第2 Semester 配当）の「仏教の思想」科目（「仏教の思想A」・「仏教の思想B」）を全学必修科目として開講する。
②：（③の基礎となる）「知識・技能」の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を媒介としたコミュニケーション能力の基礎を身につけるために、1年次配当（第1・第2 Semester 配当）の言語科目（英語および英語以外の複数の外国語科目）を開講する。 ・諸学の基本を理解し、幅広い教養を身につけるために、1年次配当（第1・第2 Semester 配当）の教養科目（人文科学系・社会科学系・自然科学系・スポーツ科学系）を開講し、基幹科目を設置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・人文学に関する知識・技能を身につけるために「普通講義」を開講する。 ・大学での学びの基本的な方法や、日本語の文章作成のための能力を育成するために「基礎演習」（1・2年次）を配置する。 ・学生が自主的に設定した学修テーマを追究し、問題解決へと至る知識と技能を養成するために、「演習Ⅰ」（3年次）および「演習Ⅱ」（4年次）を開講する。 ・文献を読解する能力の養成をはかり、それによって人文学の幅広い教養を身につけることができるように、「講読」科目を2年次以降に開講する。
<p>③：（④の基盤となる）「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力」）」の発展・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を媒介としたコミュニケーション能力の基礎を活用して異文化を理解する能力を身につけるために、2年次配当（第3・第4セメスター配当）の言語科目（英語および英語以外の複数の外国語科目）を開講する。 ・幅広い教養を活用して多角的に思考・判断・表現する能力を身につけるために、2年次配当（第3・第4セメスター配当）の教養科目（人文科学系・社会科学系・自然科学系・スポーツ科学系）を開講する。 ・学生が自主的に設定した学修テーマに基づく発表やレポート作成等を通じて、課題を追究し、解決へと至る能力を養成するために、「演習Ⅰ」（3年次）および「演習Ⅱ」（4年次）を開講する。また、これらの活動を通じて思考力・判断力・表現力を伸張するために「卒業論文」を必修とする。 ・批判的能力やものごとの本質を見極める力を養成するために「基礎演習」「演習」科目を全学年で設置し、「普通講義」等で学んだ知識を現実の社会で活用できる能力を養成する。 ・人文学の専門領域の研究を通じて見いだされた知見をもとに思考力・判断力・表現力を高めるために、特定のテーマを取り上げる「特殊講義」を3年次から開講する。
<p>④：主体性をもって多様な人々と協働する態度（「主体性・多様性・協働性」）の発展・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生同士がディスカッションを行う中で、知識を構成していけるように、4年間を通じて開講される「基礎演習」「演習」では少人数のクラス編成を行い、TA、学修支援員のサポートによって学生同士が共に学ぶことの意味を探究させられるようにする。

- ・学科専攻の枠を超えた科目履修によって人文学の多様な専門領域を学ぶ学生が共に学べるように選択科目を設定する。
- ・社会が必要とする職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力を育成するために、「キャリア啓発科目」と「キャリア形成科目」を開設する。

(2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

各学部は、授業科目の内容に応じて開講時期（配当年次・セメスター）を設定し、教育課程における順次性及び体系性の全体像を明示したカリキュラムマップ等を作成し履修要項に記載している。カリキュラムマップ等は、主要な授業科目の科目区分（必修、選択）や関連性、また2年生第2学期（4セメスター）から始まるコース所属等を明示し、1年生から4年生までの履修モデルを示している（資料4-1）。

教養教育科目は、建学の精神を理解するため1年生に「仏教の思想」科目を全学必修科目として開講している。また言語科目を中心に先修制を採用している。先修制は、履修要件とする授業科目の修得を定め、学修成果をより高めるための学修の順序を示す役割を担っている。教養科目は基幹科目（幅広い教養を身につけるための科目）を設定し、科目名末尾に並列関係を示すアルファベット（A・B・C等）や序列関係を示すローマ数字（I・II・III等）を表記し、各科目の系統や履修の順序を明示する工夫を行っている（資料1-14a p.42・45・47）。

文学部、経済学部、経営学部、法学部、政策学部及び国際学部の専攻科目は、科目のグレードを示すグレードナンバー制を採用し科目の順次性を明示している。またグレードナンバー制を採用していない学部があることから、現在、教育課程の順次性をより明確にするため、科目ナンバリングやカリキュラムチェックリスト等の作成・活用を検討している（資料1-14a p.24、4-2）。

(3) 単位制に沿った授業時間の確保

単位制度は、大学設置基準を踏まえ、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とすることとしている。授業科目は講義・演習・講読科目と外国語・スポーツ・実験・実習科目に区分し学修時間を定めている。また授業回数は、定期試験とは別に半期15回を設定し十分な授業時間を確保している（資料1-14a pp.17～18、4-3、基礎要件確認シート9）。

本学はセメスター制（2学期）を採用し、原則として4～9月末までを第1学期、10～翌3月までを第2学期と区分している。さらに先端理工学部（2020年度開設）は1年を4タームに分割したクォーター科目を導入し、基礎からのステップアップが求められる理工系の学修に適した短期集中で学修効果の高い授業展開を目指している（資料1-14a p.21、3-20【ウェブ】、4-3）。

(4) 授業科目の内容、科目区分（必修、選択等）、開講方法

各学部の授業科目は、学則第25条に「文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会学

部、政策学部、国際学部及び農学部の教育課程における授業科目は、専攻科目と教養教育科目とし、学修方法によりそれぞれ必修科目、選択必修科目、選択科目に区分する。また、理工学部の教育課程における授業科目は、固有科目と教養教育科目とし、学修方法によりそれぞれ必修科目、選択必修科目、選択科目に区分する」と定めている。

各学部の授業科目の科目区分は、学則第 40 条に基づき履修要項に明記している（資料 1-2、1-14b pp. 64～70・73～80）。

1) 専攻科目（固有科目）

専攻科目（固有科目）は、各学部が教育課程編成・実施の方針に基づき、学部、学科（又は専攻）の専門性に則った独自の教育課程を編成している。各学部は 1 年生から専門基礎科目を配置するなど、早い段階から専門教育を導入し、学年進行にあわせ順次高度な専攻科目（固有科目）を配置している。また少人数による教育を実践するため 1 年生から入門ゼミや基礎演習等のクラス制を展開している（資料 1-14b pp. 71～83、1-14q pp. 45～75）。

2) 教養教育科目

教養教育科目は、全学部に通講し、幅広い教養を身につけることを趣旨とし、「仏教の思想」科目、言語科目、教養科目の 3 つの科目区分で教育課程を編成している。

「仏教の思想」科目は、建学の精神を涵養させ、仏教の思想を学ぶことを通して、自己を内省し、幅広いものの見方と心の豊かさを育てることを目的としている。

言語科目は、外国語を媒介としたコミュニケーション能力の基礎を修得し異文化理解を深めるとともに、自律的な学修態度を身につけることを目的としている。

教養科目は、人文科学系・社会科学系・自然科学系・スポーツ科学系の科目に分類し、それぞれの分野から幅広い教養を身につけることを目的としている。また教養科目は学びの入門となる科目や諸学の基本を学ぶ科目を「基幹科目」と位置付け、人文科学系科目、社会科学系科目及び自然科学系科目の中から各 1 科目（2 単位）以上を修得する選択必修科目としている（資料 1-14b pp. 53～70、図 4-1）。

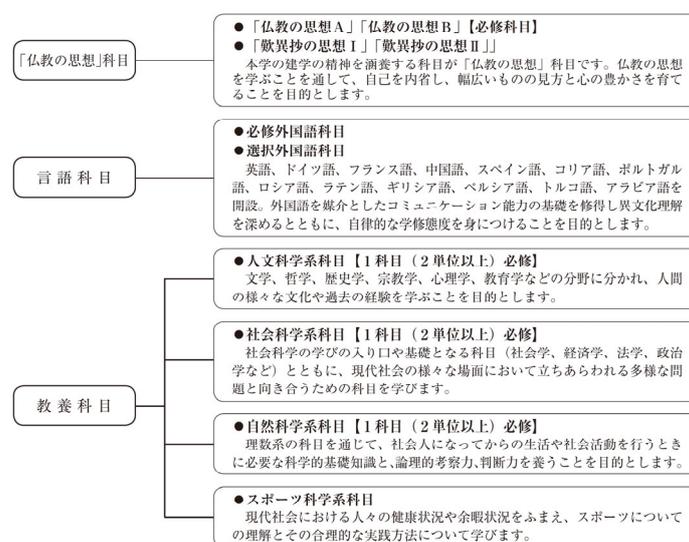


図 4-1 教養教育科目（京都学舎） 体系図

3) 授業科目の開講方法

授業科目は、学生が系統的な履修ができるよう、それぞれの配置マツト（開講曜日・時間）を調整の上、時間割を決めている。事前に配置マツトを決めることにより、優先的に必修科目の開講時間帯を確保することや、教養教育科目と専攻科目（固有科目）のバッティングを避けること等、系統的な履修に配慮した時間割を策定できている（資料 4-4、4-5）。

(5) 学士課程における特色ある教育内容の設定

経済学部、経営学部、法学部及び政策学部には、専門性の枠組みを越えた教育課程である「学部共通コース」を開設している。

学部共通コースとは、上記4学部に通講する専攻科目をもって構成した教育課程（コース）で2年生第2学期（4セメスター）から開講する。上記4学部は、卒業認定・学位授与の方針の中にそれぞれのコースの学生に保証する基本的な資質・能力及び修了要件（単位数等）を、教育課程編成・実施の方針の中に各コースの教育内容を明示している。

学部共通コースには4つのコースがあり、各コースの特徴を次のとおり記載する（資料 1-14b pp. 84～85）。

ア) 国際関係コース

国際社会が直面する諸問題や世界の各地域における人々の営みを幅広くかつ専門的に学ぶことを目的としている。長期留学や海外語学研修等を希望する学生に対してもサポートを提供している（資料 1-14b pp. 86～92）。

イ) 英語コミュニケーションコース

高度な英語力を有し、現代の国際社会の諸問題を解決することができる人材を育成することを目的としている。英語スピーキング、リスニング、リーディング、ライティングのスキル向上に加え、文化や文化の違いに関する知識を修得し理解を深める教育を提供している（資料 1-14b pp. 92～95）。

ウ) スポーツサイエンスコース

スポーツビジネスやスポーツ行政等における経営・管理能力と企画・調整能力を兼ね備えた人材、スポーツ文化に関する調査・研究の推進とその成果に基づく知識と教養を身につけた人材、ライフステージやライフスタイルに対応した健康増進のための運動プログラムの開発や競技力向上のためのコーチングやトレーニング方法の確立等ができるスポーツ指導者、を育成することを目的としている（資料 1-14b pp. 96～101）。

エ) 環境サイエンスコース

「エコロジーおよび自然史の視点」「社会科学の視点」「哲学・倫理学および人文科学の視点」から、さまざまな環境問題、さらに深く人間と自然の共生、環境と政策、制度の問題に取り組むことを目的としている（資料 1-14b pp. 101～106）。

(6) 初年次教育、高大接続への配慮

各学部は、1年生第1学期（1セメスター）に文献資料の調べ方、レジュメの作り方、

レポートの書き方等のリテラシーを入門ゼミや基礎演習で教えている。文学部、経済学部、社会学部、政策学部及び農学部は、初年次学生用教材を作成し使用するなど、学修効果の向上を図っている（資料 4-6、4-7、4-8、4-9、4-10、4-11）。

本学は、高大連携の基本方針を定め、龍谷大学附属平安高等学校（以下「附属校」）をはじめ、教育連携校、宗門関係校、高大連携協定校を選定し、連携事業を展開している（資料 4-12【ウェブ】）。

附属校は、本学への進学を目標とするプログレスコースに卒業後の大学生活をイメージするための高大連携教育プログラムを開設している。プログラムは1年生を対象とした自己理解や進路探究を行う「ライフプラン探究」、2年生を対象とした学部・学科の学びを理解する「キャンパス・ビジット」、そして3年生を対象とした高大連携科目「現代を学ぶ」や「理数研究」等、高校3年間を通じ実施している。また学部・学科（専攻）にあわせた学習課題を課し、高校から大学への接続を意識した教育の機会を提供している（資料 4-13【ウェブ】、4-14、4-15、4-16、4-17）。

浄土真宗の精神に基づく教育を展開する宗門関係校の中でも北陸高等学校（福井県）・崇徳高等学校（広島県）・神戸龍谷高等学校（兵庫県）・相愛高等学校（大阪府）とは、教育連携に関する協定を締結し、模擬講義、進路ガイダンス及び大学見学会の開催、並びに教育連携校推薦入試（専願）の合格者には教育連携校学習課題を課すなどの教育連携事業を実施している。また宗門関係校とは、浄土真宗本願寺派の宗門関係学校で構成される龍谷総合学園（本学も加盟）において、「仏教×SDGs」をキーワードとして連携プロジェクト等を実施している（資料 3-41【ウェブ】、4-18【ウェブ】）。

高大連携協力に関する協定を締結した高大連携協定校とは、各種ガイダンス、模擬講義又は学部独自のプログラム等、本学の教育資源を活用した高大連携事業を実施している（資料 4-19【ウェブ】）。

その他、入学前教育として、指定校推薦入試、スポーツ活動選抜入試／文化・芸術・社会活動選抜入試等の専願入試合格者には、指定図書、新聞の切り抜き、NHK 高校講座、民間の通信教育講座等の課題を課す入学準備サポートプログラムを実施し、入学後の学修に必要な知識・技能の修得を目指している（資料 4-20）。

（7）大学院研究科における教育課程の編成

各研究科は、修士課程又は博士後期課程の教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程をそれぞれ編成し、毎年度、研究科委員会において開講／不開講とする授業科目を審議・決定している（資料 1-4【ウェブ】、1-15a pp.60～88）。

1）修士課程における開講科目

各研究科修士課程の教育課程は、修士論文の研究指導を受ける演習科目（必修科目）【リサーチワーク】と、その他の開講科目（選択科目）【コースワーク】とで編成している。各研究科の開講科目は少人数による演習形態を原則としている。研究科によっては文献研究科目（文学研究科）等、一部の開講科目を選択必修科目としている。また一部の研究科（文学、法学、経済学、経営学、政策学及び実践真宗学研究科）は、修士論文の代わりに課題研究を提出することを認めており、国際学研究科グローバルスタディー

ズ専攻及び言語コミュニケーション専攻は、英語で修士論文を作成することを課している（資料 1-15c pp.12～13、1-15i pp.2～3）。

【修士課程 教育課程の事例（文学研究科東洋史学専攻）】（資料 1-15a pp.74～75）

●学位授与の方針（抜粋）

- ・正規の授業を受け所定の科目について 32 単位以上を修得すること。
- ・「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

●教育課程編成・実施の方針（抜粋）。

演習科目では、各時代分野の演習担当教員が指導を行い、研究対象の地域の歴史と文化、並びに宗教や言語を学び取り、演習科目履修中に研究成果の中間まとめを発表させる。さらに毎年度の前期と後期に開催される学内の研究大会（東洋史学研究大会・史学大会等）等においても研究発表を行い、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。

●修了要件となる修得単位

「選択必修特殊研究」 4 単位、「選択必修演習」 4 単位、
「選択必修文献研究」 8 単位、「選択科目」 16 単位 合計 32 単位以上

●授業科目と履修方法（抜粋）

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法	
選択必修 科目	特殊 研究	東洋古代史特殊研究 A	2	左記科目から 4 単位選択 必修	
		東洋古代史特殊研究 B	2		
		東洋中世史特殊研究 A	2		
		東洋中世史特殊研究 B	2		
				
	演習	東洋古代史演習	4	左記科目から 4 単位選択 必修	
		東洋中世史演習	4		
		東洋近世近代史演習	4		
		東洋仏教史演習	4		
	文献 研究	東洋史文献研究 A	2	左記科目から 8 単位選択 必修	
		東洋史文献研究 B	2		
		東洋仏教史文献研究 A	2		
東洋仏教史文献研究 B		2			
選択科目		東洋仏教史特殊研究 A	2	左記科目から 16 単位選択必 修	
		東洋仏教史特殊研究 B	2		
		考古学特殊研究 A	2		
		考古学特殊研究 B	2		
				

2) 博士後期課程における開講科目

各研究科博士後期課程の教育課程は、修士課程で修得した知識や論理力を基礎に、さらに高度な専門的知識を備え、自立した研究活動を遂行するため、主に博士論文を作成する演習科目をもって編成している。

理工学研究科は、演習科目（特別研究）以外にも講義科目（特別講義）を毎年度開講している。さらに課程修了要件に博士論文の研究に必要な1カ国以上の外国語に通じることを条件としている（資料 1-15f p. 12・52～54）。

【博士後期課程 教育課程の事例（文学研究科東洋史学専攻）】（資料 1-15a p. 86）

●学位授与の方針（抜粋）

- ・正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。
- ・「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

●教育課程編成・実施の方針（抜粋）。

演習科目では、各時代分野の演習担当教員の指導を受け、研究対象の地域の歴史と文化、並びに宗教や言語を深く理解し、演習科目履修中に研究成果の中間まとめを発表させる。さらに毎年度の前期と後期に開催される学内の研究大会（東洋史学研究大会・史学大会等）等や学術誌への投稿を通じて研究発表を行い、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。

●修了要件となる修得単位

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上

●授業科目と履修方法（抜粋）

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目 ：演習	1年次	東洋史学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	東洋史学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	東洋史学演習Ⅲ	4	4単位必修

3) 本学研究科修士課程の特徴的な取組

本学は、研究科修士課程の特徴的な取組として複数の研究科に共通開講する研究科横断型プログラムを設置している。経営学研究科、法学研究科及び政策学研究科に地域公共人材総合研究プログラムを、法学研究科、経済学研究科及び国際学研究科にアジア・アフリカ総合研究プログラムを開設している（資料 4-21【ウェブ】、4-22【ウェブ】）。

地域公共人材総合研究プログラムは、地方自治体やNPO団体等の分権社会において活躍する「地域公共人材」を育成することを目的としている。本プログラムでは、大学と地方自治体又はNPO等諸団体と地域連携協定（98団体）を締結し、地方自治体等の職員の人材育成に大学を活用することや、大学から地方自治体やNPO諸団体に学生を派遣す

る長期インターシップを実施するなど、相互にメリットを確保し分権社会における地域公共政策の高度化・多様化に取り組んでいる。また協定に基づく推薦入学制度や修士課程における1年修了等の社会人が学びやすい環境を整え、積極的に社会人大学院生を受け入れている。また学部からの進学院生についても、法学部から法学研究科又は政策学部から政策学研究科への学内進学予定者は4年生から各研究科の授業科目を履修することができ、同じように修士課程の1年修了を可能としている。本プログラムは、地方自治体やNPO諸団体からの社会人大学院生と学部からの進学院生（3つの研究科）が、複数の研究科の教員から指導を受け、相互に協働し研究や論文作成に取り組む点に特色がある（資料1-15g pp.13~16、4-21【ウェブ】）。

アジア・アフリカ総合研究プログラムは、アジア・アフリカ地域に関する「地域研究科目」と専門分野（政治学、経済学、国際文化学）の分析手法を修得する「総合研究科目」の二本柱からなる教育課程を展開している。本プログラムは、日本を含むアジア・アフリカ地域を対象に、フィールドワークを交えて総合的かつ専門的に地域研究を行い、アジア・アフリカ地域の実践的専門家を養成することを目指している点に特色がある（資料1-15b pp.14~15、4-22【ウェブ】）。

（8）学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の実施

本学は、キャリア教育と進路・就職支援の二本柱とした「キャリア支援の方針」を定めている。キャリア教育は、学部と各組織が連携し正課教育及び正課外教育を通して、学生にとって社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力を身につけることを目的としている（資料4-23【ウェブ】）。

正課教育では、各学部の教育課程に進路の動機付けを行う「キャリア啓発科目」と学生の主体的な進路選択支援を行う「キャリア形成科目」を開講している（2019年度は74科目開講）（資料4-24）。

正課外教育では、インターンシップ支援オフィスが協定型インターンシップや長期プロジェクトインターンシップ（大学コンソーシアム京都）等、4つのインターンシップを実施している。経済学部及び法学部並びに政策学部はインターンシップを卒業要件単位として認定をしている（資料1-14b pp.107~108、1-14n p.113、4-25）。

また留学プログラムにおいてもインターンシップを実施している。米国バークレーに設置したRyukoku University Berkeley Center（以下「RUBeC」）を利用した留学プログラム・BIE Programの中にボランティア活動を組み入れ、小学校、ホームレスの支援団体（教会）、エコロジーセンター等でボランティアによる就業体験を行っている（資料4-26【ウェブ】）。

その他、職業に直結する諸課程として教職課程、学校図書館司書教諭課程、図書館司書課程、博物館学芸員課程、本願寺派教師資格課程等も開講している（資料1-14a pp.115~119）。

各学部は、正課教育及び正課外教育を通じてキャリア教育を実施し、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている。

以上のとおり、本学は、各学部・研究科が教育課程編成・実施の方針に基づき、順次性・体系的に配慮しつつ、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し教育課程を編成していると評価する。

ただし、多くの研究科の収容定員が未充足状態であり、毎年度、受講生が集まらずやむを得ず不開講措置とする開設科目が多く、収容定員の未充足が開設科目の開講数にも影響を与えている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定
評価の視点 2：シラバスの内容及びシラバスに沿った授業の実施
評価の視点 3：授業内外の学生の学習を活性化させる取り組み
評価の視点 4：効果的な教育を行うための取り組み
評価の視点 5：適切な履修指導の実施
評価の視点 6：研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施（大学院）

（1）1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定

本学は、1年間の履修登録単位数の上限を理工学部は49単位以下、その他の学部は48単位以下とし、半期1セメスターに登録できる単位数も上限設定を行っている。特に法学部、政策学部、農学部は全学年の履修登録単位数の上限を44単位、経済学部、国際学部及び経営学部は1～3年生の履修登録の上限を44単位（経営学部は1年生のみ45単位）及び4年生は48単位と制限している（資料1-14a～q、基礎要件確認シート8）。

また理工学部は、2019年度から成績優秀者（GPA3.5以上）に対して、次の1セメスターにつき上限を2単位緩和する措置を講じている（資料4-27）。

授業期間外に開講する科目（サマーセッション科目等）、諸課程科目や単位互換科目等の一部の授業科目を履修登録制限外と取り扱っているが、次のように単位制度の趣旨に沿った学修時間の確保に努めている。

諸課程科目は、学年に偏らず4年間を通じ履修するよう開講し、各担当教員が計画的な履修を指導している。例えば、教職課程科目の履修は1年生末に教職課程受講の事前登録を義務づけ、教員を志望する学生の特定・把握を行っている。教職課程担当教員は、教職カルテ等も使用し、逐次、教職課程に関する学修状況等を把握し、併せて学生が学士課程と教職課程を両立させるよう指導している。万一、学士課程の学修状況に影響を与えるなど教職課程の履修を継続することがふさわしくないと判断される場合には、面談の上、履修を断念させることもある（資料4-28、4-29）。

通常の授業期間外に開講する科目は、科目の特性等から夏期や春期において集中的な学びや教室外での学びが行えるよう開講し、事前・事後の学修等、適切な学修時間が確保できるよう運用している。

大学院研究科は、履修登録単位数の上限を定めていないが必修科目の履修や修士論文

(若しくは課題研究)又は博士論文の研究指導を踏まえ、履修登録単位数が適切な範囲内となるよう履修指導を行っている。

(2) シラバスの内容及びシラバスに沿った授業の実施

シラバスは様式を全学統一としている。またシラバスの構成は、講義概要、到達目標(目的・ねらい)、講義方法、授業時間外における予・復習等の指示、成績評価の方法及び講義計画(半期15回、年間30回)を必須項目と定め、サブタイトル、系統的履修、テキスト、参考文献、履修上の注意・担当者からの一言、オフィスアワー・教員との連絡方法及び参考URLを任意項目としている。

作成要領「シラバス作成の手引き」を定め、障がいのある学生への配慮等の注意事項や必須項目に関する具体的な記入例を示すなど、シラバスを充実させる工夫をしている。例えば、授業時間外における予・復習等の指示では、「毎回『講義計画』の『資料』欄に添付されている資料を読んで考えをまとめて出席すること(各回所要時間:2時間)」、「毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習を行い、要点をまとめておくこと(各回所要時間:2時間)」等、記入例を提示している(資料4-30、4-31)。

各授業担当教員(非常勤教員を含む)のシラバスは、開講責任主体が、その記載内容の適切性を点検・確認した上で、本学ウェブサイトに掲載している。専攻科目(固有科目)は各学部・研究科の執行部会議又は教務委員会が、教養教育科目は教養教育センターの各科目部会が、それぞれの授業科目の開講責任主体となる(資料4-32)。

学生による学期末の授業アンケートでは、「この授業のシラバスに示されている『到達目標(目的・ねらい)』を、どの程度達成できたと思いますか」との設問を設定し、講義計画に則って授業が行われたか等を確認している。本設問に対し、2019年度第1学期では「70%以上達成した」との回答が約85%(回答者42,805名のうち36,413名)を占め、各授業は概ねシラバスの講義計画に則って進められていると評価している<第6章参照>(資料4-33)。

(3) 授業内外の学生の学修を活性化させる取組

各学部・研究科の授業形態は、主に「講義」「演習」「実習(実験)」に区分され、それぞれが効果的な教育を行えるよう、次のような教育支援ツールを提供している。

コースマネジメントシステムとして「manaba course」及び「moodle」、英語のe-Learningシステムとして「ALC NetAcademy NEXT」を整備している(資料4-34)。

例えばmanaba courseは、すべての授業科目のコースを設定し、授業内外で活用することが可能である。学生の出席を把握・集計することや、授業中にアンケートを行い、その集計結果を瞬時に表示し、学生と双方向のコミュニケーションがとれる。また授業で使用する教材資料の閲覧・ダウンロード、掲示板機能を利用した学生同士の意見交換、さらにレポートや小テストの課題を課すこと等ができ、その採点・集計も容易にできる仕様となっている。manaba courseは学生の87.58%、専任教員の65.48%(2019年度第1学期)が利用している(資料4-35)。

その他、学期(初め・半ば)に実施する「授業アンケート(任意)」、「シャトルカード」や「ミニツツペーパー」等の教育支援ツールを提供している(資料4-36【ウェブ】)。

また3キャンパスにラーニングコモンズとライティングサポートセンターを設置し、授業時間外においても、学生が主体的に学修する環境を整備している<第8章参照>。

授業運営を支援するため教育補助員・TA（ティーチング・アシスタント）・チューター制度を整備している。受講者数の多い授業科目に教育補助員を配置し、ミニッツペーパーやレポートの整理、レジュメの配布等、効率的な授業運営を支援している。また情報機器等に精通している大学院生等をTAとして採用し、情報処理実習室における授業運営の補助を行っている（資料4-37）。

各学部は、演習にアクティブラーニングを取り入れ、卒業論文（又は卒業研究）の指導と併せてグループ学習を実践している（資料4-38【ウェブ】、4-39【ウェブ】）。

演習以外にも数多くの演習科目や実習科目を開講し、アクティブラーニングやPBL（Project Based Learning）も取り入れ、学生の主体的な授業参画を促している。具体的には、下表のような授業を開講している。

開講学部	科目名・概要
文学部	文学部共通セミナー（アドバンストコース）（資料4-40【ウェブ】）
	本学大宮キャンパスがある京都駅西部エリアのスポットを紹介する雑誌「京都えきにし」を制作・発行する3年生を対象とした少人数（定員25名）の授業科目。
法学部	法政アクティブリサーチ（資料4-41【ウェブ】）
	政府機関・自治体、各種法人（会社、社団・財団法人、NPO法人等）にアプローチをして、ヒアリング等の方法により、クラスごとのテーマに即した調査研究を進め、成果を学内外に発信する受講生が主体となった積極的参加型・提案型の授業科目。
政策学部	政策実践・探究演習（資料4-42【ウェブ】）
	地域の問題や事例に基づき、具体的な問題解決に向けてチームで学修をすすめるPBL（Problem Based Learning）科目。
理工学部	グローバル人材育成プログラム（資料4-43【ウェブ】）
	米国シリコンバレー周辺の日系企業の協力を得て、現地企業でのインターシップ体験も含む3年生を対象とした授業科目。
社会学部	コミュニティマネジメント特論： 世界遺産と学ぶ課題発見・解決過程社会共生実習（資料4-44【ウェブ】）
	醍醐寺と協力して課題の発見から、課題への取組（企画）の立案までを1年間をかけて行う授業科目。 なお、京都世界遺産PBL科目として大学コンソーシアム京都に単位互換科目として提供している。

（4）効果的な教育を行うための取組

本学は、新たな教育プログラムを創出・再構築するため、特色ある教育プログラムの試行的実施を支援する龍谷IP（Inventive Program）事業を実施している（資料4-45【ウェブ】）。

本事業は、各学部・研究科又は複数の学部又は研究科による教育改革に資する取組を

支援するもので、学内公募の中からいくつかのプログラムを選定し、その事業経費を一定期間支援している。支援期間終了後、優れた教育成果を上げたと評価を受けた事業は、経常事業として継続実施が認められる。

龍谷 I P 事業は、本学の教育改革の根幹であり、その教育成果を全学的に発展・普及させることを目指している。これまで下表のような取組を選定し実施している。

採択 年度	分 類	取組		
		名称	主体	期間
2017	B	地域連携型教育 (CBL) プログラムのモデル化および質保証の実質化～現代のニーズに応える教育を目指して～	政策学部 政策学研究所 (資料 4-46)	3 年
2018	B	地域協働と学科・専攻横断による実践的学修プログラムの構築～人文知を活かした新たな社会活動の試み～	文学部	3 年
	A	グローバル登龍門プロジェクト～実践的なコミュニケーション力を備えた人「財」育成～	国際学部	3 年
	A	英語力の向上を目指す多読指導	教養教育 センター	3 年
2019	B	社会人メンター制度導入のためのパイロットプロジェクト～社会人と学生を繋ぐ、メンターシップという新たな共生の絆を紡ぐ～	法学部	3 年
	B	グローバル人材育成を目指す ASEAN 体感プログラム～ベトナムおよびシンガポールの大学・企業をめぐる理工系スタディツアー～【第 2 期】	理工学部 (資料 4-47)	3 年
	A	公募推薦入学者を対象とした入学前課題の実施【第 2 期】	理工学部 (資料 4-48)	3 年
	B	「龍谷大学政策学部と南京大学金陵学院化学与生命科学学院との学生交換協定」に基づく学生交流プログラム～地域自然資源の魅力を発掘し活用することで持続可能な自然共生社会のモデルを目指す～【第 2 期】	政策学部 政策学研究所	3 年
2020	A	産農学連携をベースとした複合領域型プロジェクトの推進～文理融合型キャンパス横断学修プログラムの構築を目指して～	農学部	3 年
	B	市民的教養を起動する教養教育プログラムの開発～テーマを持った学びに誘う全学アクティブラーニング科目と領域融合科目の開発～	教養教育 センター	3 年
	B	地域連携型教育 (CBL) プログラムのモデル化および質保証の実質化～現代ニーズに応える教育を目指して～	政策学部 政策学研究所	3 年

(5) 適切な履修指導の実施

各学部は、学期開始時に履修指導期間を設定し、学年別に履修説明会を開催するなど、学年にあった履修登録に係る説明・相談を行っている。また履修要項には、グレイドナ

ンバーやカリキュラムマップを記載し、各授業科目の難易度や関係性、2年生第2学期（4セメスター）から所属するコースや履修モデル等も明示している（資料 1-14c pp. 63～65、4-1）。

なお、日常的な履修相談等は、オフィスアワーで対応している<第7章参照>。

（6）研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施（大学院）

各研究科は、修士課程及び博士後期課程それぞれの学位授与の方針に修了要件として、学位論文（修士論文又は課題研究、博士論文）を提出し、その審査及び最終試験に合格することを定めている。また教育課程編成・実施の方針は、論文指導のための授業科目を開講し、研究指導を行うことを明記している（資料 1-4【ウェブ】、基礎要件確認シート7）。

各研究科は、指導教員の決定、研究指導計画書の作成・提出、中間報告会の開催等の研究指導スケジュールを履修要項に明記し、それらに基づく研究指導を実施している。また中間報告会には複数の教員が参加するなど、指導教員以外の教員が関わる指導体制を構築している（資料 1-15a pp. 37～59、1-15g pp. 17～24・42～46、4-49）。

以上のとおり、本学は、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じていると評価する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

（1）成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学は、単位制度の趣旨に沿った授業時間を確保するとともに、授業時間外における予・復習の指示をシラバスに記載している。また、このことを前提とした成績評価に基づき単位認定を行っている。

留学や単位互換科目に関する修得単位又は編入学における短期大学等での既修得単位については、学則第37条、第38条及び大学院学則第9条、第9条の2に、教授会又は研究科委員会が教育上有益と認める場合には、その単位を本学で修得したものと認定できると定めている（資料 1-2、1-3、1-14a p. 20、1-15a p. 15、基礎要件確認シート10）。

成績評価の方法や基準は、履修要項及び本学ウェブサイトにも明示している。またシラバスには、個々の授業科目の成績評価の方法を明記している。成績評価は、筆答試験による評価、レポート試験による評価、実技試験による評価及び授業への取組状況や小テストの4種類の評価方法のうち、担当者が授業科目の特性に応じて1つ又は複数を含めて評価を行うこととしている。個々の評価方法は、シラバスに評価種別、割合及び評価基準を明記している。成績評価は100点を満点とし60点以上を合格とし、それを満

たさない場合は不合格としている。素点に対する評点は 100～90 点を「S」、89～80 点を「A」、79～70 点を「B」、69～60 点を「C」としている（資料 1-14a p. 30、1-15a pp. 21～22、4-30、4-50【ウェブ】）。

「成績疑義制度」を整備し、成績評価の客観性を担保する一助としている。学生は、成績評価に対し疑義がある場合、授業担当者に対し評価結果の再確認や説明を求めることができる。授業担当者は学生から成績疑義の申し出があった場合、採点内容を再確認し、必要に応じて採点済の答案や評点の内訳を開示するなど疑義に対する説明を行っている。万一、授業担当者から成績評価を変更する申し出があった場合は、教授会・研究科委員会等において、授業担当者から変更理由を記載した書面等を提示の上審議をし、承認された場合のみ変更を認めている（資料 1-14a p. 31、1-15a p. 23、4-51、4-52）。

その他、各学部等は様々な方法で成績評価の適切性を点検している。具体的には、次の方法を取り入れている。

文学部は、卒業論文の審査を複数（主査・副査）で行い、公平・公正な審査となるよう工夫している（資料 4-53）。

国際学部国際文化学科は、授業担当者が「基礎演習（複数クラス開講）」の評価方法を共有している（資料 4-54、4-55）。

経済学部は、基礎演習科目の成績評価の分布を確認している（資料 4-56）。

政策学部は、シラバス記載の到達目標の達成状況、講義方法、授業時間外における予・復習等の指示、講義回数、学修内容の実施状況について、各教員が 4 段階で自己評価し教授会で共有している。また教授会で専攻科目の成績分布も確認している（資料 4-57、4-58）。

教養教育センターは、教養教育自己点検・評価委員会において、授業科目別の合格率を確認している（資料 4-59）。

（2）学位授与を適切に行うための措置

学位授与に係る卒業又は修了は、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づき編成された教育課程の授業科目（必修科目、選択科目、修士論文、博士論文等）を履修（合格）し、卒業要件又は修了要件を満たした者に対し、教授会又は研究科委員会が厳正な審議の上、判定している。

学位（学士）の授与のための卒業要件は、学則第 6 条及び第 34 条に定めるほか、卒業認定・学位授与の方針に基づく卒業要件を定め、履修要項に明示している（資料 1-2、1-14a pp. 19～20・37、基礎要件確認シート 10）。

具体的には、本学学部にて 4 年以上在学し、各学部の教育課程の所定の科目を履修し 124 単位（経営学部のみ 125 単位）以上を修得する必要がある。ただし、特別に優秀な成績で修得したと教授会が認めた者については、3 年以上の在学で卒業を認定する「早期卒業制度」を設けている（資料 4-60）。

文学部、社会学部、理工学部及び農学部は、卒業論文や卒業研究を卒業要件としている。特に文学部は卒業論文を 4 年間の学修の集大成と位置付け、履修要項において卒業論文ルーブリックを定め達成水準を明示している（資料 1-14a p. 134）。

学位（修士・博士）授与の修了要件は、大学院学則第 12 条及び第 13 条に定めるほか、

学位授与の方針に基づく修了要件を定め、履修要項に明示している（資料 1-3、1-15a pp. 26～33・60～88、基礎要件確認シート 10）。

学位（修士・博士）授与に関する手続きは、龍谷大学学位規程に定めるほか、履修要項に学位審査基準やスケジュール等を明示している。また各研究科の学位審査の客観性、厳格性を確保するため「学位審査の客観性・厳格性の確保にかかる申合せ」に、学位論文・課題研究の審査は3名以上の審査体制（博士課程は、そのうち1名を学外者とする）に努めること、中間報告会の開催等、指導教員以外の教員が関わる指導体制の構築に努めること、学位審査基準・研究指導体制・論文審査体制・学位取得のプロセスを履修要項に明示の上で本学ウェブサイトへの公表に努めることを定めている（資料 1-15a pp. 34～59、4-61、4-62、基礎要件確認シート 11）。

さらに大学院生への研究指導として APRIN（一般財団法人公正研究推進協会）e-Learning 講座の受講を義務付けるとともに、国際学研究科では論文提出時に剽窃ではない旨の宣誓書を提出させている（資料 4-63、4-64）。

以上のとおり、本学は、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学は、成績評価のほか、様々な指標・方法を用いて学生の学修成果の把握・評価に努めている。主に学士課程の取組ではあるが具体例を次のとおり記載する。

1) GPA 制度

本学は、学生が学修到達度を修得単位数以外の指標で把握するため、どの程度のレベルで単位を修得することができたのかを示す GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。GPA 制度は履修要項に記載し周知するとともに、成績評価による GPA の結果は成績表に記載し開示している。GPA 制度は、学生が学修状況を把握した上で学修目標を設定できることや、学生の学修意欲を向上させることが期待できる（資料 1-14a p. 31）。

また GPA は、大学院の学内推薦入試（理工学研究科を除く）の出願資格及び奨学金の選考基準としても利用している（資料 4-65、4-66）。

2) アセスメントテスト

本学は、学修成果を適切に把握・評価するため株式会社ベネッセの「大学生基礎力調査 I（対象：全学部）」、「大学生基礎力調査 II（対象：法学部、農学部）」及び「GPS Academic

(思考力テスト)(対象：経営学部、国際学部を除く各学部)」の3つのアセスメントテストを実施している(資料4-67【ウェブ】)。

新入生は、入学時に大学生基礎力調査Ⅰを受験し、また3年生にGPS Academic(思考力テスト)を受験している(ただしGPS Academicは経営学部、国際学部は未実施)。

大学生基礎力調査Ⅰでは「協調的問題解決力」を「経験」と「批判的思考力」の2つの側面から測定する。本調査は学生が「今の自分」と「なりたい自分」との差や課題を認識し、行動計画を考えることを目的としている。また3年生に実施するGPS Academic(思考力テスト)では、「思考力」「姿勢・態度」「経験」を測定し、在学中の能力の伸長を把握することを目的としている(資料4-68)。

法学部と農学部は、上記2つのテストに加え、2年生を対象に大学生基礎力調査Ⅱを実施し、大学生基礎力調査ⅠとGPS Academic(思考テスト)とあわせて、学生の伸長を測定する指標としている(資料4-69、4-70)。

各学部は、株式会社ベネッセから調査・分析結果の報告を受け、その内容を共有・確認している。今後、教育改革や教育改善につなげることが期待される(資料4-71、4-72)。

その他、経済学部は、外部試験の経済学検定及びTOEIC-IPの受験を推奨し、2019年度は経済学検定に59名、TOEIC-IPには401名が受験している。それぞれの成績優秀者(経済学検定：A+以上、TOEIC-IP：730以上)には学部長奨励賞を授与している(資料4-73)。

国際学部グローバルスタディーズ学科は、卒業要件に英語運用能力試験のスコアを加えている。卒業にはTOEIC®730点以上、TOEFL®550-PBT、80-iBT以上、IELTS™6.0以上のいずれかのスコアの取得が必須となっている。学生には3か月に1度の英語運用能力試験のスコア提出を課し、ゼミ担当教員が、都度、スコアを確認し履修指導を行っている(資料1-14p pp.44～45)。

教養教育科目の英語では、1年生の11～12月に確認テストを実施し、入学後の英語力の伸長を測定している。テスト結果は学生の学修成果として把握するとともに、2年生の習熟度別クラスの編成に活用している(資料1-14d p.50、4-74)。

3) ルーブリック等の活用

本学は、教員及び学生が達成基準を客観的に把握するため、ルーブリックを学修成果の測定に活用することを推進している。

文学部、政策学部、国際学部、理工学部情報メディア学科・物質化学科及び社会学部コミュニティマネジメント学科は、卒業論文・卒業研究、演習科目又は実験科目において、ルーブリックを策定し評価に活用している(資料1-14a p.134、4-75、4-76、4-77、4-78、4-79)。

また文学部は、卒業時に求められる基礎的な能力とスキルについて、どの程度達成できているかを確認する「文学部アカデミック・リテラシー・ルーブリック」を策定している。このルーブリックにより、学生は学修の目標を明確にし、自身の学修に不足しているものを確認した上で、学修に取り組むことができる。また学生と教員の双方が現時点の達成水準を客観的に把握することができる(資料1-14a p.133)。

4) eポートフォリオの導入

本学は、学生の学修過程等を記録するeポートフォリオシステム「mahara」を、試行的取組として2019年度から5学部を導入した。現在、試行期間の成果や課題を確認し、eポートフォリオを全学部を導入すること（2020年度を予定）、及びeポートフォリオの活用方策について検討している（資料4-80、4-81、4-82）。

5) 各種アンケート調査

ア) 「学生に保証する基本的な資質・能力」の修得状況についてアンケート

本学は、学生が4年間の学修・学生生活を通して、卒業認定・学位授与の方針に掲げている「学生に保証する基本的な資質・能力」を、どの程度身についたと実感しているかを把握するため、卒業時にアンケート調査を実施している（資料4-83）。

各学部は、アンケート調査の結果を踏まえ、学生の傾向や特徴を確認している。本調査の回答率は毎年度高水準で推移しているものの（2018年度：91.3%）、集計結果からは「学生に保証する基本的な資質・能力」自体の認知度が低いことが確認でき、まずは認知度を上げることが課題である（資料4-84、4-85）。

イ) 卒業生調査

本学は、卒業後1年目及び4年目の卒業生を対象に、進路・就職支援の改善・質向上及び教育効果の測定に資する情報を収集することを目的とした卒業生アンケート調査を実施している。本調査は「社会で求められている能力について、在学中にどの程度身についたか」等の質問を設定している（資料4-86、4-87）。

2020年度からは、本調査結果を教育効果の測定に活用することを趣旨とし、調査結果を各学部、キャリアセンター及び関係部署にも共有し、教育改革等に活用することを計画している（資料4-86）。

ウ) 大学IRコンソーシアムによる学生調査

本学は、2017年度から、一般社団法人大学IRコンソーシアムの学生調査を実施している（資料4-88【ウェブ】、4-89、4-90）。

本調査では、学修状況及び知識・能力等の学生の自己評価に関する情報を収集し、蓄積データとの比較で経年の伸長を測定することができる。また他大学とのベンチマーク比較を行うことにより、本学（又は各学部）の強みや改善点を把握することができる。さらに調査結果を踏まえ、個々の学生支援に活用することも期待できる。

本調査の実施は、まだ複数の学部の取組にとどまっているが、今後、全学部の実施を目指している。調査結果は、毎年度、全学教学政策会議及び学修支援・教育開発センター会議並びに各学部（実施学部）において報告・共有している（資料4-91）。

以上のように、本学は、学士課程に限られるが、卒業認定・学位授与の方針に明示した学修成果について、卒業要件以外の様々な指標・方法で把握及び評価することに努めており、適切に取り組んでいると評価する。

なお、研究科は、学位授与の方針に基づく学位論文にかかる研究指導を中心に、学修

成果の把握及び評価に努めている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用した点検・評価を行っている。教育課程・学習成果の適切性については、各学部・研究科、学部共通コース、教養教育センター及び学修支援・教育開発センター並びに教学部において点検・評価を行っている（資料4-92、4-93）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料2-2、2-5、2-6、2-27）。

また、2019年度には「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」を定め、教学マネジメント体制を再構築した。今後は、学長を議長とする全学教学政策会議が教育活動に関する全学的な方針・企画を策定し、教学会議・大学院教学会議がその方針・企画に基づく具体的な教育活動を実践する。また新たに設置した3つの方針検証委員会が実践結果を検証し、改善・向上に資する提言を学長に行う。そして、その提言をもとに全学教学政策会議が新たな方針・企画を策定し、教育活動の質の維持・向上を図ることにつなげていく<第2章参照>。

さらに、この教学マネジメントの1年間の取組を、上述のとおり、学部・研究科及び教学部等が組織の自己点検・評価においても点検・評価を行い、全学大学評価会議から評価結果のフィードバックを受け、教学マネジメントに活用する。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、第2期認証評価（2013年度受審）の結果、理工学部及び社会学部の履修登録の上限単位数が高いこと、また全学部の履修登録の上限単位数に含まれない授業科目が数多くあること、を努力課題として指摘された。当該指摘は、2014年度（対象年度：2013）から改善に取り組み、2016年度に「演習、卒業論文・卒業研究及び各学部が独自に設定する授業期間内に開講する卒業要件科目は履修登録制限内科目とする」ことに変更した。また農学部も2019年度に同じ変更を行い、指摘事項の改善は完了した（資料4-94、4-95）。

同じく指摘を受けた「研究科におけるシラバスの精粗」、「博士後期課程における学位

論文審査基準の明文化」に関しても、当該学部・研究科が改善に取り組み、それぞれ 2013～2016 年度の間に課題を解消している（資料 4-96、4-97、4-98、4-99、4-100）。

その他、教学会議では、カリキュラムチェックリストや科目ナンバリングの導入等、教育プログラムの順次性・体系性等を確認する体制を構築することの改善方策を検討している（資料 4-2）。

全学教学政策会議では、大学院改革の推進、学士課程教育の改革、3つの方針に基づく教学改革等について、点検・評価を踏まえた総括を行っている（資料 4-101）。

以上のとおり、本学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について、毎年度、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を検討し、実施していると評価する。

2. 長所・特色

(1) 龍谷 I P 事業

教育改革・教育改善を牽引するため、特色ある教育プログラムの試行的実施を支援する龍谷 I P (Inventive Program) 事業を実施している。本事業は 2011～2015 年度まで実施した龍谷 G P (Good Practice) を継承・発展させた事業であり、通算すると 2019 年度で 9 年目の実施となる。名称どおり文部科学省の G P 事業の学内版であり、各学部・研究科の自発的な教学改革を進展させることを意図したものである。

龍谷 I P は、複数学部の連携事業も対象とし、開発期 3 年、検証期 3 年の最長 6 年間の支援を受けることができる。さらに龍谷 I P 事業予算額も 2020 年度からは総額 1 億円（龍谷 G P 事業予算額は年間 2 千万円）を確保し、各学部・研究科の教学改革を支援している。採択された教育プログラムの評価は厳格に行い、成果が期待できないと評価された場合には、事業延長を望んだ場合でも中止とする制度設計となっている。

龍谷 I P 事業は第 1 期（開発期）の 3 年間で成果を上げれば、第 2 期（検証期：最長 3 年間）に継続することができる。また支援期間終了後、優れた教育成果を上げたと評価された場合には、その後、経常事業として恒常的な予算措置がなされる。まさに龍谷 I P 事業は、本学の教学改革の根幹である。2019 年度は 8 件の教育プログラムが展開中で、今後、本事業の中から優れた教育成果を上げた事業を継続し、申請以外の学部・研究科にも、その教育プログラムを展開することにより、全学的な教育効果を期待している。

(2) 研究科横断型プログラム「地域公共人材総合研究プログラム」

本学大学院は、複数の研究科に共通開講する研究科横断型プログラムを設置している。特に経営学研究科、法学研究科、政策学研究科に開講する地域公共人材総合研究プログラムは、地方自治体や NPO 諸団体等（98 団体）と地域連携協定を締結して展開し、かつ推薦入学制度による社会人院生を受け入れている。

本プログラムは、3つの研究科に分属する学部からの進学院生と諸団体からの社会人大学院生が、3研究科の教員から指導を受け、研究活動に取り組んでいる。例えば、必

修科目「特別演習」では、異なる研究科の2名の教員が授業を担当し、社会人大学院生及び学部からの進学院生が論文作成過程の発表やインターンシップの報告において、活発な議論を展開している。「実践インターンシップ」は、連携協定団体の協力を得て、各団体が実施している特徴的なプロジェクトに長期にわたって参画し、現場で実践したことをその後の研究活動に活かしている。また本プログラムは1年間で修士課程を修了することが可能であり、社会人大学院生及び学部からの進学院生にも学びやすく進学しやすい環境を整えている。

本プログラムは、修了後の進路に結びついた実践的な研究指導を行っていることや、社会人大学院生及び学部からの進学院生が複数の研究科の教員から指導を受け、自らの研究や論文作成に取り組むことに特徴があり、分権社会を担う豊かな能力・優れた資質を持つ地域公共人材を育成することを目指している。

(3) 様々な指標による学修成果の把握及び評価について

本学は、成績評価のほか、様々な指標・方法を用いて学生の学修成果の把握及び評価に努めている。具体的には、アセスメントテスト、ルーブリックの活用、eポートフォリオの導入、卒業生調査、基本的な資質・能力に関するアンケート調査、大学IRコンソーシアム学生行動調査等の取組を含め、近年、積極的に取り組んできている。

まだ試行的な取組もあり、かつ教育改革への活用も十分とはいえないが、学修成果の測定に関するFDや龍谷IPを活用するなど教育開発を進め、今後、数多くの指標を全学部に普及させることが期待できる。

3. 問題点

各学部・研究科は、卒業認定・学位授与の方針に「学生に保証する基本的な資質・能力(大学院学生に保証する基本的な資質)」を掲げ、教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程を編成し実施している。卒業時にアンケートを実施し、基本的な能力・資質の修得の程度について調査を行っているが、この調査結果からは、まず前提となる卒業認定・学位授与の方針の認知度がそもそも低い状態にあることが確認された。アンケート調査の精度を上げるためには、まず学生に教育課程の達成目標である卒業認定・学位授与の方針の理解度を深める必要があり、方針の効果的な周知方法を開発することが課題である。

教育課程・学習成果は、毎年度、組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検を実施し、大学・大学院、各学部・研究科がそれぞれで課題を発見し、改善に取り組む活動を継続している。ただ、1つの課題解決に複数年を要する事例もあり、速やかに課題を改善しているとは言い難い。また学修効果の測定においても、各学部が様々な指標・方法を取り入れていることは特色であるが、一方、未実施の学部も存在し全学的な取組とまでは至っていない。今後、教育の質保証という意味においても、より迅速かつ全学的に教育改革を進めることが重要であり、かつ課題であると認識している。

4. 全体のまとめ

本学各学部（経営学部を除く）は、2019年度から新たな卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を定め、本学ウェブサイト及び履修要項に明示している（先端理工学部は2020年度から）。2つの方針は、建学の精神と学力の3要素によって構成され、それぞれが関連し整合したものとなっている。また各学部の教育課程は2つの方針の下に適切に編成されている。

各学部の教育課程は、それぞれの専門性を反映した専攻科目（固有科目）と、学部で共通開講し幅広い教養を身につけることを目的とする教養教育科目で編成している。専攻科目（固有科目）、教養教育科目ともに開講時期（配当年次・セメスター）を設定し、順次性及び体系性を整えている。また履修要項にカリキュラムマップや履修モデル等を明記することで、順次性や体系性の周知・浸透を図っている。

各研究科の教育課程は、学位論文の研究指導に関する演習科目及び関連する専門科目で編成している。

各授業科目は、科目区分（必修、選択等）ごとに開講曜日・時間を決め、学生が系統的な履修計画を立てられるように配慮している。単位の実質化を図るため、定期試験を別とした授業時間を半期15週（年間30週）確保している。シラバスには予・復習の指示等を記載し、授業時間外の学修時間の確保にも努めている。履修登録の上限は49単位以下に設定し、特に法学部、政策学部や農学部は全学年の上限を44単位としている。また資格取得に係る諸課程科目等の履修制限外科目の履修にも配慮している。

本学は、学部・研究科の特徴となる学部（研究科）横断型の教育課程を開設している。学部共通コースは4つのコースを開設し、経済学部、経営学部、法学部及び政策学部専門コースとして開講している。また研究科は、地域公共人材総合研究プログラムとアジア・アフリカ総合研究プログラムを開講し、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、政策学研究科、国際学研究科が参画している。これらの教育課程は、大学設置基準に定められた学部等連携課程に類する教育プログラムである。

各学部は、大学で必要な基礎的技能を身につける初年次教育を1年生の入門ゼミや基礎演習等の演習科目等において実施している。また付属校、高大連携関係を持つ高等学校との高大連携・接続においても、連携プログラムや入学前教育の実施等、積極的に展開している。

学生の学修を活性化し効果的な教育を行うため、教育支援ツールの提供や教育補助員の配置等により授業運営を支援するとともに、各教員がアクティブラーニングやPBLを授業科目に取り入れ、学生の主体的な授業参画を促している。また新たな教育プログラムを創出することを目的とした龍谷IP事業を推進し、各学部・研究科の教育改革を支援している。本学の教育改革の1つの柱である龍谷IP事業は、2019年度で通算9年目（龍谷GPの期間も含め）となる。

成績評価及び単位認定を適切に行うため、あらかじめ成績評価の方法及び基準を公表するとともに、シラバスに各授業科目の評価方法や成績評価の方法の割合を明記している。政策学部や国際学部は、成績評価の結果について、教員の自己評価や成績分布表を組織的に共有し、その適切性を確認している。また各学部・研究科における成績評価の適切性を担保する一助として「成績疑義制度」も整備している。さらに研究科は、「学

位審査の客観性、厳格性の確保にかかる申合せ」を定め、学位審査の客観性、厳格性を確保することに努めている。

学修成果の測定に関しても、近年、アセスメントテスト、ルーブリックの活用、eポートフォリオの導入、様々なアンケート調査等を実施し、試行的なものも含まれるが卒業要件以外の指標による学修成果の把握及び評価に積極的に取り組んでいる。ただし、まだ全学的な取組となっていないことが課題である。

教育課程・学習成果についても、毎年度、組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検を実施し、課題を発見し改善に向けて努力している。

以上のことから、本学は、体系的な教育課程を編成し、学位授与を適切に行っているとともに、卒業認定・学位授与の方針に示した学修成果も適切に把握・評価していると評価する。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める学力水準等の判定方法

(1) 「入学者受入れの方針」の設定及び公表

本学では、大学の教育理念・目的の下に「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を策定し、3つの方針策定に関する基本的な考え方を示している（資料1-4【ウェブ】）。

この基本方針に基づき、大学としての「入学者受入れの方針」を次のとおり定めるとともに、学部・研究科ごとに入学者受入れの方針を定め、『入学試験要項』、『入試ガイド』及び本学ウェブサイトで公表している（資料1-4【ウェブ】、5-1、5-2）。

龍谷大学 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

龍谷大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体现するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とします。

(2) 「入学者受入れの方針」における「求める学生像」及び「判定方法」の設定

各学部・研究科の入学者受入れの方針は、入学希望者に求める学生像を明らかにし、学部では、当該学部教育に必要な適性を身につけるため、高等学校等で学習しておく教科と養っておく能力等を明示している（資料1-4【ウェブ】、5-1、5-2、基礎要件確認シート12）。

なお、大学及び各学部の入学者受入れの方針は、2019年度から卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を改定したことを踏まえ、現在、2020年度に向けた見直しを進めている。

新しい入学者受入れの方針は、次に案を示すとおり、建学の精神及び学力の3要素を踏まえたものとする。大学の入学者受入れの方針には、全学部で実施する入学試験（2教科型公募推薦入学試験、一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験）ごとの方針を定め、本方針のもと各学部の入学者受入れの方針を策定している。各学部においては、入学試験ごとに方針を定め、学力の3要素のうち各入学試験において重視するポイントも示すことを予定している（資料5-3）。

【案】龍谷大学 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

龍谷大学は、建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成することを「教育理念・目的」として掲げています。この教育理念・目的に基づき、次の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げています。

龍谷大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体現するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とします。

各学部は、龍谷大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）のもと、各学部それぞれの卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、各学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めるとともに、各入学試験を設定しています。

龍谷大学の教育理念・目的および各学部のアドミッション・ポリシーに基づき、龍谷大学の教育を受けるにふさわしい能力・適性などを備えた入学者を受け入れるために、学力の3要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を評価する入学試験を実施します。入学試験ごとに学力の3要素の中で重視する項目を設定して多様な入学試験を実施し、多面的・総合的かつ公正に選抜します。

<各入学試験における入学者受入れの方針>

一般選抜 入学試験	各学部での教育に必要とされる総合的な基礎学力を有した受験生を選抜することを目的としています。 このような受験生を適正に選抜するために、本学独自の筆記試験において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価します。
大学入学 共通テスト 利用入学試験	各学部の方針に基づいた教科・科目や配点を設定することにより、各学部での教育に必要とされる総合的な基礎学力を有した受験生を選抜することを目的としています。 このような受験生を適正に選抜するために、大学入学共通テストの成績を活用して「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価します。
公募推薦 入学試験 〔2教科型〕	本学へ明確な志向と熱意を有し、各学部での教育に必要とされる総合的な基礎学力および適性を有した受験生を選抜することを目的としています。 このような受験生を適正に選抜するために、本学独自の筆記試験や提出書類において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価します。

〇〇学部 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

〇〇学部では、.....の人の育成を目指します。そのため次のような人が入学することを求めています。

.....

<学部独自入学試験における入学者受け入れ方針>

付属校 推薦入学試験	<p>浄土真宗本願寺派の宗門校である本学付属校での学びを通し、本学の建学の精神を理解しようとする意欲や、入学後の学修および学生生活に関する明確な志向を持ち、それにふさわしい能力を有した受験生を選抜することを目的としています。</p> <p>このような受験生を適正に選抜するために、提出書類において「知識・技能」を、面接において「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を中心として、総合的に評価します</p>
指定校 推薦入学試験	<p>本学の建学の精神を理解しようとする意欲や、入学後の学修および学生生活に関する明確な志向を持ち、それにふさわしい能力を有した受験生を選抜することを目的としています。</p> <p>このような受験生を適正に選抜するために、提出書類および小論文において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、面接において「主体性・多様性・協働性」を中心として、総合的に評価します。</p>
.....
.....

<各入学試験において重視するポイント> ◎：特に重視する ○：重視する

入試区分	知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性	実施学部
一般選抜入学試験	◎	○	—	全学部
大学入学共通テスト利用入学試験	◎	○	—	全学部
公募推薦入学試験〔2教科型〕	◎	○	—	全学部
.....	○	◎	◎	〇〇学部
.....	○	◎	◎	〇〇学部

以上のとおり、2019年度においては、入学者受入れの方針を定め適切に公表している、と評価している。

なお、学部に関しては、現在、新たな入学者受入れの方針を検討している段階であり、2020年度（2021年度入学試験）には制定・公表する予定である。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜の実施体制における適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 「入学者受入れの方針」に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

1) 学生募集

本学は、大学の入学者受入れの方針及び各学部・研究科の入学者受入れの方針に基づき、本学の建学の精神を体現する意欲と教育に必要な適性を有した学生を受け入れるため、幅広く学生募集活動を行っている。主な取組は、次のとおりである。

ア) 『入学試験要項』、『大学案内誌』、『大学院案内誌』、『学部パンフレット』、『大学院研究科パンフレット』等の頒布（資料 1-10、1-11、5-1、5-4、5-5）

イ) オープンキャンパスや入試直前対策講座等のイベント開催（資料 5-6【ウェブ】、5-7）

ウ) 高等学校、予備校等への訪問及び高等学校教員対象説明会の開催による情報提供（資料 5-8）

エ) 高等学校等における大学別・分野別説明会への参加（資料 5-9）

オ) 高校生等を対象とした模擬授業の実施（資料 5-10）

カ) インターネット（デジタルメディア）を活用した情報発信（資料 5-11【ウェブ】、5-12【ウェブ】、5-13【ウェブ】）

キ) 本学訪問者への個別相談

ク) 高等学校等による大学見学会の受け入れ（資料 5-14）

このうち、入学試験に関する各種資料（入学試験要項、大学案内誌、学部パンフレット、大学院研究科パンフレット、入学試験問題集等）は、本学ウェブサイトから容易に請求できるよう利用者の利便性を図っている。また、資料請求者には無料で郵送に応じるなど、入学希望者の経済的な負担に配慮している（資料 5-15【ウェブ】）。

オープンキャンパスは、学部入学希望者（主に高校生）の夏期休暇期間である8月を中心に年6回、深草・瀬田・大宮の3キャンパスで開催している。遠方から参加する入学希望者のために中核都市と本学を結ぶ無料送迎バスや、効率よく複数キャンパスを見学できるようにキャンパス間の無料シャトルバスを運行するなど、参加者の利便性の向上を図っている（資料 5-16、5-17）。

またオープンキャンパスの運営には、本学学生スタッフ約130名で組織する「アドミッション・サポーター」が参画し、イベントの企画・実施や、学内ツアーガイドを担当するなど、学生主体の入試広報を実施している。アドミッション・サポーターの活動は、参加者から好評であり、入学の動機付けにもなっている。このような活動は、学生スタ

ップの能力向上や帰属意識の醸成にも良い影響を与えている（資料 5-18【ウェブ】）。

その他、関西圏以外の広報活動として、全国各地の合同進学相談会に参加し、大学の情報を積極的に発信している。なお、2019年度の相談会参加件数は128件であった（資料 5-19【ウェブ】、5-20）。

2) 入学者選抜

本学は、入学者受入れの方針に基づき、建学の精神を体現する意欲と教育に必要な適性を有した学生を幅広く受け入れるため、多様な入学者選抜制度を設定している。

主な入学試験として、スタンダードな入試である一般入学試験に加え、高等学校等での成績を考慮（調査書を合否判定に加味）する2教科型公募推薦入学試験、大学入試センター試験の結果を利用するセンター試験利用入学試験、課外活動における実績を活かすスポーツ活動選抜入学試験／文化・芸術・社会活動選抜入学試験、僧侶として伝道を志す者への伝道者推薦入学試験（文学部真宗学科・仏教学科・歴史学科仏教史学専攻、国際学部、社会学部コミュニティマネジメント学科・現代福祉学科）、「日本留学試験」を活用した外国人留学生入学試験、帰国生徒特別入学試験、中国引揚者等子女特別入学試験（国際学部国際文化学科）、社会人推薦入学試験（文学部、国際学部）及び高等学校との接続のための指定校推薦入学試験（640校）、龍谷大学附属平安高等学校推薦入学試験（1校）、教育連携校推薦入学試験（4校）、関係校推薦入学試験（20校）を設けている（資料 5-1、5-2、5-21、5-22、5-23、5-24）。

また、短期大学・他大学等からの入学希望者のため、3年次編入学・転入学試験を設けるとともに、本学在学学生を対象とする2年次転学科・転入学試験（国際学部グローバルスタディーズ学科、理工学部）、社会人編入学・転入学試験（文学部、社会学部現代福祉学科）及び指定校推薦編入学試験（24校）を設定している（資料 5-25）。

募集人数の多い一般入学試験及び2教科型公募推薦入学試験は、受験生の利便性や経済的負担等を考慮し、全国各地に試験会場を設定し、複数日程で地方入学試験を実施している。地方試験会場の選定にあたっては、アクセスの良いターミナル駅周辺の会場にするなどの配慮を行いつつ、会場や日程の拡大を図っている（資料 5-1）。

大学院研究科においては、大学院入学試験及び社会人入学試験並びに外国人留学生入学試験を設定している。また、本学学部との接続のための学内推薦入学試験を実施している。2014年度には3年で学部を卒業し、研究科に入学できる「早期卒業制度」を創設し、2017年度に経済学部（経済学研究科）において、当該制度による入学者が出た（資料 4-60、5-23、5-26、5-27、5-28、5-29【ウェブ】）。

さらに、法学部及び国際学部並びに法学研究科、経済学研究科、社会学研究科、理工学研究科及び国際学研究科では、秋学期入学制度を導入し、外国人留学生入学試験（9月入学）を実施している（資料 5-30、5-31）。

(2) 入学者選抜における責任体制

本学の入学試験は、「入学試験規程」に則り厳格に実施している。また入学試験に関する重要事項を審議・決定する「入学試験委員会」を設置し、入学試験制度、試験科目及び配点、入学試験に関するスケジュール等入試全般に関する事項を審議・決定している。

入学試験委員会は、その役割を踏まえ、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長、学長室長、教学部長、入試部長、総務部長、財務部長及び入試部事務部長で構成し、大学執行部である部局長会構成員を中心とする責任ある体制を確立している（資料 5-32）。

（３）公正な入学者選抜の実施

本学は、入学試験を公正に実施・運営するため、入学試験別に入学試験規程に基づく出題体制及び実施体制を整備している（資料 5-32）。

一般入学試験及び２教科型公募推薦入学試験の出題体制は、学長の下に「出題会議」、「各教科出題委員会」及び「各教科別の評価委員」を置き、入学試験問題を作成している。出題会議は、出題範囲、出題基準及び採点基準等を審議・決定し、各教科出題委員会は、担当教科の入学試験問題の出題及び採点を行っている。評価委員は、各教科の出題委員が作成した試験問題の構成、内容及び解答の点検や照合を行っている。このプロセスを経て出題の適切さ（適合性）を確保している。

一般入学試験及び２教科型公募推薦入学試験並びにこれまでの大学入試センター試験の実施体制は、学長を本部長とする入試本部を設置し、その下に役割ごとの実行班（実施班、総務班、連絡班、監督班、会場班、整備班、出題班、採点班、集計班、授受班、出張班、誘導班）を編制する入試実行グループを整備し、円滑かつ公正な入学試験を実施している。

指定校推薦入学試験等の学部が中核となって実施するその他入学試験は、入学試験委員会の審議・決定の下、各学部の入学者受入れの方針に基づき、各学部が出題から実施体制を整備し入試部とともに入学試験を実施している。

大学院研究科の入学試験は、入学試験委員会の審議・決定の下、各研究科の入学者受入れの方針に基づき、各研究科が出題から実施体制を整備し入試部とともに入学試験を実施している。

入学試験の合否判定は、学部教授会及び研究科委員会が行う。合否判定に関しては、受験者氏名を特定しない資料を用いて公正に審議・決定している。

なお、一般入学試験及び２教科型公募推薦入学試験では、受験生に対して合否結果とともに入試成績を個別に開示している。加えて、本学ウェブサイトにも合格最低点を公表することにより、受験生への説明責任を果たし、入学者選抜方法の透明化を図っている（資料 5-33【ウェブ】）。

（４）障がいのある学生の受け入れ

障がいのある学生に対する受験上の配慮は、『入学試験要項（別冊）』に明示している。具体的には、障がいの内容（視覚、聴覚、肢体不自由、病弱、発達障がい、その他）に応じて、点字問題冊子・点字用解答用紙の準備、補聴器の持ち込み使用、試験室（トイレが近いなど）や座席（前列指定等）の配慮又は試験時間の延長等の措置を、受験生からの申請に基づき実施している（資料 5-34）。

『入学試験要項（別冊）』は、本学ウェブサイトでも公表しており、障がいのある受験生とその保護者が事前に確認した上で、本学を志願・受験できるよう情報開示をしている（資料 5-35【ウェブ】）。

以上のことから、本学は入学者受入れの方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると評価する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

(1) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

入学定員（編入学定員を含む）は、教育研究上の諸要件や教育の質保証の観点を踏まえ、学生に対する適切な教育環境を確保することを前提に設定しており、学則第4条及び大学院学則第5条に定めている（資料1-2、1-3）。

入学試験の可否判定は、各入学試験における試験結果をもとに、入学定員充足率（入学定員に対する入学者数の割合）、収容定員充足率（収容定員に対する在籍学生数の割合）及び編入学定員充足率（編入学定員に対する編入学者数の割合）を適正に維持できるよう、各学部教授会及び各研究科委員会において、慎重に合格者数を審議・決定している。

1) 学部（学士課程）

学部（学士課程）における過去5年間の入学定員充足率及び収容定員充足率並びに編入学定員の充足率は、次のとおりである（大学基礎データ表2）。

表 5-1 各学部の入学定員充足率、収容定員充足率、編入学定員充足率

	各学部の入学定員充足率 (最小値と最大値)	各学部の収容定員充足率 (最小値と最大値) ※1	編入学定員 充足率
2015年度	0.99 ～ 1.21	0.99 ～ 1.21	0.54
2016年度	0.93 ～ 1.14	1.04 ～ 1.13	0.55
2017年度	0.95 ～ 1.07	0.99 ～ 1.11	0.48
2018年度	0.93 ～ 1.05	0.95 ～ 1.08	0.61
2019年度	0.94 ～ 1.04	0.97 ～ 1.05	0.53
5年平均値	1.01 ～ 1.05	0.99 ～ 1.10	0.54

※1 基準日は5月1日。ただし、秋入学を実施している学部は、基準日を10月1日とする（大学基礎データに準じる）。

直近2か年の入学定員充足率では、入学定員管理の厳格化を受け、入学定員を下回っている学部は、2018年度に2学部（理工学部、農学部）、2019年度に5学部（経済学部、経営学部、法学部、社会学部、政策学部）であったが、すべて0.90倍以上の水準を維持している。逆に定員超過となった学部（文学部（2018、2019年度）、社会学部（2018年度）、農学部（2019年度）ほか）についても、1.05倍以下の水準を維持している。入学

定員の過去5か年の各学部平均値は、すべての学部が1.00～1.05倍以内の水準に収まっている（大学基礎データ表2）。

また、収容定員に関しても、各学部の過去5か年平均値は、すべての学部が0.95～1.10倍以内の水準に収まっており、2019年度の収容定員充足率は、最小値が農学部の0.97倍で、最大値が政策学部の1.05倍である。学部（学士課程）の入学定員及び収容定員に関しては、適正な範囲で管理できている（大学基礎データ表2）。

なお、編入学生数は、文学部、理工学部及び農学部が編入学定員を大きく下回る状態であり、大学全体における編入学定員充足率も過去5か年横ばいが続いている（大学基礎データ表2）。

2) 大学院研究科（修士課程・博士後期課程）

大学院研究科は、すべての研究科（修士課程・博士後期課程）において、収容定員を下回る状態が続いている（完成年度を迎えていない農学研究科、国際学研究科を除く）。2019年度の在籍学生数及び収容定員充足率は次のとおりであり、完成年度を迎えていない農学研究科及び国際学研究科を除く5つの研究科（修士課程）及び2つの研究科（博士後期課程）において、大学基準協会の「基礎要件に係る評価の指針」に示す比率（修士課程0.50未満、博士後期課程0.33未満）を下回っている（大学基礎データ表2）。

表5-2 大学院研究科（修士課程）における収容定員充足率

研究科	収容定員数	在籍学生数 ※1	収容定員充足率
文学研究科	184名	109名	0.59
法学研究科	50名	19名	<u>0.38</u>
経済学研究科	60名	5名	<u>0.08</u>
経営学研究科	60名	10名	<u>0.17</u>
社会学研究科	40名	16名	<u>0.40</u>
理工学研究科	280名	141名	0.50
政策学研究科	40名	37名	0.93
農学研究科 ※2	60名	27名	<u>0.45</u>
国際学研究科 ※3	15名	14名	0.93
実践真宗学研究科	90名	32名	<u>0.36</u>

※1 基準日は2019年5月1日。ただし、秋入学を実施している研究科（修士課程）は、基準日を2019年10月1日とする（大学基礎データに準じる）。

※2 農学研究科は2018年度開設、2019年度は開設2年目。

※3 国際学研究科は2019年度開設、2019年度は開設初年度。

表5-3 大学院研究科（博士後期課程）における収容定員充足率

研究科	収容定員数	在籍学生数 ※1	収容定員充足率
文学研究科	75名	58名	0.77
法学研究科	15名	6名	0.40
経済学研究科	9名	8名	0.89

経営学研究科	9名	1名	<u>0.11</u>
社会学研究科	18名	9名	0.50
理工学研究科	48名	9名	<u>0.19</u>
政策学研究科	9名	6名	0.67
農学研究科 ※2	10名	14名	1.40
国際学研究科 ※3	4名	1名	<u>0.25</u>

※1 基準日は2019年5月1日。ただし、秋入学を実施している研究科（博士後期課程）は、基準日を2019年10月1日とする（大学基礎データに準じる）。

※2 農学研究科は2018年度開設、2019年度は開設2年目。

※3 国際学研究科は2019年度開設、2019年度は開設初年度。

（2）大学院研究科の定員充足に向けた対応

本学では、大学院研究科（修士課程・博士後期課程）の入学者増加のため、次の諸施策を実施している。

- ア) 学内推薦入学試験の設置。各研究科の基礎となる学部生を対象に、書類審査及び口述試験による学内推薦入学試験を実施している（資料4-65）。
- イ) 早期卒業制度の導入。学部を3年間で卒業し大学院研究科（修士課程）に進学できる環境を整備している。2017年度に、経済学部（経済学研究科）において、当該制度による入学者が出た（資料4-60、5-29【ウェブ】）。
- ウ) 「学内進学奨励給付奨学金（予約採用型）」の導入。本学大学院研究科への進学を奨励するため、本学学部から本学大学院に進学した者又は本学修士課程から本学大学院博士後期課程に進学した者（学業成績及び人物が優秀と認められた者）を対象に、経済支援を行う制度であり、希望者は入試前に申請することができる（資料5-36、5-37【ウェブ】、5-38【ウェブ】）。
- エ) 「長期履修制度」の導入。職業を有しているなどの事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる長期履修制度を設けている（資料1-11、5-39）。
- オ) 文学研究科及び実践真宗学研究科では、大学院進学ガイダンスを入試ごとに複数回開催することに加え、独自のオープンキャンパスを開催して合同研究室や臨床心理相談室を公開するなど、研究科の魅力を発信して入学者確保に努めている（資料5-40、5-41【ウェブ】、5-42）。
- カ) 「大学院科目早期履修制度」の導入。文学研究科、法学研究科、政策学研究科では、学部在学中に大学院科目を履修できる大学院科目早期履修制度を導入し、大学院への進学の動機付けとしている（資料5-43、1-14d p.109、1-14n p.114）。
- キ) 経営学研究科では、海外協定校である大連外国語大学日本語学院からの交換留学生（経営学部）に対し、書類審査及び面接による入学試験を実施している（資料5-44）。
- ク) 国際学研究科では、英語対応の大学院ウェブサイトの設置、英語リーフレットの作成、英語版『入学試験要項』の作成を行い、海外からの志願者獲得に努めている（資料5-45【ウェブ】、5-46、5-47）。
- ケ) 政策学研究科では、2019年度から修士課程外国人留学生特別入学試験（南京大学金

〔 陵学院化学与生命科学学院生対象）（9月入学）を実施している（資料 5-48）。

以上のことから、本学は、学部（学士課程）の定員管理は厳格かつ適正に行っているといえるが、大学院研究科（修士課程・博士後期課程）の定員管理に関しては、定員充足を目指した諸施策を実施しているものの、その成果が十分には上がらず、いまだ収容定員を下回っている状態が継続し、その改善が課題である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点 1：学生募集及び入学者選抜並びに入学定員管理の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み</p>

（1）学生募集及び入学者選抜並びに入学定員管理の定期的な点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。学生募集及び入学者選抜並びに入学定員管理等は、各学部・研究科だけでなく、教学部及び入試部が点検・評価を行っている（資料 5-49、5-50、5-51）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の教育・研究活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

1つの部局又は部署だけでは改善に取り組むことが難しい課題については、全学大学評価会議から学長あてに上申し、「全学的課題」と位置付け、複数部局又は複数部署での検討を進める仕組みを整備している。大学院研究科（修士課程・博士後期課程）における定員未充足の課題を「全学的課題」とし、改善策を検討・実施している（資料 2-31）。

また入学試験委員会では、毎年度、入学試験の実施結果を総括し、成果や課題を踏まえ、次年度以降の入学試験のあり方に反映させている（資料 5-52）。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組

上述のとおり、大学院研究科（修士課程・博士後期課程）における定員未充足が本基準（学生の受け入れ）における改善課題である。全学大学評価会議における審議の結果、「全学的課題」として大学院改革の推進を図ることとした。

このことを踏まえ、全学教学政策会議が大学院改革の推進策を審議・承認し、大学院教学会議の下、定員未充足の解消に向け、さらなる諸施策を検討・実施することを進めている（資料 5-53、5-54）。

第2期認証評価（2013年度受審）において指摘を受けた「学士課程における編入学定員の超過又は未充足」に関しては、組織の自己点検・評価において、各学部が指定校推薦編入学試験における推薦条件の見直しや推薦枠の削減等を実施した結果、編入学定員充足率に改善が見られ一定の成果が上がった。しかし、定員超過はないものの2019年度は、文学部、農学部、理工学部をはじめ、ほとんどの学部において編入学定員が未充足となっており、今後、さらなる改善に向けた取組が必要である（資料2-50、大学基礎データ表2）。

上述のとおり、本学は、毎年度、組織の自己点検・評価の結果に基づき、適切に入学者の受入れが実施できるよう改善・向上を図っている

以上のことから、本学は、学生の受け入れの適切性について、毎年度、点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていると評価する。

2. 長所・特色

（1）新しい入学者受入れの方針の策定

現在、各学部は入学者受入れの方針を見直し、新しい方針の策定を進めている。

新しい方針は、入学試験ごとに求める学生像や評価方法、学力の3つの要素のうち各入学試験で重視するポイントを明示している。

新たな方針では、本学が求める学生像がより明確になり、志願者の大学選択に有効に機能することが期待できる。また2020年度からは、整合性のとれた新しい3つの方針を確立し公表する〈基準4参照〉。

（2）学生募集活動への学生スタッフの参画

本学のオープンキャンパスは、本学学生スタッフ（アドミッション・サポーター）が参画し、主要なプログラムである大学説明会、キャンパスツアー、独自企画イベント、個別相談（交流）コーナーを運営している。年齢の近い学生スタッフが応対することで、入学希望者（高校生）の疑問や不安の解消に大いに貢献している。これらの取組は、学生スタッフにとって、大学を深く知ることによって建学の精神に対する理解促進及び大学への帰属意識の醸成、チームワークによる達成感が得られる等、その成長に寄与している（資料5-18【ウェブ】）。

なお、オープンキャンパスの来場者数は、2013年度14,788名、2014年度17,274名、2015年度19,081名、2016年度18,072名、2017年度20,587名、2018年度22,708名、2019年度29,468名と推移し増加傾向にあり、安定した来場者数を確保している（資料5-55）。

（3）障がいのある受験生に対する配慮

障がいのある受験生には、障がいの内容に応じて、点字問題冊子・点字用解答用紙の準備、補聴器の持ち込み使用、試験室（トイレが近いなど）や座席（前列指定等）の配慮又は試験時間の延長等、支障なく受験ができるよう支援措置を実施している。また、

受験生の障がいに関する情報は、入学後の適切な学生支援につなげられるよう、個人情報管理に十分に留意しつつ、入学予定の学部を提供している<第7章参照>（資料 5-35【ウェブ】）。

3. 問題点

大学院研究科（修士課程・博士後期課程）では収容定員を下回る状態が続いており、定員充足に向け、遅滞なく大学院改革を推進し、さらなる諸施策を検討・実施することが課題である。

また学部の編入学定員についても、ほとんどの学部で未充足の状態であり、さらなる改善の取組が必要である。

4. 全体のまとめ

本学は、龍谷大学の教育理念・目的の下に策定された「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を踏まえて、入学者受入れの方針を定め、『入学試験要項』、『入試ガイド』、本学ウェブサイトにおいて公表している。ただし学部の入学者受入れ方針は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を改定したことから、現在、新たな入学者受入れの方針の改定を検討している。2020年度からは、改定した入学者受入れの方針の下で学生募集活動を開始するとともに、より整合性のある新たな3つの方針を確立し公表する。

入学者選抜は、一般入学試験、推薦入学試験（公募、指定校、関係校、学内推薦等）、社会人入学試験や外国人留学生入学試験等、幅広く多様な学生を受け入れるべく制度設計を行っている。

また、入学試験の実施・運営体制についても、学長を議長とする入学試験委員会を置き、出題会議、教科出題委員会、評価委員及び入試実行グループを編成するなど、責任ある体制を構築している。

各学部・研究科及び入試部等は、毎年度の自己点検・評価制度を通じて、成果や課題を確認し、入学試験委員会等において検討を進め、次年度以降の入学試験のあり方に反映するなど、改善に努めている。

学部学生の受け入れは、各学部の入学定員・収容定員は厳格かつ適正に管理できているものの、編入学及び大学院研究科（修士課程・博士後期課程）に関しては、定員未充足の課題を抱えている。今後、その改善に向けた諸施策を着実に実施する予定である。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(1) 大学として求める教員像と教員組織の編成方針の設定と明示

本学は、建学の精神の具現化のため「龍谷大学の求める教員像と教員組織の編成方針」を定め、本学ウェブサイト公表している（資料6-1【ウェブ】）。

龍谷大学の求める教員像と教員組織の編成方針

建学の精神を具現化し、教育理念・目的を実現するために、本学の求める教員像と教員組織の編成方針を以下のとおり定める。

本学は、「建学の精神を尊重するとともに、教育活動を始めとする業務に意欲的に取り組む意志を有する者」を求める教員像とする。

また、「龍谷大学の教育理念・目的」を実現するために、「学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針」及び「学生支援の方針」（「修学支援の方針」「学生生活支援の方針」「キャリア支援の方針」）に基づき、「教育職員選考基準」と各学部等が定める教員人事に関する規程に則り、教員組織を編成する。

「求める教員像」は、本学の在籍教員に周知するとともに、教育職員の採用募集告知文に明記しその理解を図っている（資料6-2）。

また、この編成方針は各教授会及び各研究科委員会においても共有している。

(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割分担、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等）

本学は、学部・研究科ごとの教員組織の編成方針を策定していないものの、大学の教員組織の編成方針の下、各学部・研究科の理念・目的を実現するため、教員人事に関する規程及び「教員人事計画」を定め、必要な教員組織を編制している（資料6-3、6-4）。

各学部は、学則第63条に基づき、教授、准教授、講師、助教、助手をもって構成する教授会を設置している（資料1-2）。

教授会は、学則第64条や「学部教授会規程」第1条に定める事項（教育職員の人事、研究及び教授、学科課程の編成、履修の方法及び課程修了の認定、学生の入学、退学、

休学、復学及び卒業に関する事項ほか)を審議・決定している(資料6-5)。

また各学部は、学部の代表者である学部長のほか、教務、研究、学生生活、キャリア(就職・進路支援を含む)の4部門それぞれに役職者である主任を置き、円滑な学部運営を図るべく、これらのメンバーで構成する学部執行部体制を構築している。各主任は、各担当部門の全学的な会議と学部とをつなぐ役割を担っている(資料6-6)。

例えば、教務主任は、教学運営規程に基づく教学会議の構成員として、教育課程の全学的な編成及び運営に関する事項等の審議又は協議に参画している。教務主任は、教学会議での審議事項を教授会及び学部教務委員会に報告し情報共有を図るとともに、案件によっては教授会及び学部教務委員会における審議・承認を経て、その後、教学会議に報告する場合もある。このような仕組みは、研究、学生生活、キャリア等においても同様である(資料2-11)。

各研究科は、大学院学則第47条に規定する研究科長を議長とした研究科委員会を置き、大学院学則に定められた事項(学生の入学及び課程の修了、学位の授与、大学院の授業担当、授業及び研究指導に関する事項ほか)について、審議・決定している。また研究科長は、教学運営規程に基づく大学院教学会議の構成員として、大学院における全学的な教学に関する事項等の審議又は協議に参画している。研究科長は、大学院教学会議での審議事項を各研究科委員会に報告し情報共有を図るとともに、案件によっては研究科委員会における審議・承認を経て、その後、大学院教学会議に報告する場合もある(資料1-3、2-11)。

以上のことから、本学は、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像と教員組織の編成方針を明示するとともに、各学部・研究科の教授会・研究科委員会を十全に機能させ、規程等において所属教員の役割分担や連携のあり方及び教育研究に係る責任所在等を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員人事計画に基づく教員組織の編制
- ・教育上主要と認められる科目への専任教員の配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等を含む)
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

(1) 大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数について

各学部の専任教員数（〔 〕は、うち教授数を示す）は、2019年5月1日現在、文学部 107名〔62名〕、経済学部 48名〔21名〕、経営学部 35名〔26名〕、法学部 50名〔36名〕、理工学部 92名〔49名〕、社会学部 57名〔33名〕、政策学部 29名〔18名〕、国際学部 40名〔27名〕、農学部 52名〔30名〕、社会科学研究所 3名〔2名〕、龍谷ミュージアム 4名〔1名〕の大学全体で 517名〔305名〕であり、大学設置基準において必要な専任教員数及び教授数を十分満たす人数をもって構成している（大学基礎データ表1）。

また、各研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（文部科学省告示）に示された基準を十分に満たしている（大学基礎データ表1）。

(2) 適切な教員組織編制のための措置

1) 教員人事計画に基づく教員組織の編制

本学は、将来にわたる安定した教員組織の編制・維持を可能にするとともに、財政における安定性、健全性を確保するため、教員人件費の上限枠を定めている。

各学部・研究科は、その範囲内で教員数及び教員採用を勘案した教員人事計画を策定している。各学部・研究科は、毎年度、今後10年間の教員人事計画を策定・更新し、定年等の退職者の補充人事を適切に進めることで、教員組織を編制・維持している（資料6-4）。

2) 教育上主要と認められる科目への専任教員の配置

本学は、学部を基盤に研究科を積み上げる構造で教育組織を編制している。教員は、原則として学部所属するため、教員の採用人事は、教授会において発議される。

各学部は、特に必修科目等の教育上主要と認められる科目は専任教員を配置するように努めており、専門教育における必修科目の専任教員の担当率は概ね50%以上を維持している。文学部英語英米文学科及び国際学部国際文化学科は、語学系科目を多数開講しているため50%を下回っているが、授業科目の運営上必要となる専任教員数は配置している（大学基礎データ表4）。

なお、建学の精神を具現化する授業科目「仏教の思想A」「仏教の思想B」に関しては、その授業科目の重要性に鑑み、全学部に専任教員を1名以上配置している（資料6-7）。

3) 研究科担当教員の資格の明確化と配置

本学は、「大学院担当教員選考基準」を定め、課程ごとに研究科授業科目を担当する教員の資格等を明確化している。また同基準第1条第2項では「各研究科において、本基準の範囲内で別途詳細な基準等を設けることができるものとする」と規定し、一部の研究科では、さらに詳細な基準を定め運用している（資料6-8、6-9）。

4) 各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等を含む）

本学は、国際性や男女比等に関する統一した方針を定めず、教員配置における国際性や男女比等は、各学部・研究科の判断に委ねている。各学部・研究科は、組織の自己点

検・評価において、毎年度、教員配置における国際性や男女比等の現状を確認している。加えて、カリキュラム編成上必要性がある学部・研究科においては、その必要性を尊重し教員採用を行っている。

例えば、国際学部では、その特性及び教育上の必要性から外国語を重視した教員組織を編成し、国際文化学科は専任教員の約42%を海外出身者で占め、11か国語の幅広い外国語教育を実施している。グローバルスタディーズ学科は専攻科目の約80%を「英語」又は「英語＋日本語」で開講し、グローバル化に対応した教育を展開している（資料5-4h）。

また、学部共通コースである英語コミュニケーションコース担当の専任教員4名のうち3名が英語を母語とする教員である（資料6-10）。

5) 教員の授業担当負担への適切な配慮

専任教員の授業担当時間は、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」において教授・准教授は10時間（5コマ）、講師は8時間（4コマ）、助教は8時間（4コマ）未満と、教員の職位に応じて担当する授業時間数を定め、過度な負担とならないよう配慮している（資料6-11）。

また、併せて「専任教員役職兼務者にかかる負担軽減措置要項」も定め、専任教員が学部長や教員部長等の役職兼務を命ぜられた場合には、その職務遂行に配慮し、担当授業時間を減じる負担軽減措置を講じている（資料6-11、6-12）。

6) バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

各学部・研究科は、教員人事計画に基づく採用人事を行う際、担当授業科目だけでなく年齢構成も考慮し、教員採用を実施している。文学部及び農学部は、年齢構成に課題があるものの、次のとおり改善に努めている。

文学部は、第2期の認証評価結果（2013年度）「総評」において「専任教員の年齢構成は61歳以上が43.4%と偏りがみられ、51歳以上と合わせると7割近くになることから、計画的な教員配置が望まれる」との指摘を受けた。このことを踏まえ、計画的に採用活動に取り組んだ結果、2019年度現在、60歳以上が31.8%、50歳以上とした場合は61.7%と漸次改善に向かっている（大学基礎データ表5）。

また農学部の専任教員は60歳以上が36.5%を占めているが、これは学部開設にあたり教育研究業績を重視したためである。この点は文部科学省の履行状況等調査においても指摘されている事項であり、今後の採用計画において改善する予定である（第2章参照）（資料2-44、2-45）。

(3) 学士課程における教養教育の運営体制

本学は、学士課程における教養教育の重要性を踏まえ、深草キャンパス・瀬田キャンパスそれぞれ別々に開講してきた教養教育の運営体制を改め、全学部共通理念の下に「1つの教養教育」を実現・運営するため「教養教育センター」を設置した（2013年度）。教養教育センターは、すべての学部が参画し教養教育を支え、推進・運営する体制を整備し、次の審議機関を設置している（資料6-13【ウェブ】、6-14）。

ア) 教養教育会議

本会議は、教養教育センター長、同副センター長、教養主任（4名）、各学部の教務主任及び各教授会から選出された委員（各1名）及び学部共通コース各運営委員会委員長（各1名）並びに各科目部会<後述>から選出された委員（各2名）等で構成し、教養教育科目の編成・運営、授業科目担当者の決定等、教養教育科目に関する全般的事項を審議・決定する。

イ) 教養教育センター執行部会議

本会議は、教養教育センター長、同副センター長、教養主任（4名）で構成し、教養教育会議への提案事項等を審議・決定する。

ウ) 科目部会

科目部会は、教養教育科目を構成する科目区分に基づき7つの部会（仏教の思想、英語、初修外国語、人文科学系、社会科学系、自然科学系、スポーツ科学系）を設置している。各科目部会は、「教養教育センターに設置する科目部会の構成員の選出に関する要項」に基づき各学部から選出された専任教員をもって構成し、それぞれの科目部会に委員長・副委員長を置き、各担当分野の教養教育科目の日常的な運営及び教養教育会議に諮る教養教育科目の編成等を立案する（資料 6-15）。

また、内部質保証の方針及び大学評価に関する規程に基づき、教養教育自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、自己点検・評価を行っている（資料 2-2、2-5、2-7）。

以上のことから、本学は、教員組織の編成方針に基づき、質の高い教育活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると評価する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

(1) 専任教員の募集、採用、昇任に関する規程の整備及び審議手続

専任教員の募集、採用、昇任に関しては、大学として「教育職員選考基準」を定め、同基準の下、各学部が教員人事に関する規程をそれぞれ定めている（資料 6-3、6-16）。

専任教員は学部所属を原則とし、その募集、採用、昇任等の教員人事は、すべて教授会の発議の下で進められる。教授会には、専門教育科目の担当者のほか、教養教育科目、学部共通コース科目又は教職課程科目を担当する教員も所属していることから、募集・採用に関しては、審議手続として「教育職員選考基準に準拠しながら運用する補充人事フローチャート」を定めている（資料 6-17）。

昇任に関しては、教育職員選考基準第10条第2項に、各学部長が、毎年度、昇任候補者の推薦を全学の専任教員に求める旨を定め、各学部は『龍大月報』において推薦依頼を公示している。被推薦者の審査手続は、各学部が定める教員人事に関する規程に基づ

き教授会に審査委員会を設置し進めている（資料 6-3、6-16、6-18）。

その他、学部には所属しない教員として龍谷ミュージアムに所属する教員が数名存在するが、当該教員の人事に関しては、大学執行部である部局長会において審議すると定めている（資料 6-19、6-20）。

なお、組織の自己点検・評価の結果、昇任に関しては次のような課題があることを確認している。各学部の教員人事に関する規程は、教育職員選考基準に基づいているが、各学部で昇任に要する年数や審査委員会の構成等、一部の規定に相違がある。そのため、教養教育科目、学部共通コース科目や教職課程科目を担当する教員に関しては、所属する学部によって昇任手続が異なっている。現在、各学部の教員人事に関する規程の妥当性を確認の上、必要と判断される場合には平準化することも含む検討を開始している（資料 6-3、6-16、6-21）。

（２）非常勤教員の採用

非常勤教員の採用については、「学校法人龍谷大学非常勤講師就業規則」に基づき、教育業績・研究業績を踏まえて選考を行い、教授会、研究科委員会、教養教育会議、学部共通コース運営委員会又は教職センター会議等の議を経て、専務理事（学長）が採用を決定している（資料 6-22）。

また、2018年度からは期間の定めのない労働契約への転換に対応した「学校法人龍谷大学非常勤講師（無期）就業規則」を定め、労働契約法等の法令を遵守した運用を行っている（資料 6-23）。

以上のことから、本学は、人事手続に関する規程を整備し、教員の募集、採用、昇任等を適切に実施している。ただし、教養教育科目担当者等の昇任手続に関しては、所属学部により規程に一部相違があるため、各学部の教員人事に関する規程の妥当性を確認の上、必要と判断される場合には平準化することを検討する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員活動自己点検の実施及びその活用

（１）FD活動の組織的な実施

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、学修支援・教育開発センター規程に基づき、学修支援・教育開発センター（以下「学修支援センター」）が担っている。本学におけるFDの定義は次のとおりである（資料 6-24、6-25【ウェブ】）。

龍谷大学におけるFDの定義

龍谷大学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）を次のように定義する。

「各教学責任主体（※）が掲げる、建学の精神にもとづいた教育理念・目標を達成するための組織的・継続的な教育の質及び教育力の向上を目指したすべての取り組み」をFDと定義する。

具体的には、

1. 各教学責任主体が主体的・組織的に行う教育改善活動
2. 教員集団・教員個々が日常的に行う授業方法や内容の改善のための活動
3. 学修支援・教育開発センターが全学的に行う教育改善活動及び各教学責任主体や教員個々人の教育改善活動の支援、学生の主体的学修を促す支援

などのことであり、これらの活動は、教員と職員が協働し、学生の協力を得て多面的かつ総合的に行うものである。

※ 各教学責任主体とは、学部・学科・研究科・課程・コース等の教学に責任を負う主体のことである。

学修支援センターでは、次のような取組を行っている（資料 6-26、基礎要件確認シート 15）。

1) 学部FD協議会・大学院FD協議会の設置

学修支援センターは、学修支援センターと各学部間、又は学修支援センターと各研究科間のFD活動の連携・協働を図るため、学部FD協議会及び大学院FD協議会を設置し、各学部・研究科のFD活動を支援している（資料 6-24、6-27）。

2) 自己応募研究プロジェクト及び指定研究プロジェクト

自己応募研究プロジェクトは、教育改革を推進する一環として、学内の教員個人又はグループによる授業・教材等の研究開発を奨励し、その経費を支援している。

指定研究プロジェクトは、より教育効果の高い教育を実践するための基盤づくりを推進することを目的に、学修支援センターが指定する教育開発研究のテーマに基づく研究活動に対し、その経費を支援している。

2019年度の実績は、自己応募型研究プロジェクトが6件、指定研究プロジェクトが3件で、それぞれの成果は公開授業や報告会等を通じて教員に共有されている（資料 6-28【ウェブ】、6-29【ウェブ】）。

3) 学生による授業アンケート

「学生による学期半ばの授業アンケート」と「学生による学期末の授業アンケート」を、学期ごとにそれぞれ1回（年2回）実施している。

学期半ばの授業アンケートは、自由記述によるアンケート用紙を用いて任意で実施している。同アンケートは、授業担当者が受講生の授業に関する要望等を把握し、授業内容・方法等を改善することで学生の学習意欲を向上させることを目的としている（資料 6-30【ウェブ】、6-31、6-32）。

学期末の授業アンケートは、次のとおり実施目的・方針を定め、学部や学科等で対象科目を決めて実施している（資料 6-33【ウェブ】、6-34、6-35）。

実施方針・目的

- ① 学生が学期ごとの自身の授業に対する取り組みを振り返りながら記録することによって 学修活動を伸長・改善するための学修支援の一環として実施する。
- ② 学生の回答結果を用いて、教員が個々の授業改善活動に活用し、学部等の組織が集計結果を組織的な教育改善活動に活用するための教育改善活動支援の一環として実施する。
- ③ 「学生による学期末の授業アンケート」は、成績評価などの学生個人に関わる評価や、授業評価などの教員個人に関わる評価のために実施・活用しない。

アンケートの設問項目は、「授業の欠席回数」「予習・復習等の授業外の学習時間」「シラバスに明示した到達目標に対する達成度評価」「授業に対する取り組みの振り返り」の 4 項目を共通質問とし、各学部・研究科別に個別質問（3 問）、授業担当者からの個別質問（2 問）を追加可能とする最大 9 項目（理工学部のみ 14 項目）で構成している。

アンケート結果は、本学ウェブサイトにおいて集計結果を公表している（資料 6-33【ウェブ】）。

学期末の授業アンケートは、2016 年度からクラウド型の教育支援システム manaba course で実施しているが、回答率（受講登録者数に対する回答者数）が低調であり、これを上げることが課題となっている（資料 6-26、6-35）。

4) FDフォーラムの開催

FDフォーラムは、文教政策の動向等を踏まえ、大学教育やFD活動に関する社会性・話題性のあるテーマを設定し、毎年開催している（年 1 回程度）。2019 年度は「データサイエンス教育の展開—教育実践に向けて—」をテーマとして開催し、通算で第 15 回目を数える（資料 6-36【ウェブ】、6-37）。

5) FDサロンの開催

FDサロンは、学内教職員のFD活動に関する啓発を図るため、学内外から講師を招聘して教育活動に関する話題提供、意見交換を行い、教職員間の交流を深める場として開催している（資料 6-38【ウェブ】）。

ここ数年の特徴として、学生の自治組織「十学部合同学生会」が主体となった学生FDサロンを開催している。学生FDサロンでは、授業環境の改善・向上を目的に学生・教員・職員の三者がワークショップ形式で意見交換を行い、その内容を共有する活動を継続し、三者が協働で教育の質向上に向けて取り組む良い機会となっている。

これまでの学生FDサロンの開催テーマは次のとおりである。

表 6-1 学生FDサロンのテーマ一覧

実施年度	開催テーマ	
2012年度	龍大生が考える龍大生像	～理想と現実～
2013年度	龍大生の考える、龍大ブランド	～龍大生の強みって？～
2014年度	真剣龍大しゃべり場	～さあ、講義の話をしよう～
2015年度	①真剣龍大しゃべり場	～大学生(あなた)は勉強していますか？～
	②真剣龍大しゃべり場	～授業中の私語、気になりますか？～
2016年度	①真剣龍大しゃべり場	あなたは何の為に授業を受けていますか？ ～何の為、誰の為の授業～
	②真剣龍大しゃべり場	授業で気になることはありませんか？
2017年度	①真剣龍大しゃべり場	あなたは何の為に授業を受けていますか？ ～何の為、誰の為の授業～
	②真剣龍大しゃべり場	理想の授業をつくろう
2018年度	①真剣龍大しゃべり場	龍大一受けたい授業 ～理想の授業の受け方を考えよう～
	②真剣龍大しゃべり場	龍大一受けたい授業 ～学生が求める学びの到達点～

※ 2019年度は、学生FDサロンを開催していない。

6) 公開授業と講評会の開催

学修支援センターでは、公開授業を通して他の教員が行っている授業を参観し、自らの授業との比較を通して、授業の構成や手法等を考える機会を提供している。公開授業後には講評会を開催し、授業担当者と参観者（教員）が具体的な事例を通して意見交換を行っている（資料 6-39【ウェブ】）。

7) FD報告会の開催

各学部・研究科は、それぞれFD委員会を設置し、独自のFD活動の取組状況や成果を全学に紹介するFD報告会を開催している（資料 6-40、6-41、6-42【ウェブ】）。

2019年度は、「マネジメント演習（基礎）」及び「マネジメント演習Ⅰ」の試行について（経営学部）、「農学部の入学前教育について（農学部）」、「仏教と医療・福祉の連携を求めて（実践真宗学研究科）」、「コピー&ペースト発見支援ソフトの現状と課題（社会学研究科）」等を開催している（資料 6-43）。

8) 学修支援センターが発行する刊行物

学修支援センターは、毎年度のFD活動結果を『FD・教材等研究開発報告書』『FDレポート』『学修支援・教育開発センター通信』等の刊行物として発行するとともに、本学ウェブサイトにも掲載し、学内外に発信している（資料 6-44【ウェブ】、6-45、6-46【ウェブ】）。

(2) 教員活動自己点検の結果とその組織的活用

各教員が実施する教員活動自己点検の点検結果は、毎年度、所属の学部・研究科等においてFD活動を推進する資料として活用している。ただし、本学では人事評価の資料としては活用しないことをガイドラインで明示している<第2章参照> (資料 2-38)。

教員活動自己点検は、各項目の基本方針を入力する期首入力及び1年間の活動の点検結果を振り返る期末入力をWeb上で管理している。本システムは、各教員が自身の活動を点検するデータベースとなり、各自が改善に活用している (資料 6-47)。

各学部・研究科は、その点検結果を組織的に活用することを目指し、それぞれ「教員活動自己点検の手引き」を作成している。各学部・研究科は、当該手引きに基づきその点検結果を教員個人だけでなく、組織的に活用することに取り組んでいる (資料 6-48)。

さらに全学大学評価会議では、2018年度以降、各学部・研究科における組織的活用方策の計画及び実績に関する報告を求め、それぞれの取組を可視化し共有することに努めている (資料 2-39、2-40)。

(3) 人権に関するFD活動について

本学は、建学の精神の具現化とともに人権を尊重できる意識、つまり人権意識の向上と人権啓発の醸成を目指すため、全学人権講演会や各学部教授会等において人権研修会 (年1回以上) をFD活動として実施している。その内容は各組織の独自性に基づき、講演会・シンポジウム・ワークショップ形式等様々の形式で行っている (資料 6-49【ウェブ】、6-50【ウェブ】、6-51【ウェブ】)。

また、ハラスメント防止の観点からも全学的な研修会を実施し、啓発活動に取り組んでいる (資料 6-52)。

以上のことから、本学は、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に継続し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると評価する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 教員・教員組織に関する点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準 (大学基準協会) を準用し点検・評価を行っている。教員組織の適切性については、各学部・研究科及び教学部等において点検・評価を行っている (資料 6-53、6-54)。

また各教員は、教員活動自己点検において、教員自身がその活動に関して4領域から点検・評価を行っている (資料 2-32)。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の教育・研究活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

教員組織の適切性に関しては、点検・評価の結果、次のような課題がみられた。

2015 年度（対象年度：2014）の自己点検・評価では、教員活動自己点検における組織的な取組が弱く、実質化（活性化）に向けて活用方法を検討することを課題として指摘した（資料 6-55）。

2019 年度（対象年度：2018）の自己点検・評価では、各学部の教員人事に関する規程の平準化について、新たな課題として指摘している（資料 6-56）。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のように改善・向上に努めている。

2015 年度の教員活動自己点検の組織的活用の活性化方策は、教員活動自己点検に関する実施要項及び点検結果の活用に関するガイドラインに基づき、各学部・研究科が教員活動自己点検の手引きを策定し、また毎年度、組織的活用方策の計画及び実績を報告することとした（資料 2-39、2-40、6-48、6-57）。

また本年度（2019 年度）の自己点検・評価において明らかとなったのは、上述のとおり各学部の教員人事に関する規程の一部相違である。この課題は、現在、副学長及び学部長等で構成する学部長会において、各学部の人事規程等の文言や表現等の違いを確認し、現状生じている各課題の抽出を行うとともに、その解決へ向けた検討を開始している（資料 6-21、6-58）。

これら具体例が示すとおり、本学は毎年度の組織の自己点検・評価の結果に基づき、適切な教員組織を編制するため改善・向上を図っている。

以上のことから、本学は、教員組織の適切性について、毎年度、点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組ができていると評価する。

2. 長所・特色

学生の自治組織である十学部合同学生会が主体となり、学修支援センターと連携して学生 F D サロンを開催している。学生 F D サロンは、学生が授業環境の改善・向上を目的に F D 活動に参画するもので、学生による教育改善の要望でもある。

学生 F D サロンは、テーマに基づき学生・教員・職員がワークショップ形式で参画し、取り組むべき課題について情報共有する、様々な立場の多様な意見を取り入れる本学のユニークな取組の 1 つである（資料 6-38【ウェブ】、表 6-1）。

3. 問題点

各学部の教員人事に関する規程に若干の相違点がみられるという課題が、本年度（2019年度）の自己点検・評価活動において顕在化した。今後、各学部の現行規程を比較検証しながら、解決策に向けた検討に取り組む必要がある。

また、FD活動の1つである学生による学期末の授業アンケートの回答率の向上に取り組む必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的に基づき、龍谷大学の求める教員像及び教員組織の編成方針を明示し、本方針に基づく教員組織を編制している。教育組織である各学部・研究科は、それぞれの教員組織の編成方針は明示していないものの、各学部・研究科の理念・目的を実現するため、教員人事に関する規程及び毎年、教員人事計画を策定・更新し、必要かつ十分な教員数を確保し、学則等の規程に基づき教員の役割等を定め、各学部・研究科を適切に運営している。

また、必修科目等の教育上主要と認められる科目については専任教員を配置するよう努めており、大学院研究科の授業担当に関しても規定化を図っている。

国際性・男女比への配慮は、いまだ十分とはいえないものの、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制している。特に、全学部に共通する教養教育科目については、教養教育センターを設置し、全学部から選出された教員が参画する運営体制を構築し、学部又はキャンパスに関係なく共通した理念の下に共通の教養教育を展開している。

教員の募集、採用、昇任は、教育職員選考基準及び各学部が定める教員人事に関する規程に基づき行われ、募集・採用に関しては、毎年度、各学部の教員採用計画を確認の上、補充人事フローチャートに基づき手続を進めている。

昇任に関しても、毎年度、学内から昇任候補者の推薦を求め、規程に基づく審査を実施している。ただし、各学部の教員人事に関する規程には、定める内容に一部相違があることから、その妥当性を検証することが課題となっている。

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、全学的にFDを推進する支援組織として学修支援センターを設置している。同センターは、大学全体又は各学部・研究科それぞれのFD活動を実施・支援し、多面的な取組を実践している。各学部・研究科は、それぞれFD委員会を設置し、独自のFD活動を展開するとともに、一部は全学に公表し、その内容を共有している。特に、学生が参画する学生FDサロンは、学生によるFD活動であり、学生・教員・職員の三者で課題を共有し考えるユニークな取組となっている。

教員組織の適切性については、組織の自己点検・評価において点検・評価を行っているとともに、教員個人が自身の活動について点検・評価する教員活動自己点検を通して確認している。さらに各学部・研究科は、教員活動自己点検の手引きに基づき、教員活動自己点検の結果を組織的に活用する取組も展開している。

第7章 学生支援

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、修学支援、学生生活支援及びキャリア支援の3つの方針で構成する「学生支援の方針」を定め、『履修要項』及び『学生手帳』で学生及び教職員に明示するとともに、本学ウェブサイトで公表している（資料 1-13 pp.104～105、1-14d p.15、3-3【ウェブ】）。

学生支援の方針

本学では、修学支援、学生生活支援、キャリア支援の3つの方針に基づき、すべての学生に対して支援を行う。

修学支援の方針

本学における修学支援は、すべての学生に同質の教育を提供することを目指し、学生一人ひとりが学修を円滑に進め、継続していくことができるよう、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

- ・修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。また、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
- ・留年者及び休・退学者の状況把握と分析を行い、関係する各組織が連携して適切な対応策を講じる。
- ・障がいのある学生に対して実効性ある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。
- ・本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。

学生生活支援の方針

本学における学生生活支援は、学生の人権尊重を基本とし、学生一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性を育み、自らが主体的に活動できるよう、「生活支援」「経済支援」「課外活動支援」を柱とした総合的な取り組みを行う。

「生活支援」は、保健管理、事件・事故発生防止、相談等の学生生活に係わる環境を整備する。

「経済支援」は、学生の家計急変や社会環境の変化等に応じた奨学金、貸付金等の経済的な支援を行う。

「課外活動支援」は、学生的人間的成長に寄与するため、学生が自主的に課外活動・社会活動に参加できるための環境を整備する。

キャリア支援の方針

本学におけるキャリア支援は、学生の社会的・職業的自立に向けて必要となる知識、能力、態度を育むとともに、学生の職業観・勤労観を醸成し、主体的な進路選択、希望する進路の実現を目的として、「キャリア教育」と「進路・就職支援」を二本柱として、全学のおよび体系的に取り組む。

「キャリア教育」は、学部と各組織が連携し、正課教育および正課外教育を通して、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組む。

「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就職決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、face to face の面談を重視し、学生の個々の状況を踏まえたきめ細かな支援を行う。

以上のことから、学生支援の方針を定め、適切に公表していると評価する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の能力に応じた補習教育及び補充教育

評価の視点 3：学生の主体的な学習を促進するための支援

評価の視点 4：学修の継続に困難を抱える学生への対応

評価の視点 5：国際化推進における修学支援

評価の視点 6：留学生に対する修学支援

評価の視点 7：障がいのある学生への修学支援

評価の視点 8：奨学金等の経済的支援

評価の視点 9：新入生に対する学生生活における注意喚起

評価の視点 10：学生の心身の健康に係るサポート

評価の視点 11：人権啓発に対する取り組み

評価の視点 12：ハラスメント防止に関する取り組み

評価の視点 13：学生の進路に関する支援

- ・キャリア支援の方針及び支援体制
- ・キャリア教育及び就職・進路支援
- ・多様な学生、多様なニーズに対する支援

評価の視点 14：その他、課外活動に対する支援

(1) 学生支援体制の適切な整備

本学は、学生支援の方針（修学支援の方針・学生生活支援の方針・キャリア支援の方針）に基づく諸施策を実施するため、各学部・研究科及び関係組織が連携・協力を図る

支援体制を整備している。

主な関係組織として、各学部教務課、教学部、学修支援・教育開発センター、グローバル教育推進センター、障がい学生支援室、学生部、スポーツ・文化活動強化センター、保健管理センター、ボランティア・NPO 活動センター、キャリアセンター、インターシップ支援オフィス、東京オフィス及び大阪オフィス等があり、それらの組織が連携・協力し、個々の学生が必要とする支援を実施している（資料 7-1【ウェブ】）。

（2）学生の能力に応じた補習教育及び補充教育

1）習熟度別クラス編成及び支援体制の整備

本学では、全学部の入学生を対象に英語のプレースメントテストを実施し、学生の学力に応じた習熟度別クラス（英語）を編成している。これは既習の英語の知識・能力に即した教育を行うことを目的としたものである。また1年生の11～12月にもテストを実施し、入学後の学力の伸長を確認している。このテスト結果は2年生の英語のクラス編成の参考としている（資料 1-14a p. 41）。

理工学部及び農学部では、入学時に数学・化学・物理（理工学部）又は数学・化学・生物（農学部）のプレースメントテストを実施し学力を確認している。テスト結果を踏まえ学力向上を要する学生には、理工学部は e-Learning システムによる補習課題を提供し、農学部は基礎教育科目を必ず受講するよう指導している（資料 1-14q p. 48、7-2、7-3、7-4）。

また経営学部は必修科目「簿記入門」を、簿記検定資格取得者と未取得者とを分けたクラス編成を行っている。未取得者のクラスには簿記検定資格取得者のラーニングアシスタント（上級生）を配置し受講生の学修支援を行っている（資料 7-5、7-6）。

各学部は、それぞれの教育課程に即し、必要な補習教育・補充教育を実施している。

2）理工学部初年次学習支援センターの設置

理工学部は、授業の補習や数学・物理の基礎力をつけることを目的とし、理工学部初年次学習支援センターを設置している。同センターにはシニアアドバイザー（高等学校の元教員）や学生アドバイザー（上級生）が常駐し、初年次生等を対象に理工系基礎科目（数学・物理）について相談対応を行っている（資料 7-7【ウェブ】、7-8、7-9）。

（3）学生の主体的な学習を促進するための支援

1）ライティングサポートセンターによる支援

本学は、学生が論理的に考える能力を養い、表現力を高めるとともに、読み書き能力を向上させ、さらに分析力を高めることを目的に、学修支援・教育開発センターの下にライティングサポートセンターを設置し、各キャンパスの学生コモンズでライティング支援を行っている（資料 7-10、7-11【ウェブ】、7-12）。

同センターでは、主に学部生を対象にレポートや卒業論文の作成に関する相談を受けている。相談者からの質問や相談に答えるのではなく、共に考え、対話を通じて、相談者に自ら解を導き出すための「気づき」を与えること、相談者自らが考える姿勢を身につけることを目指している。同センターには、ライティングに関する豊富な知識と経験

を持つライティングスーパーバイザーを配置し、大学院生を中心とするライティングチューターを育成し、相談対応を行っている（資料 7-13、7-14）。

その他、ライティング支援に関する教材の開発、出張講習や授業担当者と連携したレポート課題への対応等、様々な支援事業を実施している（資料 7-15、7-16、7-17）。

2018 年度の年間利用者数は延べ 1,318 名（深草 590 名、大宮 176 名、瀬田 552 名）で、アンケート調査の結果、相談対応への満足度は 10 段階評価で 8 以上の回答が 96% となっており、高い評価を得ている（資料 7-18、7-19）。

2) 初年次学生に対する学修支援

各学部は、クラスサポーター、ゼミサポーターやチューター等の上級生が初年次学生をサポートする仕組みを整備し、学修活動を積極的に支援している。上級生ならではの経験をもとにレポートやレジュメの作成等、大学での学びに欠かせないスキルを身につけるためのアドバイスを行っている。また生活面に関しても相談を受け、初年次学生の大学生活を支援している（資料 1-14p pp. 26～27、7-20【ウェブ】、7-21、7-22）。

3) オフィスアワーの実施

本学では、学修上の問題や悩みはもとより、進路相談、個々の学生生活の諸問題や悩みについて相談を受けるため、各教員が研究室にてオフィスアワーを実施している。

オフィスアワーは履修要項や掲示板等に加え、一部は本学ウェブサイトにも掲載し、広く周知している（資料 7-23【ウェブ】、7-24、7-25）。

(4) 学修の継続に困難を抱える学生への対応

1) 修得単位数の少ない学生に対する対応

各学部は、毎年度、各学年の修得単位数の基準（目安）を定め、修得単位数の少ない学生を対象に、教員による面談を実施している。本面談において、学生の学修状況及び生活状況の把握に努め、今後の学修に向けての助言・指導を行っている（資料 7-26、7-27、7-28）。

2) 休学・退学希望者に対する対応

本学では、学生から休学又は退学の申出・相談があった場合は、まず教員が面談を行い、その理由を確認している。面談後、休学又は退学の事由を解決できる可能性がある場合には、当該学部教務課と当該支援部署とが連携し支援策を検討し実施している。

具体的には、経済的な支援が必要な場合は奨学金を担当する学生部と、心の悩みを抱えている場合には「こころの相談室（保健管理センター）」と、それぞれ連携し対応している（資料 7-28、7-29【ウェブ】）。

3) 学生部チューター制度

本学は、課外活動をする学生を対象に学生部チューター制度を設けている。大学院生が相談を受け学修意欲の低下を防止し、学業と課外活動の両立を目指している。同制度の利用方法は本学ウェブサイト公表している（資料 7-30【ウェブ】）。

(5) 国際化推進における修学支援

本学では、国際化を推進する運営組織としてグローバル教育推進センターを設置し、110大学（33か国）と学生交換協定を締結し、毎年度、多くの交換留学生を海外に派遣又は受け入れている（資料7-31【ウェブ】、7-32【ウェブ】、7-33）。

同センターの事業の1つにグローバル・キャリア・チャレンジプログラムがある。

本プログラムは、世界で活躍したいと考える学生（主に1・2年生）を対象に、将来を見越して学びの意欲を喚起させ、主体的な学修態度、特に留学や語学学習等に積極的に取り組む姿勢を育むことを目指している。企業等の参加・協力も得てPBL（Project Based Learning）形式の授業を実施し、初年度（2017年度）は120名、2018年度は150名が参加した（資料7-34【ウェブ】）。

本プログラムの最終報告会では、各チームが学修成果をプレゼンテーションし、優秀チームを2チーム（12名）選出している。優秀チームには、特典として渡航費用の一部を補助し、海外インターンシップ（本学独自）に参加する機会を与えている。学生が海外で企業活動を体験し、さらにキャリアアップを図ることを支援している（資料7-35【ウェブ】、7-36）。

本プログラムの成果として、2017年度は8名の学生がアメリカ、シンガポール、ベトナムの提携企業で、2018年度は11名の学生がアメリカ、シンガポール、タイの提携企業でインターンシップに参加している（資料7-37）。

また本プログラム受講者に対するアンケート結果では、約73%が満足した旨を回答している。今後、国際社会で活躍する社会人に成長するための実践的なプログラムである（資料7-36）。

(6) 留学生に対する修学支援

本学は、留学生が学修に専念するため、授業料の40%を給付する学費援助奨学金制度や、成績優秀な留学生に対する外国人留学生特別奨学金制度を整備し、さらに留学生寮3棟（大宮荘、りゅうこく国際ハウス、龍谷会館）を用意し、留学生の経済的負担を軽減している。また日本人学生の学生生活アドバイザーが留学生寮に居住し、留学生の学生生活をサポートし、日常生活での不安を解消させることにも努めている（資料7-38【ウェブ】、大学基礎データ表7）。

(7) 障がいのある学生への修学支援

1) 障がいのある学生への支援制度の周知

本学は、障がいのある学生への支援組織として障がい学生支援室を設置している。

同支援室の支援制度は、本学ウェブサイトやパンフレット『共に学ぶ、友と過ごす』で、学生、教職員を含め幅広く公表している（資料7-39【ウェブ】、7-40、7-41）。

また支援を行う立場にある教職員には、毎年度、『障がい学生支援ガイドブック』を作成・配付し、障がい学生支援推進委員会委員や各学部教授会を通じ、支援制度等を周知している。さらに非常勤教員にも、依頼文書を添えてガイドブックを配付し、支援制度の理解・協力を求めている（資料7-42）。

2) 障がいのある学生への支援制度

同支援室には、障がいのある学生からの相談対応又は保護者からの相談対応等のコーディネート業務を担う専門職員（支援コーディネータ）を配置している。

支援コーディネータは、学生本人から障がいの状況や求める支援内容等を丁寧に聞き取り、学生又は保護者から提出された支援要望書をもとに、本人（場合によっては保護者も含む）、学部教務課の職員（必要に応じ教員も同席）及び同支援室の三者で話し合いを行い、本人の了承を得た上で支援を行っている。特に授業において配慮が必要な場合は、当該学部長から授業担当教員へ文書による依頼を行っている（資料 7-43、7-44、7-45）。

その他、同支援室では、教員へシラバス作成を依頼する際、障がいのある学生に対する配慮を求めること、学生によるノートテイク支援、障がい学生支援に関する研修会の開催や参加の呼びかけ等、障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境づくりを目指している（資料 7-46、7-47）。

3) 障がいのある学生に対する入学試験における配慮及び入学前相談

本学は、障がいのある学生の受験上の配慮内容を記載した『入学試験要項（別冊）』を作成し、本学ウェブサイトで公表している（資料 5-34、5-35【ウェブ】）。

また合格者に対しては、合格通知書に同封する『入学ハンドブック』に入学前相談の案内を掲載し、申し出があった場合は、同支援室及び学部教務課が入学前相談に応じ、入学後速やかに支援を実施できるよう連携している（資料 7-48）。

4) 障がい学生支援室と学外機関との連携

同支援室は、障がいのある学生への支援の充実を図るため、学外の障がい者支援の専門機関（京都市発達障害者支援センター、滋賀県精神医療センター等）と連携するとともに、就職支援につなげるため、就労移行支援事業所等との連携も積極的に進めている（資料 7-49）。

(8) 奨学金等の経済的支援

本学は、学生支援の方針に基づき経済的理由により修学が困難な学生の支援、学業又は課外活動等で優秀な成績を収めた学生の支援を目的とした奨学金制度を整備している。具体的には、家計支援を目的とした「家計奨学金」「家計急変奨学金」、また成績優秀学生を支援する「アカデミック・スカラシップ奨学金」「優秀スポーツ選手奨学金」や「課外活動等奨学金」等の給付奨学金制度がある（資料 7-50【ウェブ】、7-51、7-52）。

また自然災害で被災した学生に対する支援策として「災害給付奨学金」を設け、特に東日本大震災により学費支弁が困難となった学生に対しては「東日本大震災に伴う特別援助奨学金」を整備している（資料 7-53、7-54、大学基礎データ表 7）。

その他、生活費の一時的な不足等に対する学生への経済的支援として、短期貸付金制度を整備している。短期貸付金には、緊急を要する生活費にする貸付（3万円以内）及び修学継続のための学費充当を目的とした貸付（年間授業料の25%が上限）がある（資料 7-55【ウェブ】、7-56）。

(9) 新入生に対する学生生活における注意喚起

本学は、新入生に学生生活支援冊子『ATTENTION』を配付している。本冊子では、SNSの利用、悪質商法／架空請求／マネートラブル／クーリングオフの知識、薬物濫用、カルト、アルバイト、交通ルール、ハラスメント、喫煙、飲酒等に関するトラブル例を掲載し、学生生活を始めるにあたって注意喚起を行うとともに、万一トラブルに巻き込まれた場合の対処として「なんでも相談室（学生部）」¹や「こころの相談室（保健管理センター）」²等の相談窓口を紹介している（資料 7-57）。

(10) 学生の心身の健康に係るサポート

本学は、学生及び教職員の心身の健康に係る保持・増進を図るため、保健管理センターを設置し、全キャンパスに診療所及びこころの相談室を開設している（資料 7-58【ウェブ】、7-59）。

診療所は、内科及び精神科の診療を提供し大学構成員の疾病・体調不良等に対する早期治療を行うとともに、インフルエンザや麻疹等の法定伝染病等に対する治療や予防啓発活動を行っている。また毎年度4月に学生定期健康診断を実施している（資料 7-60、7-61）。

こころの相談室は、臨床心理士の資格を持つカウンセラーを配置（7名）し、学生生活における様々な悩みを聞く学生相談を行っている。生命の危険に及ぶことが予見される学生に対しては、「保健管理センターこころの相談室危機対応フローチャート」に基づき、各学部・研究科と連携し迅速かつ的確に対応できるよう体制を整備している。またカウンセラーの対応スキル向上のため、同室にはスーパーバイザーを配置し、適宜指導・助言も行っている（資料 7-29【ウェブ】、7-62、7-63）。

さらに学生部に、なんでも相談室を設置し、悩みを抱えている学生が気軽に相談できる窓口として運用している。同室では、カウンセラーが相談対応を行い、相談内容や心の健康状況によっては、こころの相談室につなぐとともに、場合によっては診療所の精神科の医師とも連携し、学生の心の健康に対応している（資料 7-64【ウェブ】、7-65、7-66、7-67）。

その他、保健管理センターと学部が連携し、カウンセラーによるメンタルヘルス講座（文学部、政策学部）を実施している（資料 7-68、7-69）。

(11) 人権啓発に対する取組

本学は、「人権に関する基本方針」を定め、本学ウェブサイト等に掲載し、学生及び教職員を含め学内外に広く公表している（資料 7-70【ウェブ】）。

また2017年度には、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見を克服し、誰もが自分らしく安心して過ごすことができるキャンパスを実現するために、本学構成員一人ひとりがとるべき指針として「性のあり方の多様性に関する基本指針」を策定し、公表している（資料 7-71【ウェブ】）。

本方針に基づく取組として、性別にかかわらず利用できる「だれでもトイレ」の設置、証明書等の性別記載の見直し、そしてジェンダー・セクシュアリティ相談を開設し、性

的指向等の悩みの相談に応じている（資料 7-72【ウェブ】、7-73【ウェブ】）。

(12) ハラスメント防止に関する取組

本学は、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、委員会及び相談員を配置し、ハラスメント問題に対応している（資料 7-74）。

本学ウェブサイトにはハラスメントの定義や相談方法を掲載するとともに、相談員の氏名・連絡先を記載したリーフレットを作成し、学生及び教職員に配付・周知している。また新入生オリエンテーションにおいても啓蒙活動を行っている（資料 7-75【ウェブ】、7-76、7-77）。

(13) 学生の進路に関する支援

1) キャリア支援の方針及び支援体制

本学は、「キャリア教育」と「進路・就職支援」の2つを柱としたキャリア支援の方針を定め、進路支援事業に取り組んでいる。キャリア支援の方針は、本学ウェブサイト、履修要項及び学生手帳に掲載し、学生及び教職員を含め学内外に公表している（資料 1-13 pp. 104～105、1-14b p. 14、3-3【ウェブ】、4-23【ウェブ】）。

本学は、キャリア支援に関する事項を審議・決定するため、大学執行部である部局長会構成員をメンバーとする「全学キャリア会議」を設置し、その下に具体的施策を審議する「キャリア主任会議」を置き、支援事業を立案・実施している（資料 7-78）。

またキャリア支援事業を専門に担当する「キャリアセンター」を設置している。同センターには専任事務職員に加え、専門職のキャリアカウンセラーを配置し、効果的な相談対応ができる体制を整えている。同センターは、東京オフィス及び大阪オフィスとも連携し、首都圏や大阪圏での学生の就職活動に対する支援活動を実施している（資料 7-79【ウェブ】、7-80【ウェブ】、7-81【ウェブ】）。

2) キャリア教育

本学のキャリア教育では、正課教育及び正課外教育を通じて、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくことを目指している。

正課教育では、各学部が「キャリア形成論」「キャリアデザイン」「キャリアプランニング論」「キャリアデザインのための企業研究」等を含む全 74 科目を開講している（資料 4-24、7-82、7-83、7-84、7-85）。

正課外教育では、就業意識の形成等を目的として、キャリアガイダンスやインターンシップを実施している。また近年インターンシップの重要性が高まっているため、事前のインターンシップ試験対策セミナーやインターンシップガイダンスを全学部で開催している（資料 4-25、7-86【ウェブ】）。

また関東圏の企業での「東京チャレンジインターンシップ（経済同友会版インターンシップ）」（1・2年生対象）を実施し、2019年度は10名（前年度6名）が参加した。

インターンシップは1・2年生の出願・参加は増加傾向にあるものの、同事業は重点策でもあることから、今後、さらなる参加者数増を図る必要がある（資料 7-87）。

3) 進路・就職支援

進路・就職支援では、きめ細やかな支援体制をモットーに、入学時にアセスメントテスト「大学生基礎力レポートⅠ」を実施するとともに、入学生全員に『マイキャリアノート』を配付し初年次から進路・就職について意識を高めるよう努めている。また3年生の10月には『就職活動ハンドブック』を配付し、学部別にキャリアガイダンスを開始している。その他、業界・企業研究、筆記試験対策、書類作成対策及び面接対策等を実施するなど、個々の学生に応じた支援を行っている（資料7-88【ウェブ】、7-89、7-90、7-91、7-92）。

特に「face to face」の面談を重視しており、2018年度は2,739名の学生（対象者数の54.9%）と個別面談・模擬面接を行った（資料7-93）。

業界研究会では、主要400社（株式会社大学通信）を中心に優良企業143社（前年比40社増）を招聘し、学生と企業との直接的なマッチング機会の拡充に取り組んでいる。合同企業説明会では、主要400社を中心に700社以上を招聘し、2018年度の参加学生（3年生）の延べ人数は6,502名（前年比約400名増）と前年度を上回る参加人数となった（資料7-94、7-95）。

本学学生の弱点でもある筆記試験対策を強化するため、筆記試験・模擬試験の受験を推進している。しかし、農学部と政策学部を除く学部の受験率は低調であり、今後、学部の協力を含め、模擬試験対策のさらなる強化が必要である（資料7-96）。

このような取組の結果、2018年度の就職・進路決定率は97.7%となり、また卒業生の就職活動アンケートでは91.3%が「内定先に満足している」との回答を得ることができた（資料7-97【ウェブ】）。

4) 多様な学生、多様なニーズに対する支援

外国人留学生、障がいのある学生、U・Iターン就職希望者等に対しては、関係部署や就職協定締結府県との連携を強化しつつ、情報共有を図りながら、学生の状況に応じた様々な支援プログラムを推進している。

外国人留学生に対しては、グローバル教育推進センターと連携し、留学生対象学年別キャリアガイダンスや留学生就職活動支援プロジェクトを開催し、留学生の特徴を踏まえた日本での就職活動を支援している（資料7-98、7-99、7-100）。

障がいのある学生に対しては、障がい学生支援室と連携し、障がいのある学生のための就職（キャリア）支援セミナーを開催している。また京都府主催の寄り添い支援型学生インターンシップ事業等、学外の就労移行支援事業所等とも連携し支援を行っている（資料7-49、7-101、7-102）。

U・Iターン就職を希望する学生に対しては、17府県と就職支援協定を締結し、それぞれの自治体と連携し、学生にタイムリーな情報を提供するとともに、学内で地元企業による企業説明会を開催するなど、多面的な支援を行っている（資料7-103）。

(14) その他、課外活動に対する支援

1) スポーツ・文化活動強化センターの取組

「スポーツ・文化活動強化センター」を設置し、スポーツ及び文化活動の戦略的強化を図るとともに、課外活動を通じた学生の人間的成長を支援している（資料 7-104）。

同センターは、毎年度、活動方針を定め、重点・強化サークルの指定、優秀スポーツ選手奨学金の運用やライフスキルプログラムの実施等、方針に基づき課外活動に取り組む学生の支援を行っている（資料 7-105、7-106）。

2) ボランティア・NPO 活動センターの取組

「ボランティア・NPO 活動センター」を設置し、学生のボランティア活動も積極的に支援している。具体的には、被災地における復興支援活動や地元・地域でのボランティア活動等に参加している<第9章参照>（資料 7-107【ウェブ】）。

同センターには、専門職としてコーディネータ（4名）と学生スタッフ（135名）を置き、教職員と学生スタッフが協働した運営を行っている。学生スタッフは、コーディネータの指導を受けボランティア活動に参加している。その他、ボランティア企画やワークショップ、講演会等の開催・運営にも、学生スタッフが参画している（資料 7-108【ウェブ】、7-109）。

本学は、仏教 SDGs を推進しており、同センターの様々な取組は、まさに建学の精神に基づく社会貢献活動であるといえる<第1章参照>。

3) 学生ベンチャー育成事業

学生ベンチャー育成事業としてビジネスプランコンテスト「プレゼン龍（ドラゴン）」を実施している（資料 7-110【ウェブ】）。

2019年度は、「プレゼン龍×SDGs」とテーマを掲げ、貧困や飢餓、健康、福祉、エネルギー、自然等の世界中の解決すべき社会課題について、身近なところから世界につながる社会課題の解決のアイデアやビジネスプランを提言している（資料 7-111）。

その他、プレゼン龍（ドラゴン）への参加を目指す学生や、起業を目指している学生を対象に「龍起業塾」を開講し、学生のアントレプレナーシップ（起業家精神）を育成している（資料 7-112【ウェブ】）。

4) 龍谷チャレンジ

学生の正課外における自主活動や社会貢献活動を支援する学生活動支援制度「龍谷チャレンジ」を設立し、学生の自主的な活動をサポートしている。本制度に採択された場合、最大 30 万円が活動資金として提供される（資料 7-113【ウェブ】）。

農学部の学生が農家・行政と連携し、栽培農家の減少に伴い絶滅の危機にさらされている『坂本菊』の調理法の開発や試食会を実施する「大津の伝統野菜『坂本菊』伝承プロジェクト」等が採択されている（資料 7-114【ウェブ】）。

なお、活動資金の原資は、社会貢献活動「龍谷ソーラーパーク事業」の売電運用益の一部を充てており、地域連携事業の好循環システムを構築している<第9章参照>。

以上のとおり、本学は、学生支援の方針に基づき、適正な支援体制を整備し、適切かつ効果的な学生支援に取り組んでいると評価する。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。学生支援の適切性については、各学部・研究科、教学部、学修支援・教育開発センター、グローバル教育推進センター、障がい学生支援室、学生部、スポーツ・文化活動強化センター、保健管理センター、ボランティア・NPO活動センター及びキャリアセンター（インターンシップ支援オフィスを含む）において点検・評価を行っている（資料7-115、7-116、7-117）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料2-2、2-5、2-6、2-27）。

また、学生支援に係る各組織は、それぞれの事業実施等を審議・決定する会議（運営委員会等）において、毎年度、事業総括を行い、顕在化した問題点や課題の解決を含む事業計画の策定・実施に努めている。その他、必要に応じ学長の下に特別委員会を設置し、特定事項の検討を行い改善につなげている（資料7-118）。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

1）学修支援

学修支援においては、学修支援・教育開発センターが、毎年度末、学修支援・教育開発センター会議に当該年度の事業総括を提案し審議している。学修支援・教育開発センターは、この事業総括を踏まえ、次年度の基本方針を策定し各事業の実施に取り組んでいる。またライティングサポートセンターも、毎年度、利用者アンケート及び当該年度の事業実績に基づく事業総括を実施し、次年度の利用者増及び支援内容の向上等につなげている（資料6-26、7-18）。

2）学生生活支援

学生生活支援においては、学生部が、長期計画の下で今後の効果的な奨学金のあり方を検討するため、2017年度に奨学委員会で給付奨学金を中心とした奨学金制度（当時）の総括をまとめ学長に報告している。その後、部局長会の下に「奨学金のあり方検討委

員会」を設置し、今後の給付奨学金制度のあり方（予算規模や配分の重点等）を議論し、2019年12月に答申された。2020年度から、検討結果に基づく新たな給付奨学金制度を確立する予定である（資料7-119）。

3) キャリア支援

キャリア支援においては、キャリアセンターが、毎年度、全学キャリア会議に事業総括を提案し、次年度の事業計画の策定・実施につなげている。また2018年度に、全学キャリア会議の下に「キャリア教育成果検証ワーキンググループ」を設置し、正課におけるキャリア教育の現状把握を行い、正課及び正課外のキャリア教育の成果及び課題を検討し答申にまとめた。2019年度は、本答申に基づく改善案の実施について、キャリア主任会議で検討を開始している（資料7-120）。

インターンシップについても、2018年度に当該事業実施から13年を経過したことを踏まえ事業総括を実施した（資料7-121）。

その他、2018年度のキャリアガイダンスの出席率が50.7%と前年度の62.9%から12.2ポイントも下がったことから、2019年度はキャリアガイダンスの実施時期及び周知方法等を再検討し参加率向上を目指すなど、事業総括や点検・評価結果をキャリア支援の改善・向上につなげることに努めている（資料7-122）。

以上のことから、学生支援に関する各組織は、毎年度、学生支援に係る点検・評価及び事業総括等を実施し、その結果に基づき適切に改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

2. 長所・特色

(1) 理工学部における初年次学習支援の取組

理工学部は、入学時に数学・化学・物理のプレイスメントテストを実施し、基礎学力を確認している。テスト結果を踏まえ学力向上を要する学生には、e-Learningシステムによる補習課題を提供している。さらに理工学部初年次学習支援センターを設置し、シニアアドバイザー（高等学校の元教員）や学生アドバイザー（上級生）が数学・物理の補習教育を実施している。このことは学力に不安のある学生に対し、低年次で理工系基礎科目（数学・物理）の学力を修得させることができ、その後の専門教育の学修活動に好影響を与えている。

(2) ライティングサポートセンターの支援活動

ライティングサポートセンターでは、大学院生のライティングチューターがレポート、ゼミ発表や卒業論文等に関するライティングの相談に対応している。毎年度、多数の学生が利用し、2018年度は延べ1,000名を超える利用があった。利用者アンケートの結果では、相談対応の設問に対し10段階評価で8以上の回答が96%と高く評価され、ライティングスキルを向上させる相談対応の質の高さが検証されている。

また同センターは、相談対応にとどまらず、ライティング支援の教材開発、出張講習

や授業担当者とのレポート課題の連携等にも対応している。

これらの取組は、利用者のライティングスキルの向上に繋がっている。

(3) グローバル・キャリア・チャレンジプログラムの実施

将来、世界で活躍したいと考える学生（1・2年生）を対象に、PBL（Project Based Learning）形式で学ぶグローバル・キャリア・チャレンジプログラムを実施している。

本プログラムでは、将来を見越し学びの意欲を喚起させ、主体的な学修態度、特に留学や語学学習等に積極的に取り組む姿勢を育むことを目指している。プログラム修了生の70%以上がインターンシップやキャリアサポーター等、主体的かつ積極的な学修活動に取り組み、そのうちの55%以上の受講生が海外に留学している。

本プログラムの参加者が、卒業後、国際社会で活躍する社会人へと成長することが期待される（資料7-36 p.14）。

(4) 「なんでも相談室」の設置と「こころの相談室」の連携

学生が気軽に相談できる窓口として、学生部に、なんでも相談室を設置している。

なんでも相談室ではカウンセラーが相談対応を行い、相談内容や心の健康状況によっては、こころの相談室（保健管理センター）につなぐとともに、診療所の精神科の医師とも連携するなど、学生の心身の健康に係るサポートを迅速に対応することに努めている。なんでも相談室とこころの相談室の速やかな連携は、学生の心身の健康を悪化させることを未然に防止している。

(5) 人権啓発に対する取組

本学は、人権啓発の一環として、性のあり方の多様性に関する活動を推進している。また本取組が学外からも評価されている。

日本初の職場における LGBT 等のセクシュアル・マイノリティへの取組の評価指標「PRIDE 指標」の表彰制度（work with Pride 主催）にエントリーし、2018年度は「PRIDE 指標ゴールド」、2019年度は「PRIDE 指標シルバー」の表彰を受けることができた（資料7-123、7-124）。

(6) キャリアセンターの取組

本学のキャリア支援は、アセスメントテスト「大学生基礎力レポートⅠ」の実施、『マイキャリアノート』や『就職活動ハンドブック』の配付、学部別キャリアガイダンスの開催、業界・企業研究、筆記試験対策、書類作成対策及び面接対策等、初年次から途切れることなく様々な取組を適切に実施している。

特に一人ひとりに向き合う face to face の面談を重視し、就職・進路決定まで個々の学生に応じたきめ細やかな支援を行っている。また外国人留学生、障がいのある学生、U・I ターン就職希望者等に対しても、学内外の関係機関・部署とも連携を強化し様々な支援プログラムを推進している。結果的に進路決定率の向上と内定先への学生満足度の割合も向上している。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、学生支援の方針を定め、学生支援に必要な体制を整備し、修学支援、学生生活支援及びキャリア支援を適切に行っている。

理工学部初年次学習センター等の各学部の特徴にあわせた補習教育の実施や、学修支援・教育開発センターによるライティングサポートセンターの運営、またグローバル教育推進センターによるグローバル・キャリア・チャレンジプログラム等、学生の主体的な学修活動を積極的に支援する仕組みを整備している。

各学部・研究科は、修得単位数の少ない学生や休学・退学希望者に修学が継続できるよう教職員が相談対応するなど丁寧な対応を行っている。また多彩な奨学金制度による経済的支援の実施や、留学生や障がいのある学生に対しても個々の状況にあった必要な支援を行うなど、修学支援に取り組んでいる。

学生部になんでも相談室を置き、悩みを持つ学生に対する相談に応じ、相談内容や心の健康状況によっては保健管理センターのこころの相談室につなぐなど、円滑に組織を連携させ、迅速かつ適切に学生の心身の健康をサポートしている。さらにハラスメント防止等の人権啓発を積極的に推進している。またボランティア・NPO 活動センター、プレゼン龍や龍谷チャレンジ等、学生のボランティアや社会貢献活動への参加を積極的に支援するなど、学生生活支援に取り組んでいる。

キャリアセンターは、正課及び正課外で構成するキャリア教育、学生が主体的に進路選択・就職決定ができることを目指した進路・就職支援を柱に様々な取組を実施している。具体的には、模擬面接・個別面談、業界研究会、合同企業説明会、筆記試験対策、書類作成対策及び面接対策を実施している。さらにグローバル教育推進センターと連携した留学生対象キャリアガイダンスや障がい学生支援室と連携した障がいのある学生のための就職セミナー等、多種多彩なプログラムを実施し、学生一人ひとりにあったキャリア支援に取り組んでいる。

本学の学生支援は、各学部・研究科及び関連組織が単独又は連携し効果的に実施している。

以上のことから、本学の学生支援は、毎年度、自己点検・評価を行い、点検・評価結果に基づく改善・向上に適切に取り組んでいると評価する。

¹ 名称どおり、学生生活のあらゆる相談を受けつける「よろず相談窓口」である（予約不要）。主にカウンセラー（こころの相談室兼務）が中心に相談に対応する。相談内容によっては、適切な相談先の紹介を行う。

² 学生生活で直面する悩みについて、主に臨床心理士が相談対応をし、心理的サポートを行っている（予約制）。なお、同窓口は治療機関ではない。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境を整備するため、「教育研究等に係る施設設備に関する整備方針」を定め、本学ウェブサイトで公表している（資料3-5【ウェブ】）。

教育研究等に係る施設設備に関する整備方針

本学の教育研究等に係る施設設備の環境について、以下のとおり計画的に整備する。

1. キャンパスコンセプトに基づいた計画的整備
各キャンパスの教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学全体として相互に連携するキャンパスを計画的に整備する。
2. 知的創造型のコミュニティ空間を創出
学生と教職員のコミュニケーションを促進し、学習をサポートする空間を創出する。
3. 機能性の確保
教育・研究・社会貢献活動の多様化やユビキタス環境の進展に対応できる施設を整備する。
4. キャンパスアメニティの実現
学生のライフスタイルを考慮した憩いの空間を創出する。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、緑化等に配慮し、すべての利用者にやさしい環境を整備する。
5. 地域との共生
地域コミュニティの中心となるキャンパスを実現する。
6. 危機への対応
災害等に対応できうる危機対応型のキャンパスを整備する。
7. 安全性の確保
安全・防災のため、計画的に耐震補強工事等を実施し耐久性のある施設を順次整備するとともに、防犯や衛生を考慮した環境を整備する。
8. 省エネルギーの実現
地球環境に配慮し、省エネルギーや省コストを実現する合理的な施設設備を整備する。
9. キャンパス・ファシリティマネジメント体制の整備
長期財政計画の下、土地取得や建物の償却期間等を考慮した総合的なファシリティマネジメント体制を構築し、中長期的な経営戦略として教育研究等環境を計画的に整備する。

以上のことから、本学は、教育研究等の環境及び条件整備に関する基本方針を定め、適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

評価の視点3：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

評価の視点4：学生の主体的な学修を促進するための環境整備

（1）施設、設備等の整備及び管理

1）計画に基づく適切な施設、設備等の維持及び管理

本学は、3つのキャンパス（深草：京都市伏見区、大宮：京都市下京区、瀬田：滋賀県大津市）を設置し、深草には5学部・5研究科・短期大学部、大宮に1学部・2研究科、そして瀬田に3学部3研究科を設置している。各キャンパスは、校地、施設・設備において大学設置基準等の法令要件を満たしている（大学基礎データ表1）。

施設・設備等の所管部署として、財務部管理課（深草・大宮キャンパス）及び瀬田事務部（瀬田キャンパス）を置き、それぞれが「学校法人龍谷大学固定資産及び物品管理規程」に基づき、校地、施設・設備の適切な維持・管理を行っている（資料8-1）。

財務部管理課及び瀬田事務部は、整備方針に基づく優先順位を付した既施設改修工事・設備更新計画のもと、毎年度、予算編成時に関係組織及び関係業者とも協議をし、次年度の改修工事・設備更新計画を策定している。本学は、同計画を着実に実行することにより、施設・設備を適切に維持・管理している（資料8-2、8-3）。

2）バリアフリーへの対応や利用者の利便性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリー対応については、ユニバーサルデザインの調査を実施し、調査結果をもとに優先度合いの高いものから、順次改修工事を進めている。例えば、各校舎入り口の段差解消、手摺りの設置、点字ブロックの増設、出入口ドアの自動化、だれでもトイレ（多目的トイレ）の増設等がある（資料8-4【ウェブ】、8-5）。

また、近畿地区私立大学連盟加盟校・2018年度施設管理関係業務研修会において、幹事校である本学が施設整備に際し共通の設計標準を用いる「ユニバーサルデザイン設計標準作成事業」を提案し、2019年度に5大学（関西大学、立命館大学、甲南大学、京都産業大学及び龍谷大学）に共通する設計標準を策定した（資料8-6）。

3）安全・衛生確保のための取組

本学は、消防法及び「防火・防災管理規程」に基づき、毎年度、第1学期に学内消火設備の使用訓練を、第2学期には授業中における大地震発生を想定した全学的な避難訓

練を実施している（資料 8-7）。

2019 年度第 2 学期に実施した全学的な避難訓練では、学生及び教職員約 9,500 名が参加した。訓練では、被災状況の確認、避難経路の確保、教室等からの学生の避難誘導及び安否確認を実施した。安否確認はスマートフォンを利用して実施し、キャンパス内に滞在すると予想される学生及び教職員の約 60% (5,649 名) の安否を確認することができた（資料 8-8）。

深草キャンパスには、大規模な災害発生の断水時に飲料水を供給するため、耐震性を持った自立型の水供給設備（井戸プラント）を設置している。万一の際に、本学構成員だけでなく地域住民の利用も想定している。さらに、食糧及び飲料水並びに防災機器備品を 3 キャンパスに分けて備蓄し、約 8,000 名の 3 食 3 日分を確保している（資料 8-9、8-10）。

学生及び教職員の安全確保の観点から、キャンパス内の駐輪場や危険と判断する場所に防犯カメラを設置している。また命を守るための施策として、キャンパス内に自動体外式除細動器（AED）を設置している。AED はキャンパス内のどこからでも 1 分以内にアクセスでき、3 分以内に除細動が開始できるよう全 62 台を配置している（資料 8-11、8-12【ウェブ】）。

瀬田キャンパスでは、理工学部及び農学部が実験で薬品等を使用するため、瀬田学舎安全管理室を設置し、理工学部及び農学部の協力のもと、化学物質・高圧ガス等を適正かつ安全に管理・運用できる体制を整えている（資料 8-13）。

4) 省エネルギーの推進

本学は、「エコキャンパス実現に向けた基本方針」を定め、省エネ関連工事の実施による省エネ効率の改善やエコイベントの実施等の啓発活動に取り組んでいる（資料 8-14【ウェブ】、8-15、8-16）。

また深草キャンパスでは、2019 年 3 月に、特定非営利活動法人 KES 環境機構が実施する環境規格「京都環境マネジメントシステム KES ステップ 1」の更新審査を受け、その登録を維持している（資料 8-17【ウェブ】、8-18【ウェブ】）。

(2) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学は、総合情報化を促進する専門組織として「情報メディアセンター」を設置している（資料 8-19）。

同センターは、第 5 次長期計画（2010～2019 年度）における「情報化推進の基本方針」を定め、後半期（2015～2019 年度）における「情報化戦略構想」「情報化推進計画」及び「情報化事業投資スキーム」を策定し、年次計画に基づく情報通信技術（ICT）機器・備品等の整備を進めている（資料 8-20、8-21、8-22、8-23）。

2018 年度は、無線 LAN の利用可能エリアの拡張及び高密度利用時における安定化を目的にアクセスポイントを大幅に増設し、教育・研究活動における ICT 利用環境を整備した。また教学システム、ウェブサイトサービスシステム、キャリアシステム等のハードウェア環境を統合・集約した総合仮想環境のリソースの増強を図った。

2019 年度は、事務系ファイルサーバ及び事務系クライアント PC のリプレイス並びに

ICT-BCP（ICT 部門の事業継続計画）・DR（災害復旧）対策に伴うデータバックアップ環境の構築を行っている。

その他、年次計画に基づき、毎年度、普通教室に設置している老朽化したマルチメディア機器の更新を実施し、プロジェクターの取り替えやブルーレイプレーヤーの新設及び HDMI 入力の増設等、教育活動基盤の充実に向けたネットワーク環境及び ICT 機器、備品等の整備を実施している（資料 8-24）。

教員の研究活動においては、研究室用 PC の貸与、各種アプリケーションやデータベースの利用補助、情報機器の貸出や操作補助等、研究活動における情報化支援を行っている（資料 8-25）。

さらに「eduroam」、「Adobe Creative Cloud」、「Microsoft Office365」、「UPKI 証明書発行サービス」等、ハード・ソフトの両面で研究活動に有効利用できる各種サービスを提供している（資料 1-16 pp.40～56、8-26、8-27、8-28、8-29）。

（３）教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

本学は、情報倫理を浸透させるため、学生及び教員に対し、情報倫理の最新知識を学習する自学自習用コンテンツ「INFOSS 情報倫理」を提供している（資料 8-30）。

また入学時のオリエンテーション期間に情報リテラシー支援プログラムを実施し、入学生の情報リテラシーに関する理解度調査を行っている。調査の結果、情報倫理に関する理解度が低い場合には補講を実施するなど、学生が情報倫理を適切に修得するよう取り組んでいる（資料 8-31、8-32）。

（４）学生の主体的な学修を促進するための環境整備

本学は、各キャンパスにラーニングコモンズを設置している。ラーニングコモンズは、学生の多様な学びを支援する場として、スチューデントコモンズ、グローバルコモンズ及びナレッジコモンズの３つの機能別コモンズを構成し、各コモンズにスタッフを配置するとともに、それぞれの特徴を活かした学修支援を展開している（資料 8-33【ウェブ】、8-34【ウェブ】）。

スチューデントコモンズは、オープンスペースにおける学生の主体的な学修活動を「見える化」する場であり、学修活動を見せることにより、周辺にいる学生を主体的な学修に引き込む学修空間である。個人学習やグループ学習のためのコラボレーションエリア、技術サポートやライティング支援等を受けることができるクリエイティブエリア等を展開している。また学生への PC 等の情報機器の貸出も行っている（資料 8-35【ウェブ】、8-36【ウェブ】）。

グローバルコモンズは、学生が語学力・異文化理解を学び実践するスペースで、様々な国の留学生等と学生が集う活気に満ちた学修空間である。日本人学生と留学生が自由に交流できるグローバルラウンジや、個人のレベル・ニーズに応じた様々な語学学習ができるランゲージスタディエリア、マルチリンガルスタジオ、スピーキングブース等の自律型言語学習支援施設を備えている。また留学に関する資料、TOEFL®、TOEIC®、IELTS™等の各種語学試験や語学学習に関する教材も数多く備えている（資料 8-37【ウェブ】）。

ナレッジコモンズは、学生が図書館の有する学術情報や機能を活用し、主体的かつ協

調的な学びを実践する場で、「調べ、考え、書き、作る」を実践する学修空間である。机やホワイトボードを自由に動かし、利用しやすい学修環境をデザインできるナレッジスクエアとグループでじっくり考え熱く議論できるグループワークルームを設置している（資料 8-38【ウェブ】）。

この3つの機能別コモンズを有機的に連携させ、学生の主体的な学修を支援するラーニングコモンズとして一体的に運営するため、ラーニングコモンズ運営協議会を設置している（資料 8-39）。

以上のことから、本学は、整備方針に則り、必要な施設・設備等を計画的に整備し、適切に維持・管理を行うとともに、バリアフリー対応や安心・安全対策の実施、充実した ICT 環境等、教育研究活動及び学修活動に適したキャンパスを整備していると評価する。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備
評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

（1）図書資料の整備と図書利用環境の整備

1）図書館の理念と目標

本学は、図書館の基本方針として「図書館の理念と目標」を定め、本学ウェブサイトにて公表している（資料 8-40【ウェブ】）。

図書館は、「知の広場」として機能することを使命としており、その使命を果たすために9項目にわたる目標を掲げている。また図書館では、理念と目標に基づき、毎年度、事業計画書を策定している（資料 8-41）。

2）図書資料の収集・整備

図書館では、図書を研究用図書と学習用図書に大別し収集・整備している。学習用図書は「図書館図書収書計画」に基づき、シラバスに記載された参考文献等の学習用図書、入門書等の基本図書、購入要望がある図書等、学生の教養と人格形成に必要な図書を広く収集・整備している（資料 8-42）。

図書館は、2019年3月末現在、深草図書館 1,037,008 冊、大宮図書館 749,076 冊、瀬田図書館 460,455 冊、全体で 2,246,539 冊の図書を所蔵している（資料 8-43、大学基礎データ表 1）。

電子系資料は、図書委員会の下に電子系資料選定委員会を設置し、学生の学修環境の整備と研究者の先進的な研究支援に寄与できるよう選定に努めている。またデータベースは、共通学習用、共通研究用、個別研究用に分類し、利用状況と費用対効果による見

直し基準を設けて選定している。また一部のデータベースでは契約しているタイトル以外の資料も入手できるよう論文単位で購入する Pay-Per-View 方式を導入している。利用者のニーズ及び利用状況を踏まえた整備を行っている（資料 8-44）。

電子ジャーナル、データベースの種類は 101 種、電子ジャーナルのタイトル数は 10,499 種を契約している。逐次刊行物は、冊子体と電子媒体の両方存在する場合は電子媒体のみへの変更を進めており、所蔵数は 3 館合計で 16,413 種を所蔵している（資料 8-45）。

3) 国立情報学研究所との提携及び図書館とのネットワークの整備

図書館は、国立情報学研究所が提供する CiNii Articles をはじめとした学術コンテンツを利用者に提供している。図書館間の図書等の相互貸借（ILL）では、2018 年度文献複写受付は 1,463 件、文献複写依頼は 1,907 件、図書貸借貸出件数は 433 件、図書貸借借受件数 303 件となっている（資料 8-43）。

2018 年度には「図書館とデジタルアーカイブ」をテーマに第 79 回私立大学図書館協会総会・研究大会を大宮キャンパスで開催し、国内外の図書館関係者や研究者との交流を図ることができた（資料 8-46）。

4) 学術情報の発信及びアクセスに関する対応

本学は、図書館ウェブサイトからの学術情報発信に加えて、「学術機関リポジトリ運用要項」を定め、本学構成員の研究成果をリポジトリに蓄積し、積極的に公開している（資料 8-47）。

本学リポジトリのコンテンツ数は、2019 年 3 月時点で 7,433 件、閲覧件数は、2017 年度は 116,733 件、2018 年度は 117,994 件、ダウンロード件数は、2017 年度は 149,534 件、2018 年度は 387,145 件となっている（資料 8-48）。

また各種データベースや電子ジャーナルは、一部を除き、学外からのアクセスも可能としており、利用者サービスの充実を図っている（資料 8-49）。

さらに本学が所蔵する貴重資料を電子化した貴重資料画像データベース「龍谷蔵」を構築し、2019 年 11 月現在、3,117 タイトル、6,460 冊、画像件数は 283,441 件を公開している。閲覧件数は 2017 年度が 129,903 件、2018 年度は 151,462 件となっており、年間を通じて多くの閲覧利用がある（資料 8-50【ウェブ】、8-51）。

5) 学生に配慮した図書利用環境の整備

図書館入館者数は、2018 年度は全館で延べ 885,403 人の利用があった（資料 8-52）。

各図書館の閲覧座席数は、深草図書館が 1,713 席、大宮図書館が 342 席、瀬田図書館が 873 席であり、在籍者数に対する割合は、深草図書館が 14.3%、大宮図書館が 15.4%、瀬田図書館が 13.2%と、すべての図書館でほぼ同じ割合の座席数を配置している（資料 8-43、大学基礎データ表 1）。

2018 年度の開館日数は、深草図書館が 310 日、大宮図書館が 294 日、瀬田図書館が 292 日であった。各図書館の授業実施期間の開館時間は、平日が 9:00～22:00（瀬田図書館は 21:00 まで）、土・日は 10:00～17:00 とし、最終授業終了後の学生の学修時間にも配慮している。

情報検索インフラは、各図書館に蔵書検索システムや各種データベース等が利用できる検索端末（深草図書館 51 台、大宮図書館 21 台、瀬田図書館 44 台）及びレポート課題等が作成できるオープン端末（深草図書館 20 台、大宮図書館 12 台、瀬田図書館 17 台）を設置している。また学生が図書館の有する学術情報や機能を活用し、主体的かつ協調的な学びを実践する拠点としてナレッジコモンズを設置し、教員による出張オフィスアワー、データベース講習会、文章力アップセミナーやビブリオバトル等を開催している（資料 8-43、8-53）。

（２）図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館には職員 20 名を配置し、14 名が図書館司書資格を有している。総合大学図書館としての資料収集・整理、レファレンスサービスを提供できるよう専門的な知識を有する職員を重点的に配置している。図書館司書資格を有しない職員に対しても、資格修得の諸費用を補助するなど、図書館職員の継続的養成を図っている（資料 8-54）。

大宮図書館には、専門職務職員 2 名を配置し、古典籍を中心とする所蔵資料（貴重書、準貴重書、写字台文庫（本願寺歴代宗主が収集・伝持してきた書籍の総称）等）のデジタル化事業を積極的に推進し、教育・研究におけるデジタルデータの活用促進と原資料保存に努めている。

資料整理業務及び閲覧カウンター業務は外部業者に委託しているものの、担当職員の 75%以上が図書館司書資格を有しており、専門的知識を活用し様々な利用者ニーズに対応している。

以上のことから、本学図書館は、理念及び目標を定め、図書館、学術情報サービスを提供するため十分な体制を整備し、適切に機能していると評価する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

（１）研究に対する基本的な考え方

本学は、研究に対する基本的な考え方として「研究にかかる基本方針」、「研究支援の方針」、「研究活動に関する指針」を定め、それぞれ本学ウェブサイト公表している（資料 3-4【ウェブ】、8-55【ウェブ】）。

研究にかかる基本方針

総合大学としての多様性と学際性を生かし、伝統と地域を基盤にした特色ある研究や国際水準の強みのある研究に取り組み、国際的な学術文化の向上と科学技術の振興、地域社会の発展に寄与する。

研究支援の方針

総合大学としての多様性と学際性を生かし、伝統と地域を基盤にした特色ある研究や国際水準の強みのある研究などに取り組み、国際的な学術文化の向上と科学技術の振興、地域社会の発展に寄与するために、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

○ 強みのある研究と特色のある研究の推進

本学の強みや特色のある研究分野について、学内に研究拠点を設け、次世代の研究者の養成や研究環境の整備等を推進・支援する。

○ 研究者への支援充実

本学研究者が研究をより一層推進できる体制を確保するとともに、個人研究や共同研究など各分野における基盤的研究の強化を図るために、各付置研究所等の研究活動を推進・支援する。

○ 外部資金獲得支援体制の充実

外部資金の獲得を研究者個人の努力だけに任せるのではなく、組織的に支援する。

○ 社会への発信力強化

研究成果や研究活動内容の広報活動を活発に行い、本学の研究に対する社会的評価を向上させる。

龍谷大学研究活動に関する指針

龍谷大学は、建学の精神の具現化を通して、心豊かな人間を育成するとともに、学術文化の振興や豊かな社会づくり、世界の平和と発展に貢献することを使命としている。

ついでに、下記のとおり本学の研究者の研究活動に関する指針を定めることにより、本学の研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保・維持する。

記

(定義)

- 1 研究者とは、本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

(責務)

- 2 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保するとともに新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するように努める。

(法令等の遵守)

- 3 研究者は、関係する法令、本学の諸規程、学会等の指針を遵守して、研究活動を行い、研究費の適正な執行に努める。

(公正性)

- 4 研究者は、研究の遂行及び成果の発表や特許出願等においては、捏造、改ざん、盗用等、研究者としての倫理に反する行為は行わない。

(個人情報の保護)

- 5 研究者は、研究活動に関わって収集した個人情報を含む資料等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。

(研究環境の維持)

6 研究者は、人権の尊重と相互信頼に努め、快適に研究活動できる環境を維持するよう努める。

(研究対象等への配慮)

7 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、建学の精神を踏まえ真摯な態度でこれを扱う。

(安全への配慮)

8 研究者は、研究活動を行う上で、事故等が発生しないよう安全の配慮に努める。

(利益相反)

9 研究者は、本学における研究者としての責務と、個人的な利益、あるいは本学以外の組織に対する責務との衝突・相反に十分に留意し、利益相反による弊害が生じないように努める。

(2) 研究費の適切な支給

教員に対する研究費については、次の制度を整備し、各教員の研究を適切に支援している。

	名称	概要
1	個人研究費 個人研修費	専任教員に対し、個人研究費として年間 410 千円（特別任用教員は 246 千円）を支給する。実験実習講師・助手等には個人研修費（205 千円・210 千円）を支給する（資料 8-56、8-57）。
2	出版助成金	学術図書の刊行を希望する者に対して、その出版に必要な経費の一部を助成する制度で、助成率は直接出版経費の 40%を限度（上限金額は単著 150 万円、共著 80 万円）とする（資料 8-58、8-59、8-60）。
3	原稿掲載料助成	研究成果等を専門雑誌等に投稿掲載する場合の掲載料を助成する制度で 1 年間につき 1 人総額 10 万円を上限とする（資料 8-61、8-62）。
4	国際会議等出席者への旅費補助	専任教員が国際会議等へ出席するための旅費の一部を補助する制度で、補助額は 10 万円を上限とする（資料 8-63、8-64）。
5	国際学術会議開催補助	国際学術会議の開催費の一部を補助する制度で、補助額は 50 万円を上限とする（資料 8-65、8-66）。
6	全国学会開催補助	本学で全国学会大会を開催する場合の開催経費の一部を補助する制度で、日本学術会議協力学術研究団体であることを条件に、補助額は 16 万円を上限とし、収支差額又は 16 万円のいずれか低い金額とする（資料 8-67、8-68）。
7	研究所における共同研究費	各附置研究所において特色に応じた共同研究等を展開し、その研究に対して研究費を支給する（資料 3-9、3-10、3-11、3-12）。
8	重点強化型研究推進事業	本学の強みを活かした特色ある研究を基軸とし、先端的・学際的・独創的活動を通じて地域社会の発展に寄与する研究や、全国的あるいは国際的な社会の発展に寄与する研究を選定し、その研究の基盤となる経費の一部を一定期間支援する（資料 8-69、8-70）。
9	理工学学術研究助成基金	理工学に関する学術研究の振興と優れた学術研究を格段に発展させるため、理工学部教員の研究活動に対して助成する（資料 8-71）。

(3) 外部資金獲得に向けた支援制度

本学は、「科学研究費（以下「科研費」）申請サポート制度（下記）」を実施し、科研費の獲得に向けた支援を実施している（資料 8-72、8-73、8-74、8-75）。

	名称	概要
1	アドバイザー委員会制度	科研費の審査委員経験者や複数回獲得経験者で構成するアドバイザー委員会が科研費申請予定者に対して、研究計画調書作成に係るアドバイスを行う。
2	研究計画調書（採択分）閲覧制度	科研費申請予定者が直近5年間に採択された研究計画調書を閲覧することができる。
3	科研費再申請支援制度	科研費再申請の予定者に対して、その準備等を支援するため科研費を支給する（資料 8-74）。
4	国際的研究業績向上支援制度	若手研究者の科研費獲得に向けた国際的な研究業績の向上に資する取組を支援する（資料 8-75）。

これらの支援の結果、2019年度科研費申請件数（2020年2月現在）は163件と増加傾向にある（2018年度137件、2017年度143件）。本サポート制度は学内ポータルサイト（学内のみ）に掲載し、教員に向けて周知・研究啓発を行っている。

また、人間・科学・宗教研究センターの下に重点強化型研究推進事業による研究プロジェクト（学内資金指定プロジェクト）を設置している。本事業は、本学の強みを活かした特色ある研究を成長させるため、外部資金を受けた実績のある研究又は大学が政策的に掲げるテーマに合致した研究を推進するものであり、後者は将来的に外部資金の獲得につなげることも目指している（資料 8-76）。

本事業の実績として、「限界都市化に抗する持続可能な地方都市の「かたち」と地域政策実装化に関する研究」（地域公共人材・政策開発リサーチセンター：2018年度終了）、「琵琶湖を中心とする循環型自然・社会・文化環境の総合研究－Satoyamaモデルによる地域・環境政策の新展開－」（里山学研究センター：2019年度継続中）、「日本仏教の通時的・共時的研究－多文化共生社会における課題と展望－」（アジア仏教文化研究センター：2019年度継続中）等が文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択されている（資料 8-77【ウェブ】）。

また「新時代の犯罪学創生プロジェクト～犯罪をめぐる「知」の融合とその体系化～」(犯罪学研究センター：2019年度継続中)が私立大学研究ブランディング事業に採択されている（資料 8-78【ウェブ】）。

(4) 研究室の整備、研究時間の確保

1) 研究室の整備

本学は、原則として、教員1名につき研究室1室を配当し研究環境を整えている（資料 79）。

2) 研究員制度

本学は、教員の研究時間を確保する方策として「研究員制度」を導入している。

本制度では、国外研究員又は国内研究員は1年又は6か月、短期国外研究員又は短期国内研究員は1か月以上3か月以内の期間、教育等の義務が免除され研究に専念することができる。また留学（国外、国内ともに）に係る旅費及び教育研究費を支給している（資料 8-80、8-81、8-82）。

その他、特別研究員や交換研究員制度を整備している。研究員は、原則として学部ごとに人数枠（学部枠）を設定し運用しているが、学部枠とは別に本学における研究を推進させることを目的とし、全学から研究員を募る全学枠も整備し運用している。2019年度全学枠研究員の募集・選考を行った結果、国外研究員1名を選出している（資料 8-83）。

3) 研究所専任研究員及びプロジェクト研究員

研究員制度のほか、附置研究所には研究活動を推進することを目的として「専任研究員」制度を設けている。専任研究員は、当該研究所に一時的に移籍し、原則として、学部・研究科における専任教員の役割・義務が免除され、一定期間研究に専念することができる（資料 8-84）。

人間・科学・宗教総合研究センターや世界仏教文化研究センターの下に設置する研究プロジェクトにおいても、「プロジェクト研究専任研究員」制度を設け、研究所専任研究員と同様に一定期間、当該プロジェクトの研究に専念することができる（資料 8-85）。

4) ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）

「教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドライン」及び「研究系アシスタントスタッフ規程」を定め、ティーチング・アシスタント等又はリサーチ・アシスタントを雇用できる環境を整備し、適切に教育研究活動を支援している（資料 4-37、8-86）。

以上のことから、本学は、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価する。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

本学は、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する基本方針」の下、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」及び3つの運用細則を整備し、研究倫理の遵守、研究活動の不正防止に取り組んでいる（資料 8-87、8-88、8-89、8-90、8-91）。

研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する基本方針

龍谷大学及び龍谷大学短期大学部は、研究者が「龍谷大学研究活動に関する基本方針」を遵守して公正な研究活動を推進できるよう、研究支援の一環として、研究不正防止のための体制整備を適正に行う。

このために必要な諸規則を定め、責任の所在を明らかにした上で、不正防止計画を策定し、研究倫理教育をはじめとする不正防止対策を適切に実施する。また、内部監査の結果や研究を取り巻く社会情勢等を踏まえ、定期的に見直し、その充実を図っていく。

万一、研究活動に係る不正行為があった場合には、関連諸規則に則り厳正に対処する。

また、2018年度には文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく履行状況調査を受け、「所要の対策が着実に実施されている」旨の所見を得ている（資料 8-92）。

（２）研究倫理の遵守に向けた啓発活動

本学は、研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程に基づき「研究不正行為防止委員会」を設置し、研究者倫理の向上や研究活動上の不正行為防止に関する対策に取り組んでいる。

冊子『公正な研究活動の推進に向けて』を作成・配付することや、新規着任教員に対する研修及び科研費に関する説明会において研究活動に係る不正行為防止を説明するなど啓蒙活動を行っている（資料 8-93、8-94、8-95、8-96）。

また運用細則の規定に基づき、すべての教員に対し、研究活動において不正行為を行わないことを主旨とする誓約書の提出、研究倫理教育として CITI JAPAN ON スクリーンの受講・修了を求めている。ただし、まだ一部の教員が研究倫理教育の受講を修了していないことが課題である（資料 8-89、8-90）。

（３）研究倫理に関する審査委員会の整備

本学は、研究倫理に関する審査をするため、「人を対象とする研究に関する倫理委員会」、「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」を設置し、該当の研究課題における研究倫理に関する審査を適切に行っている（資料 8-97、8-98、8-99）。

動物実験委員会及び遺伝子組換え実験安全委員会は、動物実験や遺伝子組換え生物等使用実験に直接の識見を有する者のみならず、仏教学を専門とする教員 1 名を委員に任命し、建学の精神に基づいた観点からも審査・審議を行っている。

以上のことから、本学は、研究倫理教育の修了率に一部課題があるものの、研究倫理及び研究活動の不正防止に関する取組を概ね適切に実施していると評価する。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。教育研究等環境の適切性については、財務部管理課、瀬田事務部、情報メディアセンター、学修支援・教育開発センター、図書館、研究部において点検・評価を行っている（資料 8-100、8-101、8-102）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のとおり改善・向上に努めている。

図書館では、図書費の増大が課題となり、図書委員会において「図書費の将来計画（実行プラン）」を策定し、図書費の削減・圧縮を趣旨とした「2019 年度以降の図書費のあり方について」を取りまとめた。2018 年度の自己点検・評価では、図書委員会に対し、計画どおりの履行を求めることを指摘し、翌 2019 年度の自己点検・評価において、指摘を踏まえた予算編成が行われていることを確認することができた（資料 8-101、8-103、8-104）。

学修支援・教育開発センターは、ラーニングコモンズの利用目的・利用頻度等、利用者の意見や要望等を調査するアンケートを実施するとともに、各機能別コモンズそれぞれにおいても利用者アンケートやその他データ等に基づく事業総括を実施している。本総括を踏まえ顕在化した問題点は、ラーニングコモンズ運営協議会で報告・共有し、次年度の事業計画・事業施策の立案につなげている（資料 8-105、8-106、8-107、8-108）。

研究部は、2018 年度の文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく履行状況調査の結果等を踏まえ、新たに「研究費等の不正使用防止計画及び研究活動における不正行為防止計画」を策定し、同計画に則った取組を進めている（資料 8-109、8-110、8-111）。

上述のとおり、それぞれの組織が自己点検・評価等を通じ、顕在化した課題の改善に取り組んでいる。

以上のことから、本学は、教育研究環境等の適切性について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

2. 長所・特色

(1) 学生の主体的な学修を促進する環境整備

本学は、3つの機能別コモンズで構成するラーニングコモンズを各キャンパスに設置し、学生自らが目的にあったコモンズを選択し学修に専念できる環境を整備している。

各コモンズにはスタッフを配置し、学生の主体的な学修を支援している。特にスチュ

ーデントコモンズにはライティングサポートセンターを設置し、ライティングスキルを向上させ、論理的思考と表現力を高める支援を実施している。また利用者にアンケート調査を行い、継続的な学修環境の改善・向上に努めている。アンケート結果では、利用者から概ね高評価を得ており、各コモンズは学生の主体的な学修を促進することに寄与していると評価する<第7章参照>。

(2) 研究活動を促進させるための環境整備

本学は、本学の強みを活かした特色ある研究を成長させるため、毎年度、複数の研究プロジェクト（学内資金指定プロジェクト）を重点強化型研究推進事業として推進している。同プロジェクトの中には文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業や私立大学研究ブランディング事業の採択につながった研究もあり、強みのある研究活動を促進させるだけでなく、外部資金獲得においても良い影響を与えている。

科研費の獲得に向けた支援も積極的に行っており、アドバイザー委員会制度、科研費再申請支援制度、国際的研究業績向上支援制度等を整備した結果、申請件数は増加傾向にある。その他、研究員制度における全学枠の設定、附置研究所専任研究員やプロジェクト研究員等、多くの教員が一定期間研究に専念できる仕組みを構築している。

本学は、様々な支援策を整備することにより研究活動を促進・充実させている。

(3) キャンパス内における安全対策

本学は、毎年、第1学期に学内消火設備の使用訓練を、第2学期に全学的な避難訓練を実施している。特に全学的な避難訓練は、大規模災害が起こることを想定し、多くの学生及び教職員が参加し、安全かつ迅速な避難誘導、避難後の安否確認を実践している。2019年度第2学期に実施した全学的な避難訓練では約9,500名が参加し60%以上の安否を確認することができた。

また自立型の水供給設備（井戸プラント）の設置や食料及び飲料水の備蓄等の非常時に備えた対策も充実している。その他、日常のキャンパス内での安全・安心の確保のために、防犯カメラ及び自動体外式除細動器（AED）を設置している。

この取組は、学生及び教職員の防災意識を高めるとともに、安全かつ安心して学修活動及び教育研究活動に専念できる環境の整備につながっている。

3. 問題点

一部の教員が研究倫理教育を受講・修了していない。今後、強く受講・修了を求め、研究倫理の遵守を浸透させることが課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、教育研究等に係る施設設備に関する整備方針を定め、年次計画に基づく施設・設備の整備を進めている。またバリアフリー対応や防火・防災・防犯等、利用者の快適性や安心・安全なキャンパス整備にも十分に配慮している。さらに教育研究活動の基盤

となるネットワーク及び ICT 環境に関しても、方針・年次計画を定め、学内無線 LAN のアクセスポイントの増設やマルチメディア機器の更新等を適切に進めている。

各キャンパスに設置したラーニングコモンズでは、学生の学修目的にあった支援を実施するため、3つの機能別コモンズを展開し、学生の主体的な学修を支援している。

図書館は、図書・学術雑誌、電子ジャーナル等の学術情報を十分に整備し、開館日数・開館時間にも配慮している。また図書館司書を持つ職員・スタッフを多数配置し、専門的な知識に基づき、利用者が容易かつ有効に利用できるよう資料整理、利用者のニーズに即したレファレンスサービスを提供している。

研究に関しても、様々な研究費や研究員制度を整えるとともに、重点強化型研究推進事業による学内資金指定プロジェクトを推進するなど、研究活動を支援・促進させる環境を整えている。また外部資金の獲得に向けても積極的に取り組み、様々な支援策を実施した結果、科研費の申請件数は増加傾向にある。研究倫理教育の修了率に課題はあるものの、研究活動を支援する環境や条件は適切に整備し研究活動を促進させている。

教育研究等環境の適切性についても、各組織が定期的に点検・評価を行うとともに、専門家の意見や利用者の声を聴くなど、多面的な点検・評価も取り入れ、適切に点検・評価を実施し改善に努めている。

以上のことから、本学の教育研究等の環境整備は、毎年度、自己点検・評価を行い、点検・評価結果に基づく改善・向上に適切に取り組んでいると評価する。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、次のとおり「社会連携・社会貢献方針」を定め、本学ウェブサイトで公表している（資料9-1【ウェブ】）。

また、文学部・文学研究科・実践真宗学研究科、経済学部及び国際学部は、大学の「社会連携・社会貢献方針」に加え、教育・研究の成果を社会に還元し発展に寄与することを趣旨とし、それぞれ独自の社会連携・社会貢献に関する方針を策定している（資料9-2、9-3、9-4）。

社会連携・社会貢献方針

本学は、学内外の諸機関と積極的に連携し、真に持続可能な社会の実現を目指す価値創造を通じ、地域社会の発展のために貢献するプラットフォームとなる。既存の慣習にとらわれることなく、社会変革を担う人間を育む。

以上のことから、本学は、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、1991年に社会連携・社会貢献を担う拠点としてRyukoku Extension Center（以下「REC」）を設置した。現在では、京都市・大津市・東大阪市の3つの拠点を中心に産官学連携事業・地域連携事業・生涯学習事業を展開し、社会連携・社会貢献を果たしている。

その他、ボランティア・NPO活動センター、矯正・保護総合センター、地域公共人材・政策開発リサーチセンター等を設置し、社会連携・社会貢献活動を展開している。

また、上述のとおり、各学部・研究科も、それぞれの専門性を活かした社会連携・社

会貢献活動に取り組んでいる。

本学は、現在、仏教 SDGs を推進している。仏教 SDGs とは、仏教と SDGs とを結びつける本学ならではのアプローチで持続可能な社会の実現に貢献することを目指す取組を意味している。本章に記載する社会連携・社会貢献活動は、まさに仏教 SDGs の取組事例でもある〈第 1 章参照〉。

(1) REC の取組

REC は、各学問分野の発展を基礎に、本学に対する社会的要請に応えるため、本学の教育・研究機能の公開拠点として持続可能な社会形成に寄与することを目的とし、地域連携、産学連携、生涯学習の 3 つの事業を推進している（資料 9-5【ウェブ】、9-6）。

最近の事例等も取り上げ 3 つの事業内容を次のとおり記載する。

1) 地域連携① 地方自治体との連携事業

ア) 京都市との連携事業

本学は、2019 年 4 月、京都市と「公共空間利活用と周辺地域活性化にかかる連携協定」を締結し、「3L APARTMENT プロジェクト@田中宮」事業を実施している。本事業の目的は、本学学生が地域コミュニティ（住民自治）の活性化策を展開し、実践的な社会経験を通じ学生の成長を図るとともに社会貢献に寄与することである（資料 9-7、9-8）。

具体的には、京都市伏見区の田中宮市営住宅に本学学生が入居し、自治会活動において地域コミュニティの活性化を図る取組を展開している。また本学・自治会及び京都市の三者で構成する運営協議会を設置し、学生が行う地域コミュニティの活性化策を支援するとともに、本事業を定期的に検証し、ノウハウを蓄積することとしている。

イ) 滋賀県との連携事業

本学は、滋賀県と連携し、滋賀県米消費拡大推進連絡協議会と共催で「『もっと食べよう近江米』フォーラム」を 2018 年 12 月に開催した（資料 9-9【ウェブ】）。

本事業では、滋賀県知事と本学農学部教員による対談、京都の料理人と本学農学部教員による対談を行い、地産地消の大切さ、地元で作られたご飯のおいしさを学ぶ機会を提供した。

ウ) 大津市との連携事業

本学は、大津市からの委託を受け、本学と大津市仰木の里地域の住民とが連携した「学生まちづくり Lab 研究活動」を実施している。本研究活動は、地域が抱える様々な問題について共に考え、学生の視点から新たな“まち”を協働で創っていくことを目的としている（資料 9-10）。

2018 年度は、地域の魅力と課題を引き出すことを目的にワークショップやまちあるき等を実施し、年度末には越直美大津市長に活動内容を報告した（資料 9-11）。

エ) 和歌山県印南町との連携事業

本学は、2013 年度に「龍谷ソーラーパーク」〈後述〉を設置したことを契機に、和歌

山県印南町と連携協力に関する協定を締結している。毎年、本学学生が「印南かえるのフェスティバル」に参加し、農学部が栽培した新米や野菜の販売、学生サークル野外活動部による子供を対象とした工作教室の出展等、地域住民との交流を図っている（資料 9-12【ウェブ】、9-13、9-14【ウェブ】）。

2) 地域連携② 企業（京阪ホールディングス株式会社）との連携事業

本学は、2017年度から京阪ホールディングス株式会社との連携事業「京阪沿線活性化プロジェクト」を実施している。本事業は、京阪ホールディングス株式会社からのミッションをもとに、学生のプロジェクトチームを構成し、プランを策定・提案するコンベンション形式の教育プログラムである。

2018年度は「京都市伏見区中南部の賑わい創造」をミッションとして、10月から3月の5か月間、正課ゼミで構成した5チームと公募で学生を集めた1チームの計6チームが活性化案の策定に取り組み、3回の合同勉強会を経て、成果報告会を開催した（資料 9-15、9-16）。

2019年度は「八幡周辺の賑わいを創造しよう！」をテーマに実施し、八幡市長、学長同席のもとで報告会を開催した（資料 9-17【ウェブ】）。

3) 地域連携③ 地域住民との連携事業（深草町家キャンパスの活用）

本学は、1861年に建築された町家（民家）を借用し、2013年度より深草町家キャンパスを開設している。子供、大学生、高齢者等の地域住民が親しみやすい町家を拠点に、教育・研究成果等の学内資源を地域に還元する地域連携事業を展開している（資料 9-18【ウェブ】）。

例えば、うどんづくりを通じて学生と地域住民とが交流し、地域連携活動への関心を高める「町家 de うどん」を実施している。また学生団体「京まちや七彩コミュニティ」が、町家の裏庭で地域の子どもと畑づくりを行う「まちやこうえん」や工作教室を行う「モノづくり」を実施している。SNS等で活動事例や伏見区（主に深草地区）の魅力を発信するなど、多世代交流の地域コミュニティ創出や地域活性化を目的に活動している（資料 9-19、9-20【ウェブ】）。

4) 地域連携④ 社会連携・社会貢献活動報告会（龍谷大学 EFFECTORs フェスタ）の開催

本学は、2014年度より学生の社会連携・社会貢献活動を社会・学生・高校生に発信する社会連携・社会貢献活動報告会「龍谷大学 EFFECTORs フェスタ」を開催している。

本報告会は、活動する学生の情報交換、新たな連携の創出、高校生の大学進学意欲の向上等を目的としている。発表された活動内容は、SDGsの17の目標に分類し、社会連携・社会貢献の事例を発信する本学ウェブサイト地域連携シーズバンク「with Dragon」に公表している（資料 9-21【ウェブ】、9-22【ウェブ】）。

5) 産学連携① REC ビジネスネットワーククラブ

RECは、企業等との共同研究の創出を推進するため「REC ビジネスネットワーククラブ（以下「BIZ-NET」）」を組織している（資料 9-23【ウェブ】）。

BIZ-NET は、同業種・異業種に関わらず複数の企業間の連携を実現し、さらには地域社会や公的機関とも共同で取り組むことのできる新事業の創出・展開を目指している。

2018年度は、理工系、農学系を中心とした本学研究シーズや企業等との共同研究事例の紹介や、SDGsをテーマとした社会科学人文系のシーズを紹介する研究会等のBIZ-NET研究会を年8回開催し、延べ284名（前年度比64名増）の参加を得た（資料9-24）。

6) 産学連携② 産学連携コンソーシアム

産学連携コンソーシアムは、RECと滋賀県中小企業団体中央会が共同で運営するコンソーシアムで、会員企業への技術支援、本学学生との交流機会の創出、経営や技術に関するセミナーの開催等に取り組んでいる（2019年度の会員企業は82社）（資料9-25、9-26）。

2019年度の交流イベントプログラムでは、新たな産学連携の創出を目指した理工学部・農学部の研究テーマ等の紹介、研究施設の見学、本学教員と会員企業との懇親会を開催し、技術開発や人材育成等について意見交換を行った（資料9-27、9-28【ウェブ】）。

7) 生涯学習 REC コミュニティカレッジ ・ 龍谷講座

本学は、教育研究成果を社会に還元する事業の一環として、1992年度から生涯学習講座「REC コミュニティカレッジ」を開講している（資料9-29【ウェブ】）。

REC コミュニティカレッジでは、本学の特色でもある仏教・こころ、文化・歴史、文学をはじめ、外国語や資格取得等の様々な分野のコースを開講している。2018年度は8コース385講座を開講し、延べ9,208名が受講した（2019年度は8コース365講座を開講）。小学生対象の「龍谷ジュニアキャンパス」や「夏休み子ども理科実験・工作教室」は、延べ1,171名の参加を得て、小学生に学びの楽しさを伝える機会を提供している（資料9-30、9-31【ウェブ】）。

また同講座では、自治体や企業との連携事業も展開している。滋賀県との連携講座「びわ湖の日 滋賀県提携龍谷講座 in 大阪」や、野村證券との連携講座「経済・金融入門講座」及び京都信用保証協会との連携講座「～地方創生と事業承継～「思いのバトン」をつないでいこう」を開講している（資料9-32、9-33）。

その他、深草キャンパスでは市民を対象とした無料公開講座「龍谷講座」を開講している。本講座は、本学の研究成果を地域社会に還元する先駆けとして、1977年以降、継続して開講している。本学教員が講師を務め、その時代にあったテーマを設定している（資料9-34【ウェブ】）。

(2) ボランティア・NPO活動センターの取組

本学は、2001年にボランティア・NPO活動センターを設置した。同センターは、主に学生がボランティア活動を通じて相互に学び合うサービスラーニング（社会参加型教育）を実践し、本学の教育研究の新たな発展に貢献すること、国内外の高等教育機関、各種のNPO・NGO、浄土真宗本願寺派や地方公共団体等との交流を深め学内外における様々なボランティア活動の振興を図ることを目的としている（資料7-107【ウェブ】）。

同センターのボランティア活動（社会貢献活動）について、次のとおり記載する。

1) 被災地復興支援活動

同センターは、宮城県石巻市雄勝町における東日本大震災復興支援活動を、地震発生直後（2011年6月）からこれまで（2019年）、9年間継続的に実施している。この活動に参加した学生・教職員は延べ700人となり、例年3月に、顕真館（礼拝堂）で勤修される追悼法要とあわせ、東日本大震災復興支援活動の報告も行っている。また被災地だけでなく京都でもできる復興支援の取組として、募金活動、被災地の物産品の学内販売等を実施してきた（資料9-35【ウェブ】）。

同センターは、近年多発した豪雨災害等の復興支援活動も実施し、社会貢献活動を通じた教育研究活動として今後も継続していく。

2) 海外体験学習プログラム

海外体験学習プログラムは、海外において地域貢献、福祉、環境等のボランティア活動を通して、学生が地域の抱える問題に触れ、異文化の相互理解を学ぶプログラムである（資料9-36【ウェブ】）。

2018年度は、中国、インドネシア、台湾及びスリランカで実施し、2019年度は、8月に「インド洋大津波からの復興体験（タイ王国）」を実施、2020年3月に「全米一住みたいまちポートランドの持続的なまちづくり～自立を支える取り組み、農福連携、NPO運営を学ぶ～（アメリカ合衆国）」、「台湾の自然・文化体験エコツアー～森林、原住民、食から学ぶ～（台湾）」、「インドで学ぶSDGs～インド農村の持続可能な取り組み～（インド共和国）」の3つのプログラムの実施を予定している（資料9-37【ウェブ】、9-38【ウェブ】、9-39）。

3) 地域でのボランティア活動

地域でのボランティア活動についても、紙媒体やITを活用した情報発信を行って、学生の積極的な参加を促している（資料9-40【ウェブ】、9-41【ウェブ】）。

(3) 矯正・保護総合センターの取組

本学は、浄土真宗本願寺派の宗教教誨を基盤とし、1977年に刑事政策に特化した教育プログラム「矯正課程」（現在の「矯正・保護課程」）を設置した。以来、本学学生だけでなく、卒業生や社会人等にも門戸を広げ、刑務官や法務教官、保護観察官等の専門職やボランティアを数多く輩出し、矯正・保護に関わる人材の育成に積極的に取り組んでいる。

2001年には、矯正・保護分野における学術研究を推進する「矯正・保護研究センター」を設置し、犯罪者や非行少年の立ち直りを中心に国際的かつ学際的な研究活動を展開してきた。2010年には、これまでの矯正・保護に関する教育研究活動の実績・成果を継承し、教育・研究・社会貢献の3つの事業を一体的に展開する「矯正・保護総合センター」を設置した（資料9-42）。

同センターは、地域社会における矯正・保護に関する理解を促進するため、毎年、学外から講師を招き、矯正・保護ネットワーク講演会を開催している。この講演会には、矯正・保護の実務家や関係する行政機関、民間団体、専門家、地域住民等が多数参加し、

研修・議論の場として活用するとともに、人的ネットワークの構築にも貢献している。さらに、上述の関係機関が開催する各事業にも積極的に参加・協力している（資料 9-43【ウェブ】、9-44【ウェブ】、9-45）。

また、同センターの活動を紹介したセンター通信を年 1 回発行している（2018 年度配布数：約 3,800 部）ほか、矯正・保護の実務家向け雑誌「矯正講座」や研究年報の出版、各種研究会、シンポジウム等を開催し、教育研究成果の社会還元に努めている（資料 9-46【ウェブ】、9-47、9-48）。

さらに、センター関係教員（現センター長）が、法務省矯正研修所で刑務官・法務教官に対する講義を実施しているほか、鹿児島県奄美市が法務省より受託している再犯防止推進モデル事業への参画、奈良県主催の再犯防止に係る条例案を作成するための更生支援委員会委員の就任等、矯正・保護総合センターの研究成果の社会実装にも積極的に取り組んでいる。

（４）龍谷ソーラーパークの設置について（地域公共人材・政策開発リサーチセンター）

本学は、地域貢献型メガソーラー発電事業「龍谷ソーラーパーク」を実施している。本事業は、人間・宗教・科学総合研究センターのプロジェクトの 1 つである地域公共人材・政策開発リサーチセンターにおける再生可能エネルギーの地域実装化研究の研究成果をもとに事業化したもので、固定価格買取制度を利用した売電事業を行っている（資料 9-49【ウェブ】、9-50【ウェブ】）。

具体的には、本学が社会的責任投資（SRI）として投資する資金等をもとに、事業会社（株式会社 PLUS SOCIAL 及び P S 洲本株式会社）と地元金融機関等が連携し、メガソーラー発電所を各自治体所有地等に設置し、売電収入から必要経費を差し引いた利益を設置地域の地域貢献活動や市民活動の支援資金として提供している。

龍谷ソーラーパークは、現在、和歌山県印南町、三重県鈴鹿市、兵庫県洲本市及び京都市伏見区（本学）の 4 か所に設置しており、2014 年度にはグッドデザイン賞を受賞した（資料 9-51【ウェブ】）。

（５）知的財産センターの取組

知的財産センターは、学術研究成果の活用を通じた社会貢献を図ることを主旨とする知的財産ポリシーを定め、各種事業を展開している（資料 9-52【ウェブ】、9-53）。

出願・権利化した発明は、外部機関等のウェブサイト（J-STOREE 等）への掲載や、REC の持つ産学連携ネットワークを活用し情報発信するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催するシーズ発表会「新技術説明会」等での出展を行うなど、学術研究成果を社会に還元できるよう努めている（資料 9-54【ウェブ】）。

2018 年度実績は、特許出願件数 16 件（単独出願 11 件、共同出願 5 件、うち外国特許 4 件）及び特許成立件数 4 件で、特許保有件数は 38 件（企業等との共有特許 36 件、うち外国特許 6 件）及び実施許諾件数は 2 件である（資料 9-55、9-56）。

（６）龍谷ミュージアムの取組

龍谷ミュージアムは、仏教総合博物館として、仏教文化を中心とした学術資料の収集、

整理、保存、調査、研究及び展示公開等の博物館活動を継続的に行うとともに、本学における教育・研究の成果を広く社会に公開することを目的とし、2011年に京都市下京区に開設した（資料 1-23【ウェブ】）。

龍谷ミュージアムは大学博物館の枠を超え、まちに開かれた博物館として、近隣住民が組織する植柳まちづくりプロジェクトへの参画、ミュージアム内でのコンサートの開催等、積極的に地域との連携・交流を深める活動を行っている（資料 9-57、9-58、9-59、9-60【ウェブ】）。

（7）各学部・研究科の取組

各学部・研究科も社会連携・社会貢献に関する事業を積極的に実施することで、学生の学修活動を支援するとともに、その教育研究成果を社会に還元している。特徴的な取組事例を次のとおり記載する。

1）農学部の取組

農学部は、企業や地域（自治体等）との連携事業等を積極的に推進しており、次のような取組を展開している。

- ア) 実習圃場がある牧自治会（滋賀県大津市）と連携して、牧町の秋祭りで実習農場の見学会や農業技術講座（計3回）を実施している（資料 9-61、9-62）。
- イ) 滋賀県湖南市と連携した特産品開発事業「エンサイの栽培プロジェクト」及び「養蜂プロジェクト」を展開している（資料 9-63【ウェブ】、9-64【ウェブ】）。
- ウ) 滋賀県漬物協同組合との産学連携事業として、新しい「近江つけもの」のレシピの開発に取り組んでいる。2019年度は「漬物グランプリ 2019」に応募し、決勝大会進出作品（2点）のうち1点が一般審査特別賞を受賞した（資料 9-65【ウェブ】）。
- エ) 食料農業システム学科と百濟寺ブランド認証協議会との間で連携協定を締結し、地域活性化に係る取組支援事業「しがのふるさと支え合いプロジェクト」を実施している（資料 9-66【ウェブ】）。
- オ) 草津市との連携協力書の締結に基づく事業として、農学部教員が草津あおばな会青花紙保存部会アドバイザーとして助言及び講演を行い、青花紙の伝統工芸技術を保存するための活動を展開している（資料 9-67、9-68）。
- カ) 株式会社ローソンの協力を得て「新しいお米のカタチ」のアイデアを考案する課外活動プロジェクトを実施している（資料 9-69、9-70【ウェブ】）。
- キ) 株式会社京阪レストランと連携し、同レストランが運営する立ち飲みジュースバー「Juicer Bar(ジュースバー)」において、牧農場で収穫した「バターナッツかぼちゃ」を使用したスープを期間限定で販売した（資料 9-71【ウェブ】、9-72）。

2）法学部の取組

法学部は、学生の学修活動及び教育研究成果の社会還元として無料法律相談を実施している（授業期間中の毎週火曜日）。この取組は1972年以来の継続事業であり、このほか年1回、全国各地に赴いて無料法律相談会を開催している（資料 9-73、9-74）。

法学部は、2018年度に「龍谷大学法学部 SDGs 宣言」を採択した。国連が唱える17項

目の「持続可能な開発目標」(SDGs)を支持し、それらの達成のために、特に教育を通じて積極的に貢献することを宣言している(資料9-75)。

3) 政策学部・大学院政策学研究科の取組

政策学部及び大学院政策学研究科は、附置機関「地域協働総合センター」を設置し、地域協働による教育プログラムの研究開発や、「地域公共政策士」資格制度の研究開発及び普及活動等を行っている(資料9-76【ウェブ】)。

その他、次のような地域との連携事業を実施している。

ア) 京都府職員研修・研究支援センターと連携し、京都府職員の政策形成能力の向上を目的とし「大学ゼミ協働研究事業」を実施している(資料9-77)。

イ) 徳島県阿南市から防災教育推進事業の委託を受け事業展開をしている(資料9-78)。

ウ) 京都府八幡市から大学連携によるインバウンド対応事業の委託を受け事業展開をしている(資料9-79)。

4) 経営学研究科の取組

経営学研究科は、附置機関「京都産業学センター」を設置し、京都産業の様々な経営事例を蓄積し、同時に企業経営者との共同研究体制を構築することで、京都産業界との連携強化に取り組んでいる。京都の経営者や伝統産業従事者等を招いて京都産業学研究会や京都工芸サロンを開催している(資料9-80【ウェブ】)。

5) 経済学研究科の取組

経済学研究科は、国際交流事業として、独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携し、開発途上国からの留学生の受け入れを実施してきた(資料9-81【ウェブ】)。

2014年度からJICAが主催する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)『修士課程及びインターンシップ』プログラム」に参加し、2014年度に3名(エチオピア、タンザニア)、2015年度に3名(エチオピア、ケニア、ブルキナファソ)、2016年度に2名(ケニア、モザンビーク)、2017年度に1名(ザンビア)の留学生(修士課程)を受け入れた。

以上のとおり、本学は、地域連携・地域貢献方針に基づき、各学部・研究科及び各組織が自治体や企業等の学外機関と連携し、教育研究活動の推進、多様な学びの機会の提供又は地域交流・国際交流等を実施し、適切かつ積極的に教育研究成果を社会に還元していると評価する。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。社会連携・社会貢献の適切性については、各学部・研究科、REC、ボランティア・NPO活動センター、矯正・保護総合センター、知的財産センター及び龍谷ミュージアムにおいて点検・評価を行っている（資料 9-82、9-83、9-84、9-85）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

また社会連携に係る各組織は、それぞれの事業実施等を審議・決定する会議（運営委員会等）において、事業内容の点検・評価、そして事業計画の策定・実施をしている。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のとおり改善・向上に努めている。

RECは、BIZ-NET会員の確保を課題に掲げ、会員50社の確保を目標とし、技術相談や共同研究、奨学寄付金等で連携している企業への勧誘活動を促進している（資料 9-83）。

ボランティア・NPO活動センターは、新しい海外体験学習プログラム（実習先）の開発を目指して、プログラム企画・提案の応募対象を学内全教員に広げる改善を図った。その結果、2019年度は新しい海外体験学習プログラム（アメリカ合衆国）を開設することができた（資料 9-36【ウェブ】、9-84、9-86）。

知的財産センターは、特許出願件数の減少傾向を課題に掲げ、知的財産活動活性化方策に基づき、研究者の発明創出に対するモチベーションを喚起すべく、特許成立に貢献している発明者を第三者が適切に認知できるよう、瀬田学舎1号館エントランスに特許プレートを設置した。また発明発掘の強化に向けて、事務局が知的財産アドバイザーとともに、就任後間もない理工学部教員及び農学部教員の研究室を訪問し、本学の知的財産に係る制度概要を説明するなど、特許出願件数増加への改善に向けた取組を継続しつつ、適宜、新たな施策を検討している（資料 9-55、9-85、9-87）。

以上のことから、社会連携に係る各組織は、毎年度、社会連携・社会貢献に関する点検・評価及び事業総括等を実施し、その結果に基づき適切に改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

2. 長所・特色

1) 社会連携・社会貢献活動報告会（龍谷大学 EFFECTORs フェスタ）の開催

龍谷大学 EFFECTORs フェスタは、学生が活動時の衣装のままに活動内容を報告する様子を動画で配信している。この動画は、高校生が、将来、社会貢献活動に参画したいとの目的意識を持たせることに好影響を与え、高校生や本学志願者に好評を得ている。

また本学ウェブサイト地域連携シーズバンク「with Dragon」にSDGsの17の目標に

分類した活動内容を紹介することも、活動する学生に SDGs の精神を涵養させることにつながっている。

2) ボランティア・NPO 活動センター

本学は、2001年にボランティア・NPO活動センターを設置し、これまで学生のボランティア活動を積極的に支援している。特に東日本大震災では、地震発災直後（2011年）から9年間、学生を中心に支援活動を継続してきた。顕真館（礼拝堂）において勤修される東日本大震災追悼法要には多くの教職員が集い、同時開催される支援活動報告会では、学生から貴重な体験ができた、支援活動を通じて他者への思いや人と人とのつながりを尊重する姿勢に気づいたと報告されている。このように辛い思いの他者に対するまなざしを持ち、実際に行動することこそ、本学の建学の精神に根ざした教育研究活動であると自負している。

2020年に開設20年を迎える同センターの活動は、国内だけでなく、海外における社会貢献活動にも拡大している。同センターの取組は、今後も相互に学び合うサービスマーケティング（社会参加型教育）として学生の成長を促すとともに、積極的な社会貢献活動に寄与できるものと確信している。

3) 矯正・保護総合センターの社会貢献活動

本学は、1977年以来、矯正・保護に関する教育研究活動に取り組み、2010年に矯正・保護総合センターを設立した。同センターは、社会連携・社会貢献活動の1つとして「矯正・保護ネットワーク講演会」を開催し、数多くの矯正・保護の問題に関心を寄せる方の参加を得て、研修・議論の場として活用するとともに、人的ネットワークの構築にも貢献している。

今後も、同センターが持つ3つの機能である教育・研究・社会貢献を有機的に循環させることで、矯正・保護に関わる優秀な人材を継続的に養成し、研究をより深め、同センターの活動内容をさらに充実させ、その成果を社会貢献につなげていく。

4) 龍谷ソーラーパーク事業

龍谷ソーラーパークは、再生可能エネルギーの地域実装化研究の研究成果をもとに事業化したもので、固定価格買取制度を利用した売電収益（必要経費を除く）を設置地域の地域貢献活動や市民活動の支援資金として提供している。まさに自然エネルギーを活用した社会貢献活動である。

現在、龍谷ソーラーパークは、和歌山県印南町、三重県鈴鹿市、兵庫県洲本市及び京都市伏見区（本学）の4か所に設置している。

また、龍谷ソーラーパークの設置を機に、学生が地域の事業に参画することにより、本学と地域とを結ぶ連携事業の創出にもつながっている。今後も、この活動が各地区の活性化に寄与できるものと確信している。

5) 各学部・研究科の取組について

農学部や政策学部等の事例のとおり、各学部・研究科は、その専門性を活かしながら、

地域や企業と連携し、教育研究活動の成果を社会に還元している。特に農学部を取組は、瀬田キャンパスがある地元（滋賀県）に根ざした活動が多く、今後も、地元・地域と連携した様々な事業が新たな社会貢献活動を生み出すものと確信している。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学は、地域連携・社会貢献方針において「学内外の諸機関と積極的に連携し、真に持続可能な社会の実現を目指す価値創造を通じ、地域社会の発展のために貢献するプラットフォームとなる。既存の慣習にとらわれることなく、社会変革を担う人間を育む」ことを掲げ、REC、知的財産センター、ボランティア・NPO活動センター、矯正・保護総合センター、知的財産センター及び龍谷ミュージアム等が社会連携・社会貢献活動や地域交流を積極的に展開している。また各学部・研究科の教育研究活動においても社会連携・社会貢献を実践している。

RECは、地域連携、産学連携、生涯学習の3つの事業を柱とし、地方自治体との協定に基づく連携事業、深草町家キャンパスの活用、BIZ-NET研究会、コミュニティカレッジ及び龍谷講座等を推進している。特に社会連携・社会貢献活動報告会（龍谷大学EFFECTORS フェスタ）は、学生の社会貢献活動を発信し、また高校生の大学進学意欲の向上に寄与する機会となっている。

ボランティア・NPO活動センターは、2001年に設立され、2020年で20年目を迎える。同センターは、震災直後から継続的に実施している東日本大震災復興支援活動をはじめ各地の復興支援活動や、地元・地域でのボランティア活動、さらには様々な社会問題に触れる国外ボランティア活動等の社会参加型教育を実践し、学生の成長を支援するとともに社会貢献にも寄与する活動を展開している。

矯正・保護総合センターは、長年にわたる教育研究の実績を踏まえ、矯正・保護の問題に関心を寄せる人々の研修の場として矯正・保護ネットワーク講演会を開催し、人的ネットワークの構築や、矯正・保護に関わる人材の育成に貢献するとともに、地方自治体の再犯防止に係る条例作成等、研究成果の社会実装に努めている。

龍谷ソーラーパーク事業は、まさに建学の精神に基づく社会連携活動であり、その収益金は地域貢献活動や市民活動に提供し、設置地域の活性化に貢献している。また龍谷ソーラーパークの設置を機に、学生が地域の事業に参画するなど、本学と地域とを結ぶ連携事業の創出にもつながっている。

その他、各学部・研究科における教育研究活動や知的財産センターの活動等、本学は、適切かつ積極的に社会連携・社会貢献に関する取組を実施している。

第 10 章 大学運営・財務

(1) 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、1975 年から 5 期 45 年にわたって 1 期 6 年～10 年スパンの長期計画を策定し、それに基づく大学改革・大学運営に取り組んできた。2019 年度現在、2010～2019 年度を対象とした第 5 次長期計画に基づく大学改革を推進するとともに、次期将来計画である「構想 400 (2020～2039)」のグランドデザインを 2020 年 1 月に公表し、アクションプランの策定を進めている（資料 1-28【ウェブ】、1-33【ウェブ】、1-36【ウェブ】）。

本法人は、寄附行為及び大学審議決定機関に関する規程（以下「審議決定規程」）に基づき、毎年度、「学校法人」及び「大学」「高等学校・中学校」の運営体制について」を運営方針として確認している（資料 10-1-1）。

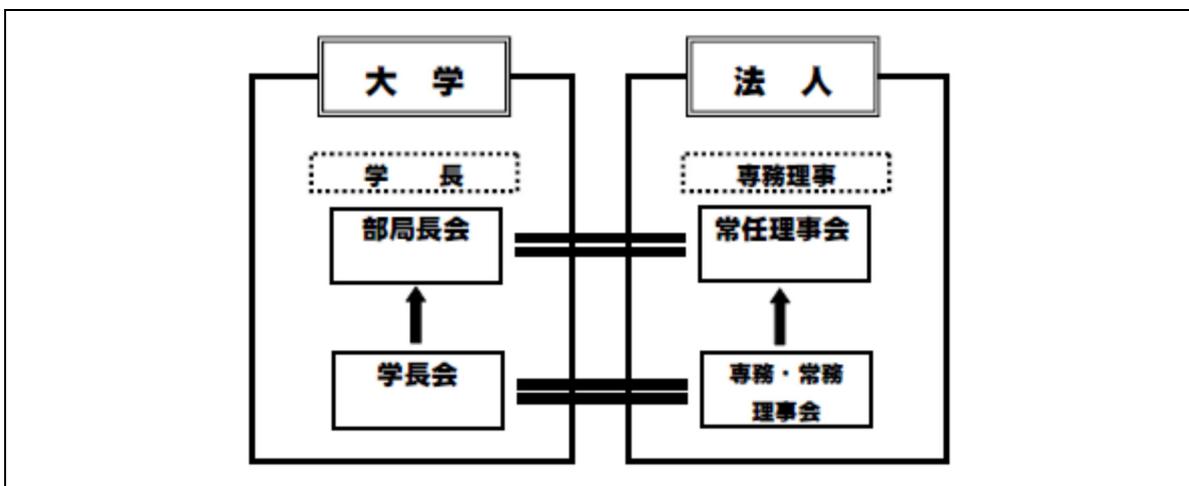


図 10-1-1 大学及び学校法人 運営図（資料 10-1-1）

本運営方針は、図 10-1-1 に示すとおり、法人と大学とを一体的に運営する関係性を明示している。つまり、部局長会（審議決定規程第 12 条）は常任理事会（寄附行為第 16 条の 2）と、学長会（審議決定規程第 18 条）は専務・常務理事会（寄附行為第 16 条の 3）と構成員が同じであり、大学及び学校法人の運営を一体で行っている（資料 1-1、2-10）。

さらに、運営方針では、大学の運営体制も明示し、部局長会が大学執行部であると位置付けている。部局長会の構成員である学長（専務理事）、副学長（常務理事）、事務局長（常務理事）、総務局長（常務理事）、学部長（理事）及び学長室長（理事）は、それ

それが業務を分担し、大学執行部また学校法人の担当理事として、大学及び学校法人の業務を立案・執行する責任を担っている。それぞれの分担は、毎年度、第1回部局長会において審議・決定している（資料10-1-2）。

本運営方針は、各教授会や事務組織の指揮系統を通じて学内構成員に周知するとともに、学内広報サイト「Brand Center（ブランドセンター）」（イントラネット）にも掲載し情報共有を図っている（資料10-1-3）。

以上のことから、本学は、長期計画の実現のための大学運営に関する方針を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

（1）適切な大学運営のための組織の整備

1）学長の選任方法と権限の明示

学長は、学則第62条第2項において「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められ、その資格は「学長選挙規程」第1条に「学長は、浄土真宗の信者であって、前文に掲げる目的を実現する意志をもち、それを遂行し得る者でなければならない」と定めている（資料1-2、10-1-4）。

学長の選任は、学長選挙規程により、教育職員及び事務職員が1票を投じる選挙によって選出する。また学長選挙は、学長選挙終了後、選挙管理委員会がその結果を学長に報告し、選挙運営及び選挙結果の公正性を確認している。また学長の解任請求に必要な事項を定めた「学長解任請求規程」も制定している（資料10-1-4、10-1-5、10-1-6）。

2）役職者の選任方法と権限の明示

副学長の選任は、「副学長規程」により、学長が専任教育職員の中から候補者を部局長会（大学執行部）に内示し、その後、学長は候補者を理事長に推薦し、理事長が任命する。また職務は、大学の管理運営及び教学に関して、学長を助け、命を受けて校務をつ

かさどること及び学長が事故・病気等により、長期にわたって執務できない事態になったとき、学長の職務を代理すること等を定めている（資料 10-1-7）。

学部長の選任は、各学部の「教授会規程」により、教授会における選挙で選出すると定めている。学部長は、教授会を招集して、その議長となる責務を有している（資料 10-1-8）。

研究科長の選任は、各研究科の「研究科長選挙規程」に、研究科委員会における選挙で選出すると定めている。研究科長は、研究科委員会を招集して、その議長となる責務を有している（資料 10-1-9）。

なお、学長、副学長及び学部長は、寄附行為に基づく理事であり、大学のみならず学校法人の運営についても権限と責任を有している。

3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学は、審議決定機関として「評議会」「部局長会」「学長会」を置き、それぞれの審議事項を定めることにより、意思決定及びそれに基づく執行体制を明示している（資料 2-10、10-1-1）。

評議会は、大学の最高意思決定機関であり、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長及び法人事務室長並びに各学部教授会からの選出評議員（各 2 名）及び事務職員からの選出評議員 10 名で構成している（資料 2-10 第 3 条及び第 4 条）。

部局長会は、上述のとおり大学執行部であり、日常業務執行に関する事項を審議・決定するとともに、学則変更や予算・決算等の評議会の審議事項の提案を担っている（資料 2-10、10-1-1）。

学長会は、学長、副学長、事務局長及び総務局長をもって構成し、部局長会から委任された事項を審議・決定している（資料 2-10、10-1-1、10-1-10）。

なお、上述のとおり、部局長会は常任理事会として、学長会は専務・常務理事会として、学校法人の審議決定機関としての役割も兼ねている（資料 10-1-1）。

4) 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会は、学則第 64 条、学部教授会規程第 1 条及び各学部教授会規程に、教育職員の人事に関する事項、研究及び教授に関する事項、教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事項、学部内諸規程の制定・改廃に関する事項、学位称号に関する事項など、学部運営に関する事項を審議すると定めている。また学則第 64 条では、教授会における審議決定事項から予算編成等の全学的に決定を要する事項を除くことを定め、教授会の意思決定の範囲を明確にしている（資料 1-2、6-5、10-1-8）。

教授会は、評議会構成員である評議員各 2 名を選出する権限を有し、全学的な意思決定にも参画する役割と責任を担っている。評議会における審議事項は、選出評議員を通じて教授会に報告される。また重要案件に関しては継続審議とし、選出評議員が各学部教授会の意見聴取を行うなど、評議会と教授会との間で往復審議を行い、教授会の意見も尊重できるよう、学内の合意形成に留意している（資料 2-10）。

5) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

本学は、学校法人と教学組織（大学）を一体的に運営する体制を整備し、意思決定及び業務遂行を行っている。

大学執行部である部局長会は、寄附行為第16条の2で定める常任理事会として、学長会は、同第16条の3で定める専務・常務理事会として運営している。したがって部局長会（常任理事会）及び学長会（専務・常務理事会）並びに評議会では、大学案件及び法人案件を一体的に審議し、最終的に大学案件は評議会で議決し、法人案件は評議会の議を経て理事会で議決している（資料10-1-1）。

理事会は、寄附行為第8条に基づき、浄土真宗本願寺派総長を理事長とし、総長の推薦する理事、学長、事務局長、副学長、総務局長、学部長及び学長室長並びに龍谷大学附属平安高等学校長ほかによって構成する（資料1-1、10-1-11【ウェブ】）。

総長をはじめ総長の推薦する理事は非常勤であり、その他の半数は学長、副学長等の学内理事（常勤）である。この理事会の構成は、本学の設立母体である浄土真宗本願寺派と本学との間で築かれた信頼関係に基づくものである。学校法人は、原則として、教学組織（大学）における意思決定を尊重し、法人及び大学を運営している。この運営体制は寄附行為においても定められている。寄附行為第13条に、理事長、副理事長及び専務理事は、この法人のすべての業務についてこの法人を代表すると定め、学長（専務理事）にも代表権を認めており、教学組織のトップである学長（専務理事）が、設立母体と本学との信頼関係の下、理事長の意向を適宜確認し、法人運営と大学運営とを一体的に行っている（資料1-1）。

6) 学生、教職員からの意見への対応

本学は、評議会の審議に際し、重要案件等については、教授会との往復審議を行い、各学部の教員から意見を聞くこととしている。また併せて事務職員に対しても、管理職（課長）からの説明・意見聴取や、事務職員選出の評議員による意見聴取等、学内構成員の意見を丁寧に聞く審議プロセスを重視している。

また学生の意見を大学運営に取り入れるため、毎年度、学生の代表と大学執行部（部局長会構成員）で構成する「全学協議会」を開催し、学生の意見や要望を聞き、対応等の協議を行っている（資料10-1-12）。

2019年度は、次期長期計画「構想400」の策定に際し、学生及び全教職員から意見やアイデアを聞くワークショップを深草及び瀬田キャンパスで開催した。学生を対象としたワークショップで聴取した意見等は課題を分類し、現在、主担当部署を決め対応策の検討を開始している（資料10-1-13、10-1-14、10-1-15）。

(2) 適切な危機管理対策の実施

本学は、「危機管理規程」を定め、予期せぬ危機事象に対し迅速な対応をとるための危機管理体制を整備している（資料10-1-16）。

同規程では、危機対策本部を設置し、危機事象に対応すること及び緊急時には通常の意味決定機関の審議等の諸規則に定められた手続きを省略できること等を定め、危機対策本部の下、危機事象に対し迅速に対策を講じることができるようにしている。

その他、「龍谷大学海外危機管理マニュアル」、「防火・防災管理規程」、「学校法人龍谷大学個人情報保護に関する規程」及び「情報セキュリティに関する規程」など、危機管理に関する必要な規程を整備している（資料 8-7、10-1-17、10-1-18、10-1-19）。

以上のことから、本学は、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規程において明示し、適切な大学運営を行っているとして評価する。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本学は、財政基本計画の基本的な考え方である「教学創造こそ財政」の認識に基づき、学生や社会から評価される教学内容を創造し、安定的な学生確保や多様な外部資金の獲得をはかることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的発展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた財政運営を目指している。

本学の予算は、長期計画の事業遂行と、その実施を裏付ける長期財政計画に基づいて編成している。2020年度の予算編成では、2020年度が次期長期計画「構想 400」の初年度となることから、構想 400 に基づく事業を着実に推進するための財源を確保できる健全性・安定性の高い財政基盤を確立することを目指している。

予算編成の基本方針は、毎年度、評議会において審議・決定している。財務部経理課は、基本方針に基づき各部局及び各部署からの予算要求を取りまとめ、各部局及び各部署の代表（部長・事務部長）で構成する予決算会の議を経て予算（案）を策定し、評議会・理事会に上程し審議・決定している。また初めて実施する新規・大型事業に関しては、事前に予算（案）とは別に審議を行うなど、全体予算だけでなく、それぞれの事業の必要性等を検討の上、個別に事業実施の可否及び予算化の是非を審議・決定している。予算編成は、限られた財源を効果的に配分できるよう行っている（資料 10-1-20）。

各部局及び各部署は、予算執行ルールを定めた予算執行説明書に従い、予算執行処理を適切に行っている。執行内容に関しては、毎年度、公認会計士による定期監査及び決算監査を受け、適正に処理がなされていることを確認している（資料 10-1-21）。

限られた財源を有効かつ効果的に配分するため、2000年度から継続して「事業評価システム」（2016年度に再構築）を運用している。事業評価システムは、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的とし、各事業の成果及び妥当性を評価し、翌年度以降の予算編成に反映している（第 10-2 章参照）。

評価の結果、期待した成果が上がっていない場合には廃止を勧告し、事業の取り止めを含む改善を求めている（資料 10-1-22 p. 10〈例. 社会学部のキャリア支援の取組〉）。

以上のことから、本学は、予算編成及び予算執行を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・事務職員の採用に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教育職員と事務職員の連携関係（教職協働）
- ・昇格等、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善

(1) 事務職員の採用に関する諸規程の整備とその適切な運用

事務職員の採用は、「事務職員採用手続要領」に基づき採用試験委員会を設置し、選考採用実施体制を構築し実施している（資料 10-1-23、10-1-24）。

具体的には、採用試験委員会の下に管理職及び中堅職員で組織する採用チームを設け、募集プロジェクトと選考プロジェクトを組織し、人物重視の募集・選考活動を行っている。また採用活動終了後に、募集・選考の両プロジェクト合同で意見交換会を開催し、課題点や改善点等を翌年度に申し送るなど、改善・向上に努めている（資料 10-1-25）。

事務職員の配置・人事異動は、毎年度、退職者数及び新規採用者数並びに欠員状況等を踏まえ、各部署の配置人数を決定し、限られた人数を効果的に活用できるよう努めている。また人事異動は、基本方針に基づき、所属長と課員による面談、人事課長と所属長によるヒアリングを踏まえ、事務職員一人ひとりの能力を最大限発揮できるよう、配属経歴や部署の年齢構成等を総合的に検討した上で行っている（資料 10-1-26）。

(2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

本学は、業務内容の多様化、専門化に対応するため専任事務職員のほかに、専門業務に従事する専門職務職員を配置している（資料 10-1-27、10-1-28）。

具体的には、グローバル教育推進センター事務部に留学生指導業務を担当する職員、保健管理センター事務部にカウンセラー、障がい学生支援室にコーディネータ等、業務の専門性に応じ専門職員を配置している（資料 10-1-29）。

また専任事務職員であっても、知識・専門能力を業務に発揮するため、一定の条件を満たした場合、特定分野の部署に一定期間配置する特定職務型スタッフ・コースを整備している（資料 10-1-30）。

事務職員は定期的な人事異動により様々な部署における勤務が原則であるが、特定職務型スタッフに認定された場合、人事異動の対象外とされ特定部署に一定期間勤務することができる。特定部署の勤務を一定期間保証することにより、経験及び専門能力を活かした業務遂行が期待できる。現在、特定職務型スタッフは、主に図書館事務部に配置されている。

(3) 教学運営その他の大学運営における教育職員と事務職員の連携関係（教職協働）

本学の事務組織は、「事務組織規程」に基づき「部（又は室）」を置き、管理職及び必要な事務職員を配置している。教員を部長（又はセンター長）に任命し配置している部署もあり、教員による部長（又はセンター長）の下に事務部長（又は次長）を配置し、教職協働で大学運営を行う体制を整備している（資料 7-1【ウェブ】、10-1-31、10-1-32）。

大学運営に係る主要な会議（評議会、部局長会、学長会）や教学運営に係る主要な会議（全学教学政策会議、教学会議、大学院教学会議）も教員と事務職員で構成しており、教職協働による運営体制を構築している（資料 2-10、2-11）。

このような連携体制は、それぞれ異なった視座から大学運営の当該案件をとらえることができ、本学が長年培ってきた良好な組織運営といえる。

(4) 昇格等、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は、事務職員に資格制度を導入し、資格別に処遇を決めている。事務職員の資格は、「事務員及び医務員人事規程（以下「人事規程」）」第 5 条、「事務員及び医務員の資格等に関する細則」第 2 条及び第 5 条（別表 1）において、その種類、基礎資格及び資格要件を定めている（資料 10-1-33、10-1-34）。

昇格人事は、人事規程第 7 条に基づき、原則として年 1 回実施する。人事規程第 8 条に基づく候補者推薦委員会が、各候補者の業務評価を資格要件と照合し、厳正に昇格候補者の選任を審議している。また候補者推薦委員会は、対象資格別に委員構成を変更し、一部の委員に偏らないように配慮している（資料 10-1-35）。

資格制度を公正に運用するため、人事規程第 7 条の 2 に基づき、昇格審査の結果に不服がある場合には、不服を申し立てることができる制度を設けている（資料 10-1-36）。

以上のことから、本学は、大学運営に必要な事務組織を設置し、その事務組織は適切に機能していると評価する。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学は、大学設置基準の一部改正に伴うスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」）の義務化を踏まえ、大学執行部である部局長会構成員を対象とした研修を実施している。部局長会構成員が、経営者（理事）としての観点に立脚して、その使命・役割を適切に遂行できるよう、大学運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上させるため「大学執行部情報共有セミナー」を年数回実施している。同セミナーは、設定するテーマに応じて、部局長会構成員以外の教職員等、特に部長（又はセンター長）を兼務する教員には、積極的な参加を促している（資料 10-1-1、10-1-37、10-1-38）。

教員を対象とした研修は、内部質保証システムの1つの制度である教員活動自己点検を毎年度実施している。各教員は自らの1年間の活動（4領域）を点検・評価し、その維持・改善・向上に努めている。加えて、教員が所属する組織（学部等）では、教員活動の組織的活用と称して、毎年度、所属組織ごとにテーマを決めて、教学組織の運営面について意見交換を実施している（第2章・第6章参照）。

また毎年度、初めて着任する教育職員を対象に、本学の教育・研究、FD活動及び教員活動自己点検等について理解を深めることを趣旨とした新任者就任時研修会を開催している（資料10-1-39【ウェブ】）。

事務職員を対象とした研修は、職員に求められる知識や技能を修得するため、研修要項に基づき「組織目標達成型研修」と「自己啓発型研修」に大別し実施している。組織目標達成型研修は、資格別研修、選抜研修、部署別研修に分類される。また管理職位者研修も年数回実施している（資料10-1-40、10-1-41、10-1-42）。

資格別研修では、資格に応じて必要とする知識、実務能力の獲得及び能力の向上を目指し、資格別に研修メニューを用意している。特に就任1～3年目の職員に対しては、「龍谷大学職員入門研修」を実施し、本学に関する基本的な知識の修得を目指している。

選抜研修では、事務職員の中から受講者を選抜し、私立大学連盟等が主催する研修会、他大学の職員と連携し実施するプロジェクト企画立案研修（WISDOM研修）、国外の高等教育機関を訪問調査する海外高等教育研修等を実施している。

研修制度は、有期雇用の事務職員も対象としている（資料10-1-43）。

また意欲及び資質・能力の向上を図るため、専任事務職員を対象に評価制度を導入している。同制度は、上司との面談を通じ、業務目標の進捗管理及び達成を目指すものである。各事務職員は、同制度による面談等によって長所や短所を自覚し、今後の資質・能力向上につなげている（資料10-1-44、10-1-45、10-1-46、10-1-47）。

なお、評価制度は、個々の事務職員の資質・能力を向上させる人材育成制度であり、資格制度には連動させていない。

以上のことから、本学は、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に実施していると評価する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセス及びその適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。大学運営の適切性については、学長室、総務課、人事課及

び内部監査室において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている（資料 10-1-48、10-1-49、10-1-50、10-1-51）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

（２）監査プロセスの適切性

監査については、三様監査を整備し、監事、監査法人及び内部監査室が、それぞれ定期的又は必要に応じ監査を実施している。

監事は、寄附行為第 5 条及び第 9 条において、定員 3 名、任期 3 年で、理事長が評議員会の同意を得て選任すると定めている。監事の職務は、同第 13 条の 3 において、業務監査や財産状況の監査等を定めているが、私立学校法の一部改正（2019 年 5 月公布）を踏まえ、2019 年 12 月に寄附行為の下に「学校法人龍谷大学監事監査規程」を制定した。2020 年度以降、監事による監査は同規程に基づき実施される（資料 10-1-52、10-1-53）。

監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されるもので、毎年度、監査計画書に基づき適正に実施されている（資料 10-1-54）。

内部監査室による監査は、「予算統制等に関する規程」第 7 章（第 31 条～第 41 条）、「内部監査実施細則」及び「臨時監査の対象及び手順に関する要項」に基づき、毎年度、定期監査（業務監査）及び臨時監査を実施している。定期監査の結果は、1 年間の結果をまとめ学長に報告し、臨時監査の結果は、その都度、学長に報告している（資料 10-1-20、10-1-55、10-1-56）。

監事、監査法人及び内部監査室は、定期的に監査状況等を共有する法人監事会を開催し、三様監査の連携強化を図っている。

（３）点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、毎年度の自己点検・評価の結果を次年度以降の取組に反映するなど、組織の自己点検・評価において、点検・結果に基づく改善・向上を図っている（資料 10-1-48、10-1-49、10-1-50、10-1-51）。

大学運営の適切性に関する改善取組を次のとおり記載する。

内部監査室による定期監査で指摘された課題については、毎年度、当該部署の責任において、改善計画書を策定し、改善・向上に取り組み、その結果を学長に報告している（資料 10-1-57）。

学長選挙の実施年度は、学長選挙終了後、選挙管理委員会の下で総括が行われ、その結果を学長に報告し、選挙運営及び選挙結果の公正性を確認している。また総括の結果による課題等は、次の学長選挙までに改善を図っている。例えば、2010 年度に初めて試行的に実施された学長候補者に対する質問制度については、2014 年度の学長選挙の再試行を踏まえ制度内容を総括し、2016 年度に学長選挙規程を一部改正し、2016 年度の学長選挙から正式な制度として運用を開始している（資料 10-1-5）。

以上のことから、本学は、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとして評価する。

2. 長所・特色

(1) 法人と大学との一体的な運営

本学の運営方針には、学校法人と教学組織（大学）とを一体的に運営することを明示している。大学の審議決定機関である部局長会及び学長会は、学校法人においては常任理事会及び専務・常務理事会であり、それぞれ同じ構成員が運営を担っている。

また理事会は、原則として大学の意思決定を尊重する運営を行っている。学校法人と大学とが一体的に大学運営を担ってきたことは、長年にわたる信頼関係の維持に基づいた「良き慣行」の証である。その一体的な大学運営を維持・継続するため 1975 年に開始した長期計画の策定と完遂、当該事業の遂行を裏づける長期財政計画の編成と執行、この 2 つの計画に基づいた大学運営こそが、本学の長所であり特徴である。

(2) 大学執行部情報共有セミナーの開催

大学執行部情報共有セミナーは、学長、副学長、事務局長、総務局長及び各学部長等の大学執行部が大学運営に必要な能力・資質を向上させるための理事者研修であり、教員、事務職員に関係なく大学運営に携わる者全員を対象としたスタッフ・ディベロップメントである。まだ同セミナーには、大学執行部以外にも、大学運営にかかる業務を所管する各事務組織の部長・センター長（教員）及び事務部長も参加している。

ただ、昨今の急激な社会情勢の変化にともなって、同セミナーの回数が増加することが想定される。今後の本学発展のための大学運営に資する機会にするため、より有効な情報獲得と意見交換の機会にしたい。

(3) 学内構成員からの意見を踏まえた大学運営

本学は、最高意思決定機関である評議会の審議・意思決定においても、学内構成員の意見を聴取して審議することを重視している。このことは大学の主体である学生の意見を尊重するという態度にもあらわれている。

上述した、毎年度の全学協議会を開催して、学生から出された意見や要望を大学運営に反映させている。加えて、次期長期計画「構想 400」の策定においても、将来構想に対する意見やアイデアを聞く機会として、学生を対象とした全学ワークショップを開催し、意見やアイデアの一部はその実施に向けて進展している。

このように本学は、大学運営に関わる意思決定プロセスにおいて、決して大学執行部の意志だけで事業の遂行や実施をするのではなく、学内構成員との対話及び傾聴を尊重した大学運営を行っている。

様々な立場の構成員の意見を聞いて、大学運営の方向性を見据えて事業遂行していく態度は、営々と継承してきたものである。今後、社会状況の急激な変化に直面しても、建学の精神に基づいた大学運営によって本学の発展を目指すものである。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学は、1975年から長期計画に基づく大学運営を行っており、2020年1月には次期将来計画「構想400」を公表し、現在、アクションプランの策定を進めているところである。

また運営方針において、学校法人と教学組織（大学）を一体的に運営するという独自の方法を明示して、大学執行部（部局長会）が、法人運営及び大学運営において、そのリーダーシップを発揮する運営体制を整備している。

寄附行為及び学則等の規程には、学長、副学長、学部長の責任と役割を定め、大学の審議決定機関は、評議会、部局長会及び学長会並びに教授会を置き、また学校法人の常任理事会は部局長会と、専務・常務理事会は学長会と位置付け、それぞれの審議事項を定めることにより、意思決定及びそれに基づく執行体制を明示している。

また適切な予算編成・予算執行の下で健全な財政基盤を確立し大学運営を行っている<第10-2章参照>。

大学の最高意思決定機関である評議会の審議では、重要案件等は継続審議を原則とし、教授会や事務組織を通じた意見聴取を行っている。加えて、大学運営に対して、大学構成員である学生の意見を聞く機会も設け、その都度、当該課題に対する主担当部署がその対応にあたることとなっている。本学は、あらゆる場面において学内構成員との対話及び傾聴を尊重した意思決定プロセスを採用している。

本学は、事務組織規程に基づき大学運営に必要な事務組織を設置し、各事務組織の責任者（部長・センター長）に教員を任命するなど、教員と事務職員の連携による運営体制を構築している。また業務の多様化・専門化に対応するため、専門性を必要とする部署には、専門職務職員を配置している。加えて、大学運営に必要な知識・技能の修得や資質向上を図るため理事者研修である大学執行部情報共有セミナーを年数回実施するとともに、各教員は教員活動自己点検を通じた資質向上・改善に取り組み、事務職員に対しても研修制度及び評価制度を実施している。

本学は、事務職員を適正に配置した事務組織を適切に機能させるとともに、大学運営を適切かつ効果的に行うため、理事並びに教員及び事務職員の意欲、能力及び資質の向上を図っている。

本学では、学内あらゆる部門の質的向上を目指して、組織の自己点検・評価を毎年度実施している。全学大学評価会議において確定した評価結果は、各組織にフィードバックされ改善・向上につなげている。また三様監査を整備し、監査による改善活動も実施しており、大学運営においては適切な改善・向上サイクルを確立している。

以上のことから、本学は、運営方針を定め、大学運営及び法人運営体制を適切に整備し、かつ教員及び事務職員の能力・資質向上に取り組み、健全な財政基盤の下で運営体制を機能させていると評価する。

第10章 大学運営・財務

(2) 財務

1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：財務関係比率に関する指標又は目標の設定

(1) 財政基本計画及び長期財政計画の設定

本学は、長期的・安定的な財政基盤を確立するため、2002年1月に「財政基本計画」を策定し、財政的な裏付けの下で第4次長期計画（2000～2009年度）を完遂し、さらに第5次長期計画（2010～2019年度）を推進している。

本計画の概要は次のとおりである（資料10-2-1）。

ア) 財政の基本的な考え方

- 1) 財政は、教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必要な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件でもあることに留意する。
- 2) 高等教育機関をめぐるさまざまな動向の中で、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を計ることが、長期財政を確立する上での大きな課題であり、「教学創造こそ財政」の認識に立つ。
- 3) 第5次長期計画に基づき、資金を教学創造という質的發展に重点投資し、「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」のある財政を構築する。

イ) 財政の具体的施策

考え方	目標	具体的施策
主体性	教学組織を中心とした各事業主体の自律性を促進し、的確な教学支援財政を確立する。	①教学主体予算の充実と評価 ②事業評価システムの継続実施 ③事業目的別予算科目の充実
安定性	厳しい大学環境の中にあって、安定的な財源の確保と、安全な財政運営を目指す。	①学生定員の確保 ②学外資金の獲得 ③教員・事務職員定員枠（人件費枠）の設定 ④借入金の方角性
健全性	指標数値に照らした長期的財政の健全性を計るとともに、金融リスクの増大に対処するためのリスクマネジメント体制を強化する。	①財政検証システムの構築 ②資金運用の体制維持 ③経常的経費の総額抑制 ④長期財政計画の策定

社会性	大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウンタビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報開示に努める。	①学費制度の方向性 ②財政公開の充実
-----	--------------------------------------------------------------------------	-----------------------

図 10-2-1 財政の具体的施策（資料 10-2-1）

本学は、財政基本計画の基本的な考え方である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、安定的な学生確保や多様な外部資金の獲得をはかることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

また教育研究を安定して遂行するための財政基盤を確立・維持するためには、単年度の財政運営だけではなく長期的な財政見通しを含む財政計画の策定が重要である。長期計画に基づく事業推進を財政的に裏付けるとともに、健全な財政基盤を維持するため、毎年度、向こう 10 年間にわたる「長期財政計画」を策定している。長期財政計画は、予算編成又は決算時に最新の数値に更新し、財政執行状況を注視するとともに、財政状況の見通しを確認している（資料 1-38）。

（2）財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、長期財政計画の付随資料として財務比率表を設けている。財務比率表は、「事業活動支出比率」「人件費依存率」「教育研究経費比率」「総負債比率」「借入金償還比率」「基本金組入後事業活動収支超過比率」「自己資産増加率」の 7 項目で構成され、それぞれの比率に財務の健全性を確保することを目的とした財政ガイドポスト（警告／中止）を設定している（資料 10-2-2）。

予算編成又は決算時には各財務比率を算出し、財政ガイドポストに基づき財政状況を検証している。2018 年度決算における財政状況の検証結果は下表のとおりで、すべて財政ガイドポストの警告値を下回る（教育研究経費比率・自己資産増加率は上回る）結果となり、安定性・健全性を維持できていると評価している（資料 10-2-2）。

項目	ガイドポスト		2018 決算
	警告	中止	
(1) 事業活動支出比率 (事業活動支出/事業活動収入)	93 以上	100 以上	90.0
(2) 人件費依存率 (人件費/学生納付金)	68 以上	71 以上	63.8
(3) 教育研究経費比率 (教育研究経費/事業活動収入)	30 以下	25 以下	33.0
(4) 総負債比率 (総負債<前受金を除く>/総資産)	20 以上	25 以上	7.6
(5) 借入金償還比率 (借入金元利償還額/事業活動収入)	10 以上	20 以上	1.4

(6) 基本金組入後事業活動収支超過比率 (当該年度支出超過額/基本金組入額) ※10年の平均値とする	60以上	80以上	53.0
(7) 自己資産増加率 (当年度純資産-前年度純資産)/前年度純資産)	1.0以下	0.0以下	2.0

図 10-2-2 長期財政計画 財務比率 (2018 年度決算) (資料 10-2-2)

その他、本学の財政の健全性を客観的かつ多角的に検証するため、収支構造が本学と同様である全国私立大学（医歯系法人を除く）の平均値を算出し、本学の数値と比較することによって、本学の財務状況の健全性を判断している（資料 10-2-3）。

本学の 2018 年度決算値と、全国私立大学の 2017 年度決算の全国平均値を比較した結果、本学はストック面では、「純資産構成比率（（純資産（基本金＋繰越収支差額）/（負債＋純資産））」、「内部留保資産比率（（現金預金＋特定資産＋有価証券－総負債）/総資産）」、「退職給与引当特定資産保有率（退職給与引当特定資産/退職給与引当金）」、「負債比率（総負債/（基本金＋当年度収支差額）」等の指標において、またフロー面では、事業活動収支差額比率の指標において、全国平均より良い数値となっている。他方、収入構造では、学生生徒等納付金比率は全国平均よりも高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低い状況にあり、学生生徒等納付金以外の収入の割合を高めることが課題である（資料 10-2-3）。

以上のとおり、本学は、財政の基本的な考え方となる財政基本計画を定め、本計画のもとで長期計画の事業推進を裏付ける長期財政計画を策定し、毎年度、予算編成時又は決算時に更新している。また長期財政計画の更新時には、その財政状況を確認するため、財務比率別にそれぞれの財政ガイドポストに基づく検証を行い、かつ全国私立大学の財務比率の平均値と比較するなど、適切に財政状況の健全性を判断している。

これらのことから、本学は教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると評価する。

さらに、第 5 次長期計画の次の長期計画「構想 400」を見据えて、「財政基本計画（財務比率及び財政ガイドポストを含む）」の改訂にも着手している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用

(1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤

上述の財政の基本的な考え方に示すとおり、財政は教学展開の重要要素であると同時に、大学運営の側面からは制約条件でもある。そのため、法人全体の財政状況を確認するだけでなく、学部単位（研究科を含む）における収支状況を確認することにより、各学部・研究科の財政的な自律性を促進している（資料 10-2-4）。

決算時に作成する学部別収支状況表では、決算額を学生数、教員数又は校舎面積若しくは授業担当コマ数等の比率による按分・調整によって、学部単位（研究科を含む）の決算額を算出し、財務比率別にそれぞれの財政ガイドポストと比較し検証している。2018年度の学部別収支状況表における財政状況は下表のとおりである。

学部単位（研究科を含む）の財政状況では、事業活動支出比率、人件費依存率において「警告」数値を上回る学部もあるが、これらの数値は一時的なものであり、将来の財政状況に悪影響を与えるものではなく、許容範囲であることを確認している（資料 10-2-4）。

項目	ガイドポスト		2018年度各学部の数値 (最小値と最大値)
	警告	中止	
(1) 事業活動支出比率 (事業活動支出/事業活動収入)	93%以上	100%以上	75.0% ~ <u>97.5%</u>
(2) 人件費依存率 [教員] (人件費/学生納付金)	○文・経済・経営・法・理工・社会・政策 41.5% (43.5%までは許容)		31.7% ~ <u>44.6%</u>
	○国際・農 42.5% (44.5%までは許容)		38.9% ~ 40.0%
(3) 教育研究比率 (教育研究経費/事業活動収入)	30%以下	25%以下	<u>27.5%</u> ~ 40.4%
	上限比率：35.4%		

図 10-2-3 2018年度決算「学部別収支状況表」各財務比率の検証（資料 10-2-4）

(2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

本学は、限られた財源を有効かつ効果的に配分するため、2000年度から継続して「事業評価システム」（2016年度に再構築）を運用している。事業評価システムは、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としたもので、各事業の成果及び妥当性を評価し、その結果を翌年度以降の予算編成に反映している（資料 10-1-22）。

具体的な手法は、事業実施部局又は部署による事業の「目的」「手段」「予算執行状況」「成果」等を踏まえた自己評価に加え、事業の成果を客観視できるように設定した「効

果測定指標」に基づいて、事業成果及び効果を「質」と「量」から測定する。また事業活動の度合いも「ニーズ」「効率性」「有効性」「費用対効果」等の視点から評価を行い、当該事業の「継続」「改善」「廃止」「終了」を判断する。

この事業評価システムを導入することで、次のような効果が期待できる。

- ア) 「質」と「量」の両面における成果を重視した事業運営。
- イ) 費用対効果の観点から事業手法を検証し、事業の効率化を高める。
- ウ) 各事業の効果、実施状況や予算額の妥当性、過年度の実績等から予算編成の適切性を検証し、次年度以降の予算編成に反映させる。
- エ) 限られた財源の有効かつ効果的な予算配分を目的とした、客観的な評価に基づく事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）の実現。

事業評価システムの評価対象は、2016年度以降、各年度148～189件で、そのうち「改善」「廃止」と指摘された事業は各年度26～53件である。改善及び廃止と指摘された事業は、担当部局又は部署に改善計画書の策定が義務づけられ、廃止と指摘された事業の継続実施を希望する場合には、部局長会（大学執行部）における審議・承認を必要としている。

また、2018年度には、事業評価システム自体の検証を行い、適切性や課題・対策等を確認し、当該制度を継続し実施することとしている（資料10-2-5）。

（3）外部資金の獲得

本学は、外部資金の獲得方策として、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助事業への申請及び個人・法人に対する寄付金の募集を行っている。2018年度決算における補助金・寄付金収入額は合計して27億4,155万円（事業活動収支計算書上の収入全体における比率は9.5%）となっている（資料10-2-6【ウェブ】）。

また「受託研究取扱規程」及び「奨学寄付金取扱規程」を整備し、研究資金の受け入れを行っている。2018年度の実績は、受託研究費47件（1億6,300万円）、奨学寄付金64件（4,620万円）となっている（資料10-2-7、10-2-8、10-2-9、10-2-10）。

その他、2018年度は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業を3件（1,341万円）、私立大学研究ブランディング事業を1件（4,400万円）の補助金を受け、大学共同利用機関法人人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業1件（587万円）の外部資金を得ている（資料10-2-11、10-2-12）。

（4）資産運用

本学は、「龍谷大学資金運用要項」を定め、安全性を第一義とし、流動性・収益性にも配慮しながら預金及び債券の運用を行っている。毎年度の資産運用は、要項に基づき、運用資金の限度額、運用対象となる債券等の種類及び取引先証券会社等を示した「資金運用方針」を策定し、部局長会（大学執行部）において安全性等を確認した上で実施している（資料10-2-13、10-2-14）。

2018年度決算における受取利息・配当金収入は5億3,207万円（事業活動収支計算書上の収入全体における比率は1.8%）となっている（資料10-2-6【ウェブ】）。

また資産の運用状況に関しては、市場動向や本学運用資産のバランス、債券運用（格

付基準抵触確認を含む)等の項目について、四半期ごとに外部機関によるモニタリング評価を受けるなど、運用の適正性を確認している。

以上のことから、本学は、将来にわたって教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していると評価する。

ただし、学生生徒等納付金比率が全国平均より高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低いことから、学生生徒等納付金以外の収入の割合を高めるなど、多様な収入源の確保に努めることが課題である(資料10-2-3)。

2. 長所・特色

本学は、2002年に財政の基本的な考え方を定めた財政基本計画を策定した。その下で長期財政計画を毎年度策定・更新することにより、将来にわたって教育研究活動を支えるために必要かつ十分な財政基盤を確立し、約20年にわたる第4次・第5次長期計画の事業推進を支えてきた。

また、本学の数値と全国私立大学(医歯系法人を除く)の平均値との比較・検証、学部別収支状況表の作成、事業評価システムの導入及び定期的な資産運用に係るモニタリングの実施等、様々な取組をもって財政状況の健全性を判断している。

3. 問題点

学生生徒等納付金依存率が全国平均より高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低いことから、学生生徒等納付金以外の収入の割合を高めるなど、多様な収入源の確保に努めることが課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、2002年に財政の基本的な考え方を定めた財政基本計画を策定した。「教学創造こそ財政」という基本的な考え方の下、毎年度、10年間の長期財政計画を策定・更新し、安定した財政基盤に基づく長期計画の事業を推進している。

また本学は、財政の健全性を確保するため、予算編成又は決算時に各財務比率を算出し、財政ガイドポストによる財政状況の検証を行っている。加えて、学部別収支状況表を作成することで、法人全体の財政状況を確認するだけでなく、学部単位(研究科を含む)における収支状況を確認し、各学部・研究科の財政的な自律性を促進している。

予算編成においては、事業評価システムの導入により、限られた財源を有効かつ効果的に配分することを目指しつつ、各事業の成果及び妥当性を評価し、その結果を翌年度以降の予算編成に反映している。また2018年度には、事業評価システム自体を検証し、その適切性及び課題・対策等を確認している。

寄付金や外部資金の獲得、資産運用による収益増にも積極的に取り組み、学生生徒等納付金以外の収入増を図っているが、いまだ学生生徒等納付金比率が高く、寄付金比率・

補助金比率が全国平均より低いことから、学生生徒等納付金以外の多様な収入源を確保することが課題である。

以上のことから、本学は、財政基本計画の下で長期財政計画を適切に策定し、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立していると評価する。

さらに、2020年度から始まる次期長期計画「構想400」を見据えて、これまでの財政のあり方を踏襲しつつ、財政基本計画（財政ガイドポストの改定も含む）の改訂にも着手している。

1639年、西本願寺に創設された教育機関「学寮」を起源とする本学は、「浄土真宗の精神」を建学の精神としている。この建学の精神を基盤とし、常に時代の要請に応え、社会的使命を果たしてきた。本学は、2019年に創立380周年を迎えた。さらに、2020年度から開始する次期将来計画「龍谷大学基本構想400（以下「構想400」）」では、2039年創立400周年を見据えた行動計画（アクションプラン）を策定した。これまでの過去5次にわたって蓄積してきた長期計画の延長線上ではなく、新たに20年という長期スパンで本学の将来に向けた計画を実施するものである。

各基準の「全体のまとめ」において記述したように、取組の中には一部の課題がみられるものの、概ね大学基準を満たしていると判断している。

I. 成果が認められる取組

この度の認証評価に係る自己点検・評価を通して、構想400をはじめとする本学の方針に合致している取組をいくつか取りあげることとする。

1. 本学における自己点検・評価制度の毎年度実施とその実質化

組織の自己点検・評価と教員活動自己点検、この2つからなる本学の自己点検・評価制度は、2019年度9年目を迎えた。第2期認証評価では、その制度設計が高く評価されたが、その後、毎年度の継続により学内には評価文化が一定程度定着したといえる。一つの組織で改善が難しい課題は、複数の組織が関わり改善を果たし向上させている。教員活動自己点検では、当該教員担当のシラバスと教員の業績にはリサーチマップと関連付ける（リンクを張る）など負担軽減を実施した。またこれまでの評価シート等をデータベース化したことも機能的な活用を促す契機となった。

2. 教育改革・教育改善の牽引役「龍谷IP事業」の継続実施

本学の教学改革の根幹である龍谷IP事業は、特色ある教育プログラムの試行的実施を支援するものである。前事業の龍谷GPから通算すると2019年度で9年目となる。複数学部の連携事業も対象とし、龍谷IP事業予算額も2020年度からは総額1億円（龍谷GP事業予算額は年間2千万円）を確保し、各学部・研究科の教学改革を支援している。本事業の中から優れた教育成果を上げた事業を継続し、申請以外の学部・研究科にも、その教育プログラムを展開することにより、全学的な教育効果が期待できる。

3. 研究科横断型プログラム「地域公共人材総合研究プログラム」の実施

3つの研究科に横断的に開講する本プログラムは、分権社会を担う豊かな能力・優れた資質を持つ地域公共人材の育成を目的としている。様々な背景を持つ社会人大学院生と学部からの進学院生が、複数の研究科の専門が異なる教員から指導を受け、自らの研究や論文作成に取り組む点に特徴がある。本プログラムは1年間で修士課程を修了することが可能であり、社会人大学院生及び学部からの進学院生にも学びやすく進学しやすい環境を整えている。

4. 様々な指標による学修成果の把握及び評価の進展

本学各学部は、卒業認定・学位授与の方針に基づく成績評価及び単位認定に加えて、様々な指標を用いて学生の学修成果の把握及び評価に努めている。学修成果の測定に関するFDや龍谷IPを活用するなど教育開発を進め、今後、数多くの指標を全学部に進展させることが期待できる。

5. 学生募集活動への学生スタッフの参画

本学のオープンキャンパスは、本学学生スタッフ（アドミッション・サポーター）が参画している。主要なプログラムの大学説明会・キャンパスツアー・独自企画イベント・個別相談（交流）コーナー等を運営している。年齢の近い学生スタッフが応対することで、入学希望者（高校生）の疑問や不安の解消に大いに貢献している。これらの取組は、学生スタッフにとって、本学帰属意識の醸成とチームワークによる達成感につながり学生の成長を促している。

6. 学生主体の学生FDサロン開催

学生自治組織が主体となり、授業を受ける側からの提言等を学生・教員・職員のワークショップで開催している。2012年度から開始され通算10回以上継続している。FD活動は、教職員だけのものではなく受け手の学生との意見交換を通じて、望ましい授業環境の維持・向上につながっている。

7. 理工学部における初年次学習支援の取組

理工学部では、入学時にプレイスメントテストを実施し学力を確認し、学力に不安のある学生に対し、理工学部初年次学習支援センターを設置し、シニアアドバイザー（高等学校の元教員）や学生アドバイザー（上級生）が常駐し補習教育を実施している。同センターで指導を受けた学生は、理工系基礎科目（数学・物理）に必要な基礎力を修得している。

8. ライティングサポートセンターの支援活動

同センターでは、スーパーバイザーの指導のもと、大学院生のライティングチューターが、学生からのライティングの相談に対応している。毎年度、多数の学生が利用し、その満足度もかなり高く効果をあげている。

9. グローバル・キャリア・チャレンジプログラムの実施

将来、世界で活躍したいと考える学生を対象に、PBL（Project Based Learning）形式で学ぶグローバル・キャリア・チャレンジプログラムを実施している。本プログラムでは、学生の学びの意欲を喚起し、学生生活において主体的に学業に取り組む姿勢や留学や語学学習等に積極的に取り組む姿勢を育むことを目指している。

10. 学生の主体的な学修を促進する環境整備

各キャンパスに3つの機能別コモンズで構成するラーニングコモンズを設置し、学生自らが目的にあったコモンズを選択し学修に専念できる環境を整備している。各コモンズにはスタッフ・チューターを配置し、学生の主体的な学修を支援している。

11. 外部資金獲得における支援

科研費の獲得に向けた支援として、アドバイザー委員会制度・科研費再申請支援制度・国際的研究業績向上支援制度等を整備した結果、申請件数は増加傾向にある。また、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業や私立大学研究ブランディング事業の採択につながるなど研究支援体制が充実してきた。

12. キャンパス内における安全対策

毎年、第1学期に学内消火設備の使用訓練、第2学期に全学的な避難訓練を実施している。特に全学的な避難訓練は、大規模災害を想定し、安全かつ迅速な避難誘導、避難後の安否確認を実践している。また、学内関係者だけでなく地域住民の利用をも想定した自立型の水供給設備（井戸プラント）の設置や食料及び飲料水の備蓄等の非常時に備えた対策を充実させている。

13. 社会連携・社会貢献に関わる取組

本学は、従来から社会連携・社会貢献に関わる取組を積極的・継続的に実施してきた。REC、ボランティア・NPO活動センターや矯正・保護総合センター等を設置し、教育研究成果を社会に還元することに取り組んでいる。今後も構想400のもと社会連携・社会貢献活動を継続的に推進し、学生の実社会における実践的な取組を通して学則が示す「有為の人材養成」を目指していく。

14. 長期計画を支えた財政基本計画の策定

2002年に財政の基本的な考え方を定めた財政基本計画を策定した。その基本計画に基づいた向こう10年にわたる長期財政計画を毎年度策定・更新している。将来にわたり教育研究活動を支えるには、十分な財政基盤の確立が必要であり、約20年にわたる第4次・第5次長期計画の遂行と共にそれを支える長期財政基本計画は、あたかも相似の関係にある。今後も構想400に向けた財政基本計画の検証により堅固な財政基盤を維持していく。

II. 優先的に取り組むべき課題

本報告書のなかで提示したとおり、優先的に取り組むべき課題を以下に記述する。

1. 教学マネジメントの推進・運用

2019年度に全学教学政策会議・教学会議（又は大学院教学会議）・3つの方針検証委員会による新たな教学マネジメント体制を構築した。なかでも3つの方針検証委員会の役割は、全体を俯瞰する位置から各学部・研究科の教育活動を検証し、改善につなげる提言を行う

ことである。3つの方針策定委員会を適切に運用するとともに、その検証結果を確実に改善・向上につなげることが課題である。

2. 卒業認定・学位授与の方針の効果的な周知方法の開発

卒業認定・学位授与の方針の認知度が低い状態にある。アンケート調査の精度を上げるためには、まず学生に教育課程の達成目標である卒業認定・学位授与の方針の理解度を深める必要があり、方針の効果的な周知方法を開発することが課題である

3. 大学院研究科の収容定員の課題

大学院研究科（修士課程・博士後期課程）では収容定員を下回る状態が続いており、定員充足に向け、遅滞なく大学院改革を推進し、さらなる諸施策を検討・実施することが課題である。また学部の編入学定員についても、一部の学部では未充足の状態であり、さらなる改善の取組が必要である。

4. 各学部における教員人事に関する規程の比較検証と改善

各学部の教員人事に関する規程は、各学部により一部相違が見られる。規程における相違を確認の上、必要な対応策の策定・実施に取り組む必要がある。

Ⅲ. 今後の展望

毎年度の自己点検・評価を経て、本報告書をまとめるにあたって本学の全貌が明らかとなった。成果として認められさらに伸長・向上させる取組がある反面、改善すべき課題も顕在化してきた。

近年の急速な社会変遷や大学政策に対する社会の厳しいまなざしに対応できるよう本学は、約20年先を見据えた長期計画として構想400を策定したところである。今後は、そのアクションプランに沿って真摯に、かつ着実に教育研究活動に邁進する所存である。

大学構成員の様々な意見に丁寧に対応することこそ、建学の精神である浄土真宗の精神を具現化する姿勢であり、これまで本学が営々と築いてきたものである。伝統を継承するだけでなく、進取の精神を取り入れた本学ならではの展開がさらなる発展につながると確信している。

以上

2020（令和2）年3月27日

龍谷大学 大学評価支援室
室長 窪田和美